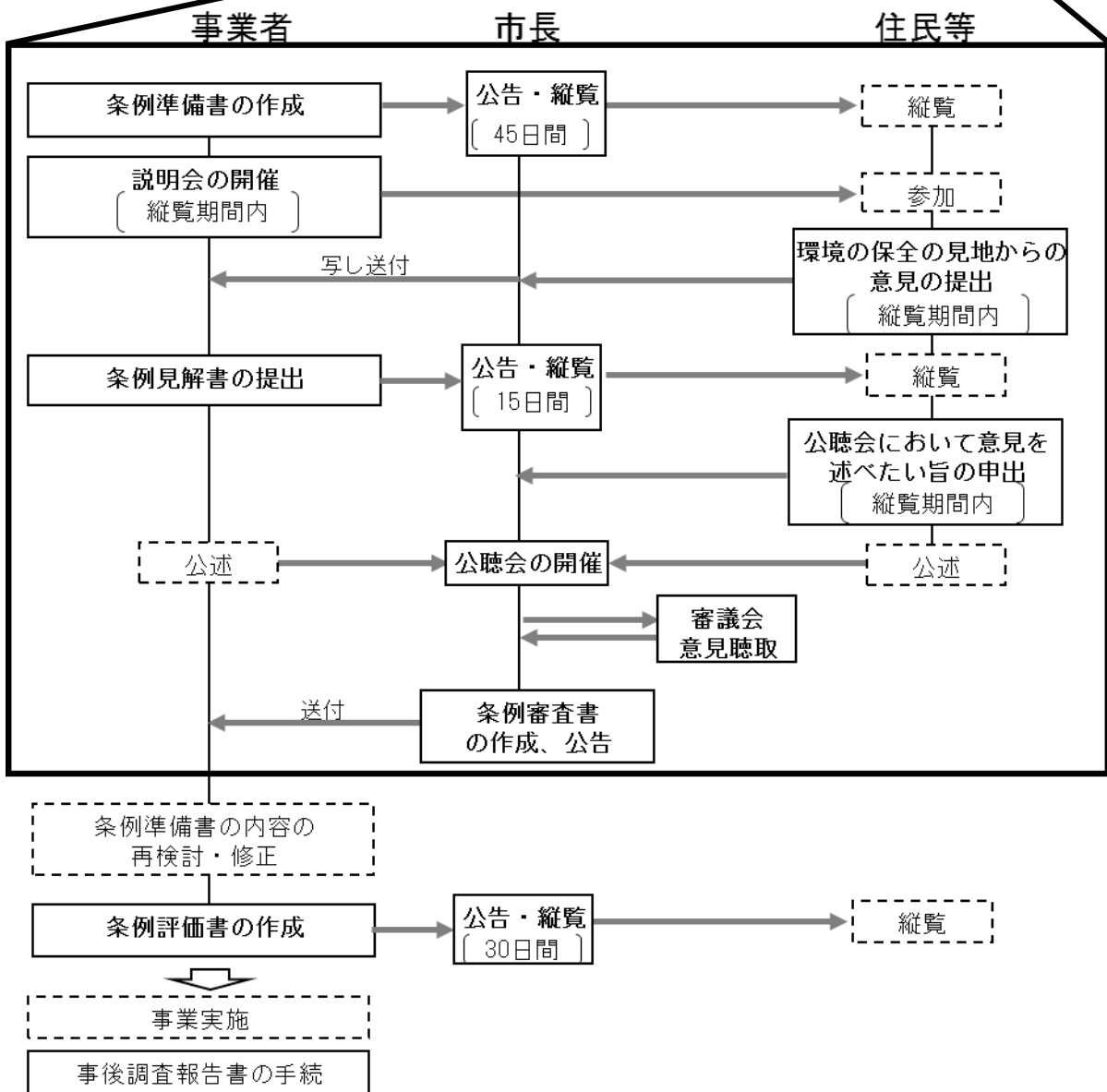
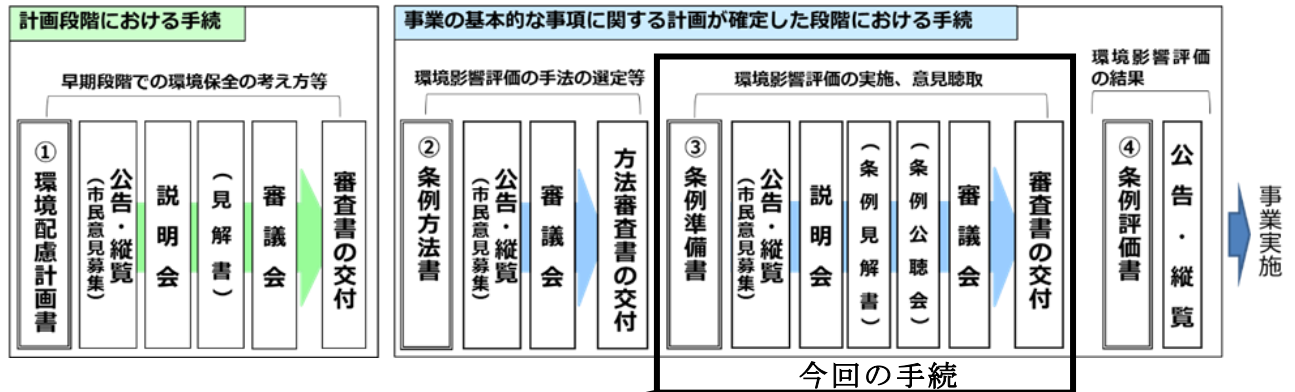


堤根処理センター整備事業に係る
条例環境影響評価準備書

令和6年1月

川崎市

川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続（第1種行為）



条例準備書・・・意見を聴くための準備として、環境影響の調査、予測及び評価結果等を記載するもの
 条例見解書・・・意見の概要及び事業者の見解を記載するもの
 条例評価書・・・手続経過を踏まえ作成する環境影響評価結果

目 次

第1章 指定開発行為の概要	1
1 指定開発行為者	1
2 指定開発行為の名称及び種類	1
3 指定開発行為を実施する区域	1
4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容	3
（1）目的及び必要性	3
（2）事業立案の経緯	3
（3）土地利用計画	17
（4）建築計画	19
（5）処理施設計画	34
（6）余熱利用計画	36
（7）公害防止計画	37
（8）緑化計画	43
（9）廃棄物処理計画	46
（10）交通計画	48
（11）供給計画	53
（12）排水計画	58
（13）防火・消火計画	58
（14）施工計画	61
（15）計画施設と既存施設の比較	71
第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果	73
1 予測・評価の結果	75
2 総合評価及び必要となる配慮事項	81
（1）計画の概要	81
（2）複数案の比較	81
（3）総合評価	81
第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	83
1 環境配慮計画書の縦覧等	83
2 意見書による意見と見解	85
3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	85

(1) 環境配慮に関する調査、予測及び評価の結果について	86
(2) その他	87
第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解	89
第5章 条例環境影響評価方法書に対する	
市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	91
1 条例環境影響評価方法書の縦覧等	91
2 意見書による意見と見解	93
3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解	93
(1) 事業計画の概要について	94
第6章 条例環境影響評価方法書に対する	
審査結果と指定開発行為者の見解	95
第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性	97
1 計画地及びその周辺地域の概況	97
(1) 気象の状況	97
(2) 地象の状況	100
(3) 水象の状況	104
(4) 植物、動物の状況	106
(5) 人口、産業の状況	108
(6) 土地利用状況	111
(7) 交通、運輸の状況	118
(8) 公共施設等の状況	122
(9) 史跡・文化財の状況	128
(10) 公害等の状況	130
(11) 法令等の状況	150
2 計画地及びその周辺地域の環境の特性	152
第8章 環境影響評価項目の選定等	155
1 環境影響要因の抽出	155
2 環境影響評価項目の選定	156
3 環境配慮項目	163
(1) 環境配慮項目の選定	163
(2) 環境配慮方針	164

第9章 環境影響評価	165
1 地球環境	165
1.1 温室効果ガス	165
2 大気	173
2.1 大気質	173
2.2 悪臭	263
3 地盤	281
3.1 変状	281
4 土壌汚染	292
4.1 土壌汚染	292
5 騒音・振動・低周波音	302
5.1 騒音	302
5.2 振動	338
5.3 低周波音	368
6 廃棄物等	378
6.1 一般廃棄物	378
6.2 産業廃棄物	385
6.3 建設発生土	394
7 緑	399
7.1 緑の質	399
7.2 緑の量	426
8 景観	436
8.1 景観	436
9 構造物の影響	460
9.1 日照阻害	460
9.2 テレビ受信障害	473
10 地域交通	486
10.1 交通安全、交通混雑	486
11 安全	527
11.1 火災、爆発、化学物質の漏洩等	527
第10章 環境保全のための措置	537
第11章 環境配慮項目に関する措置	543

第 12 章 環境影響の総合的な評価	545
第 13 章 事後調査計画	555
1 事後調査の目的	555
2 事後調査の項目	555
3 事後調査の内容	556
4 事後調査報告書の提出時期	556
第 14 章 関係地域の範囲	557
第 15 章 その他	559
1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類	559
2 条例準備書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地	559
(1) 条例準備書の作成者	559
(2) 業務受託者	559
3 事業内容等に関する問い合わせ窓口	559
4 参考とした資料の目録	560

資料編

本書に掲載した 1/40,000 の地形図は、すべて国土地理院発行の 1/25,000 電子地形図を複製したものです。

また、本書に掲載した 1/1,500、1/2,500、1/3,000、1/4,000、1/5,000、1/8,000、1/10,000 及び 1/15,000 の地形図は、すべて横浜市建築局都市計画基本図データ【横浜市地形図複製承認番号 令 5 建都計第 9110 号】及び川崎市の承認を得て同市発行の川崎市地形図を複製したものです【承認番号（川崎市指令ま計第 7 4 号）】。

第 1 章 指定開発行為の概要

第1章 指定開発行為の概要

1 指定開発行為者

名 称：川崎市
代 表 者：川崎市長 福田 紀彦
住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

2 指定開発行為の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業
種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）
本事業は、既存の廃棄物処理施設の建替を行うものであり、処理能力は既存施設と同等以下となるものの、建築面積等が大きくなることから、対象事業の種類は、「廃棄物処理施設の新設（第1種行為）」となる。

3 指定開発行為を実施する区域

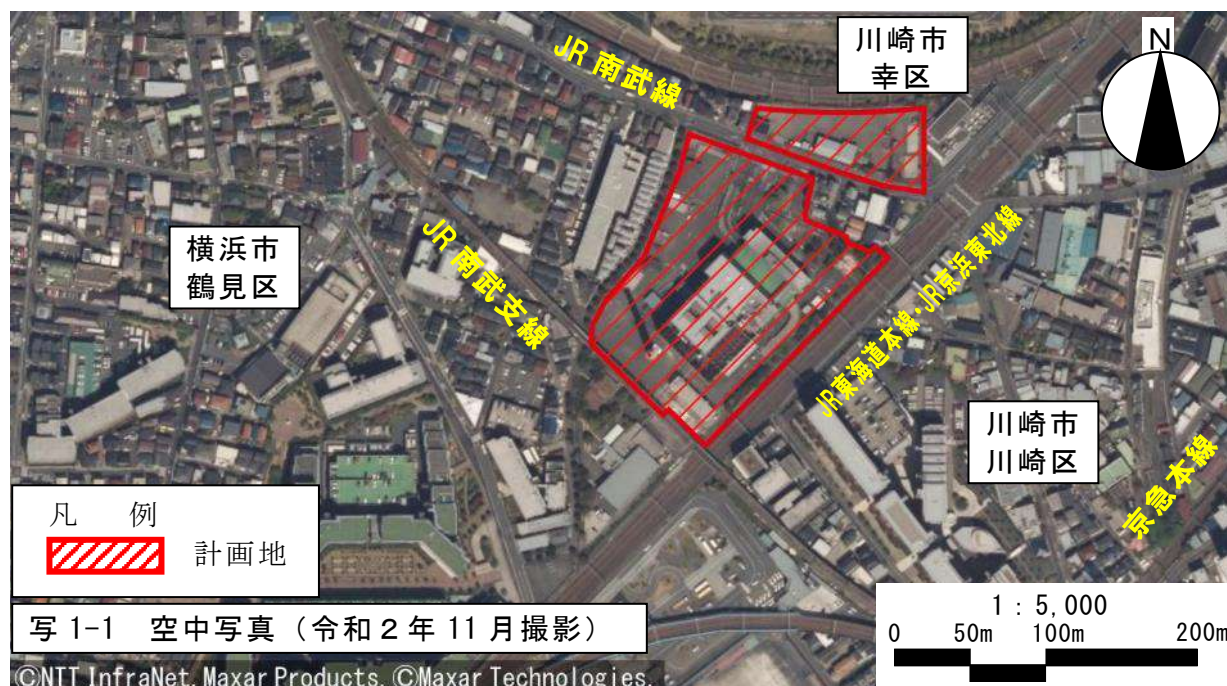
位 置：川崎市川崎区堤根52番（以下「堤根敷地」という。）
川崎市幸区柳町74番3（以下「柳町敷地」という。）
（写1-1、図1-1参照）

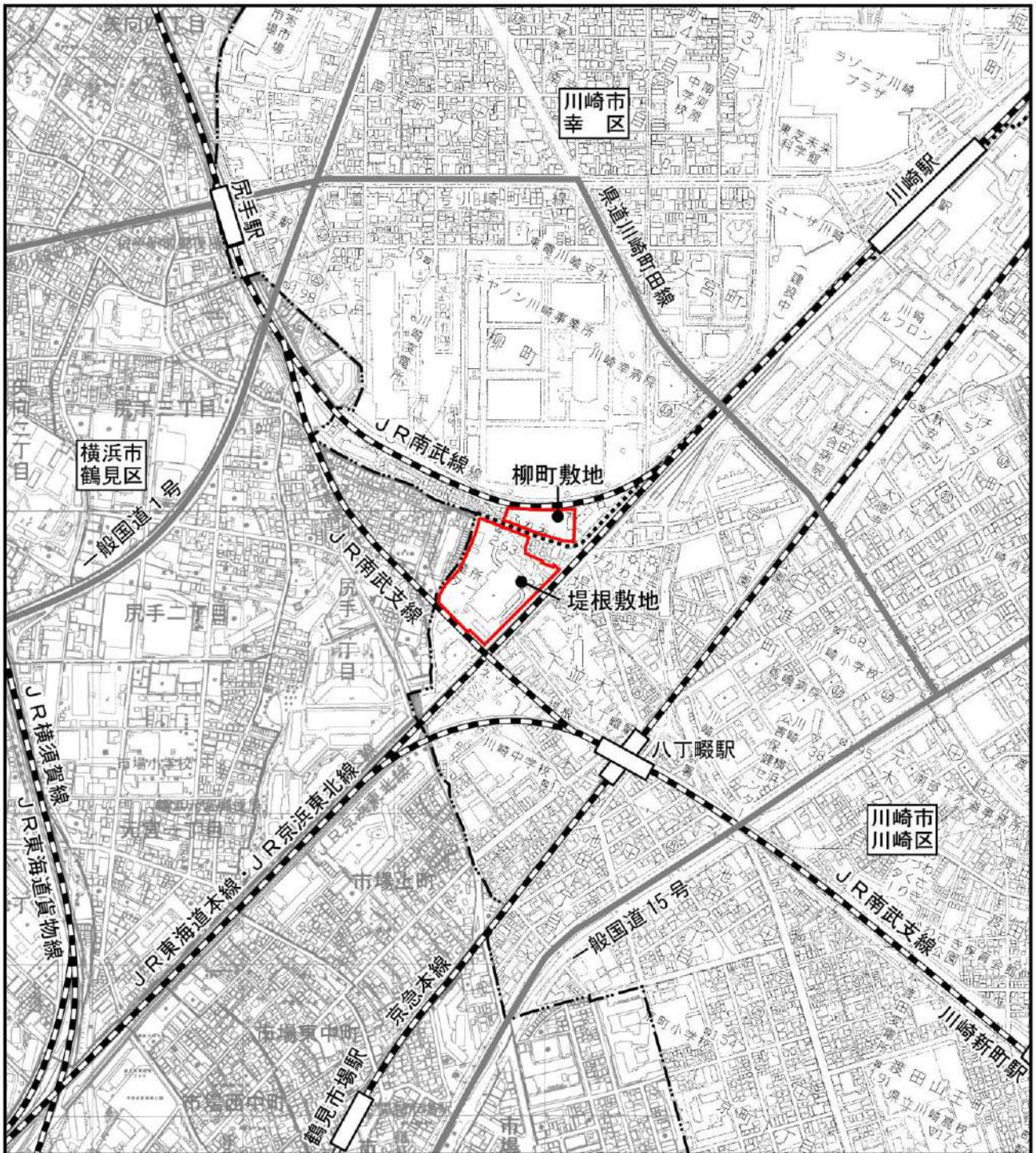
区域面積：約26,000m²（準工業地域）

現 況：堤根処理センター

計画地は、図1-1に示すとおり、川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、現在は、堤根処理センターとして利用している。計画地南東側は東海道本線及び京浜東北線、南西側は南武支線、北西側は横浜市との境界線と接している。

計画地周辺は住宅地や鉄道等となっており、計画地周辺の主要な道路網は、南東側約500mに一般国道15号（第一京浜）、北西側約500mに一般国道1号（第二京浜）、北東側約500mに県道川崎町田線（一般県道140号線）が通っている。計画地周辺の主要な鉄道路線は、南東側に東海道本線、京浜東北線及び京急本線、南西側に南武支線、北側に南武線が通っており、最寄駅は、計画地南東側約300mに位置する京急本線及び南武支線の八丁畷駅、北東約1.0kmに位置する東海道本線の川崎駅である。





凡例

- 計画地
- · — 市境
- 区境
- 主要道路
- + — 鉄道

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」「川崎市」・「横浜市行政区図 (鶴見区図)」「横浜市」を使用したものである。

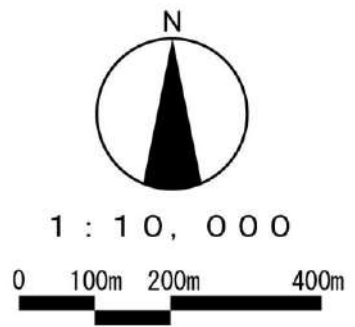


図 1-1 計画地位置図

4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容

(1) 目的及び必要性

近年、化石燃料を中心とした天然資源枯渇の懸念や地球温暖化問題等の地球規模での環境問題を契機に、社会経済活動やライフラインの変革を含め、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続的な循環型社会の形成を実現していくことが喫緊の課題となっている。

こうしたことから、本市では、3R（リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する））の取組に重点を置き、循環型の廃棄物処理に向けた基本施策に取り組んでおり、平成27年度にごみ焼却量の目標値である37万トンを達成し、平成28年3月には、新たに「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつながる エコ暮らしプラン）」を策定し、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念に、今後10年間の継続的な取組を推進することとしている。ごみ処理においては、ごみの減量にあわせて、平成27年度より、市内全体で通常3つの処理センターを稼働し、1つの処理センターを休止、建設中とする3処理センター体制への移行を実現しており、今後は、3処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、引き続き、ごみの減量化を進めるとともに、長期的な視点に立った施設整備が必要となっている。

これらを踏まえ、本事業では、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設を整備することを目的とする。

(2) 事業立案の経緯

ア 廃棄物処理事業の状況

本市の廃棄物処理事業は、昭和の中期から都市機能の維持や生活環境の保全といった総合的な環境衛生対策と位置付け、いち早く機械式のごみ収集車両を導入し、毎日収集を実施するなど近代的な処理システムを構築してきた。

その中でも、処理システムの根幹となるごみ焼却処理施設については、図1-2及び表1-1に示すとおり、南北に細長い地形に4施設をバランスよく配置することにより、ごみ処理をこれまで停滞させることなく、安定的かつ効率的に実施してきた。

そして、ごみの減量、3Rの推進に取り組むことにより、ごみ焼却量の削減を実

現し、平成27年度からは、3 処理センター体制へと移行した。現在は橋処理センターの建替を実施しており、次期建替施設として堤根処理センターの建替計画を進めている。

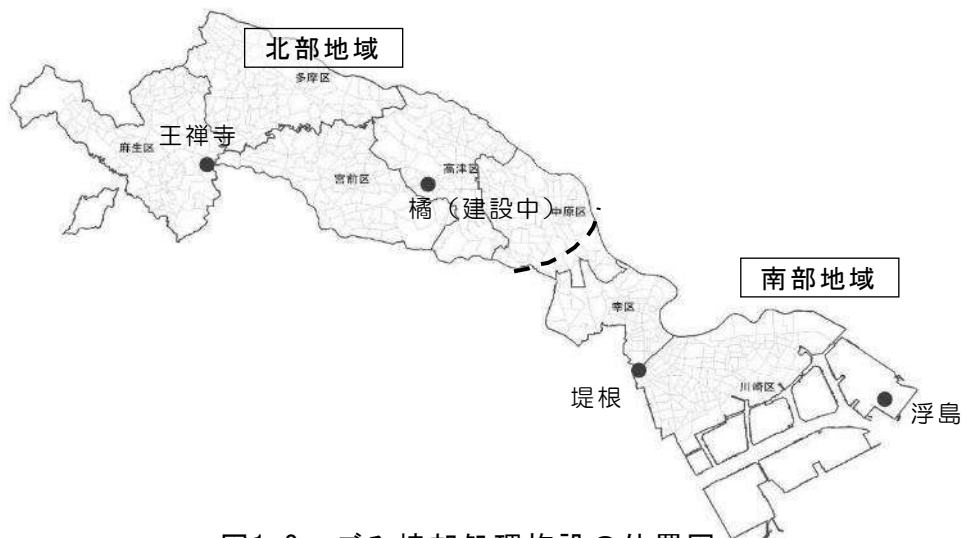


図1-2 ごみ焼却処理施設の位置図

表 1-1 ごみ焼却処理施設の概要

施設名 区分	王禅寺処理センター	橋処理センター	堤根処理センター	浮島処理センター
所在地	麻生区王禅寺1285	高津区新作1-20-1	川崎区堤根52 川崎市幸区柳町74-3	川崎区浮島町509-1
着工・竣工 年 月	(着工) 平成19年12月 (竣工) 平成24年3月	(着工) 平成29年12月 (竣工) 令和6年3月 (予定)	(着工) 昭和51年3月 (竣工) 昭和54年3月	(着工) 平成3年12月 (竣工) 平成7年9月
敷地面積	約54,700m ²	約24,500m ²	約26,000m ²	約59,500m ²
公称処理能力	450 t /24h	600 t /24h	600 t /24h	900 t /24h
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
集じん設備	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器	電気集じん器 洗煙塔(自立円筒形 スプレー式)	ろ過式集じん器

注) 既存の堤根処理センターは、令和6年3月末休止予定である。

また、ごみ焼却量を削減し、リサイクルの推進のために必要である資源化処理施設の概要を表1-2(1)、(2)に示す。

表 1-2(1) 資源化処理施設の概要（北部地域）

施設名 区分	玉禅寺処理センター		橘処理センター
	粗大ごみ処理施設	資源化処理施設	資源化処理施設
所在地	麻生区玉禅寺1285		高津区新作1-20-1
処理対象物	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 小物金属	①空き缶 ②空き瓶 ③ペットボトル	ミックスペーパー
処理能力	40 t / 5 h (8 t / h)	① 20 t / 5 h (4 t / h) ② 25 t / 5 h (5 t / h) ③ 12.5 t / 5 h (2.5 t / h)	45 t / 5 h (9 t / h)
竣工年月	平成28年 3月		建設中

表 1-2(2) 資源化処理施設の概要（南部地域）

施設名 区分	南部リサイクル センター	浮島処理センター	
		粗大ごみ処理施設	資源化処理施設
所在地	川崎区夜光3-1-3	川崎区浮島町509-1	
処理対象物	①空き缶 ②空き瓶 ③ペットボトル	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 小物金属	①ミックスペーパー ②プラスチック製容器包装
処理能力	① 28 t / 7 h ② 45 t / 5 h ③ 7 t / 7 h	50 t / 5 h (10 t / h)	①70 t / 10h (7 t / h) ②55 t / 10h (5.5 t / h)
竣工年月	平成10年 3月	平成 7年 9月	平成23年 2月

イ 一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月策定）

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な計画を定めたものである。その概要は次のとおりである。

基本理念：地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

計画期間：平成28年度～令和 7 年度（10年間）

目 標：・ 1 人 1 日あたりのごみ排出量を10%削減

998 g（H26）→ 898 g※（R 7）

※第 3 期行動計画で872 g に目標値を変更

・ ごみ焼却量を年間 4 万トン削減

37万トン（H26）→ 33万トン（R 7）

※家庭系年間 2 万トン、事業系年間 2 万トン削減

目指すべき事項：埋立処分場の延命

ウ 今後のごみ焼却処理施設の整備方針

本市では、平成23年10月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、その内容を踏まえ、平成24年8月に一般廃棄物処理基本計画の行動計画の改定において、3処理センター体制の実施を最重要施策の一つとして位置づけていた。

平成27年度に、ごみ焼却量が年間37万トンの目標値を達成する見込みとなったため、3処理センター体制の構築が可能となり、同年4月から3処理センター体制への移行を実施した。現在、最も稼働年数が長い橘処理センター（昭和49年稼働）を休止し建替工事を進めているところであり、橘処理センターが完成した後、堤根処理センター（昭和54年稼働）の建替を行うものである。

なお、今後、3処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、引き続き、ごみの減量化を進めるとともに、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、長期的な視点に立った施設整備について検討を行っていくものとする。

また、堤根処理センター整備事業については、環境配慮計画書の内容や手続きの結果も踏まえ、より具体的な計画を進めており、令和元年12月に「堤根処理センター整備事業に関する施設基本計画書」を策定した。

エ 複数案を絞り込んだ経緯等

(ア) 複数案を絞り込んだ経緯

対象計画案については、図 1-3 に示すとおり、「堤根処理センター整備事業に関する施設基本計画書」の策定において、環境配慮計画書の予測評価結果、市民等の意見、環境配慮計画審査書等を基に、複数案についての環境配慮や利便性及び経済性の視点を踏まえ総合的な比較を行い、単一案への絞り込みを行った。

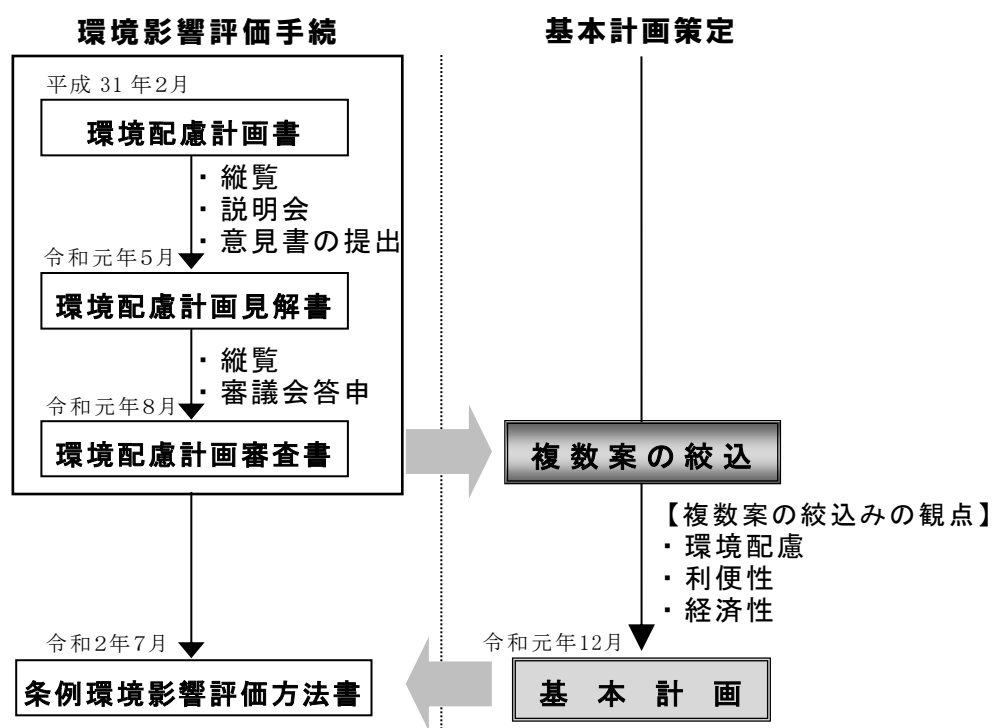


図 1-3 複数案を絞り込んだ経緯

環境配慮計画書に示した複数案を、表 1-3、図 1-4 に示す。施設の配置に関するものを 2 案（A 案、B 案）、煙突の高さに関するものを 2 案（①案、②案）設定した。

表 1-3 複数案の内容

項目 \ 計画案	A 案		B 案	
事業の位置	現在の堤根処理センターと同様の位置			
事業の規模	ごみ焼却処理施設 540 t /24h ^{注)}			
ごみ処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）			
施設配置	ごみ焼却処理施設を東海道本線と平行に配置 （現状と同様の配置）		ごみ焼却処理施設を東海道本線と垂直に配置 （現状から反時計回りに90度回転した配置）	
構内動線	北東側から搬入出する動線			
項目 \ 計画案	A-①案	A-②案	B-①案	B-②案
煙突高さ	100m	130m	100m	130m

注) 環境配慮計画書時点の施設規模である。

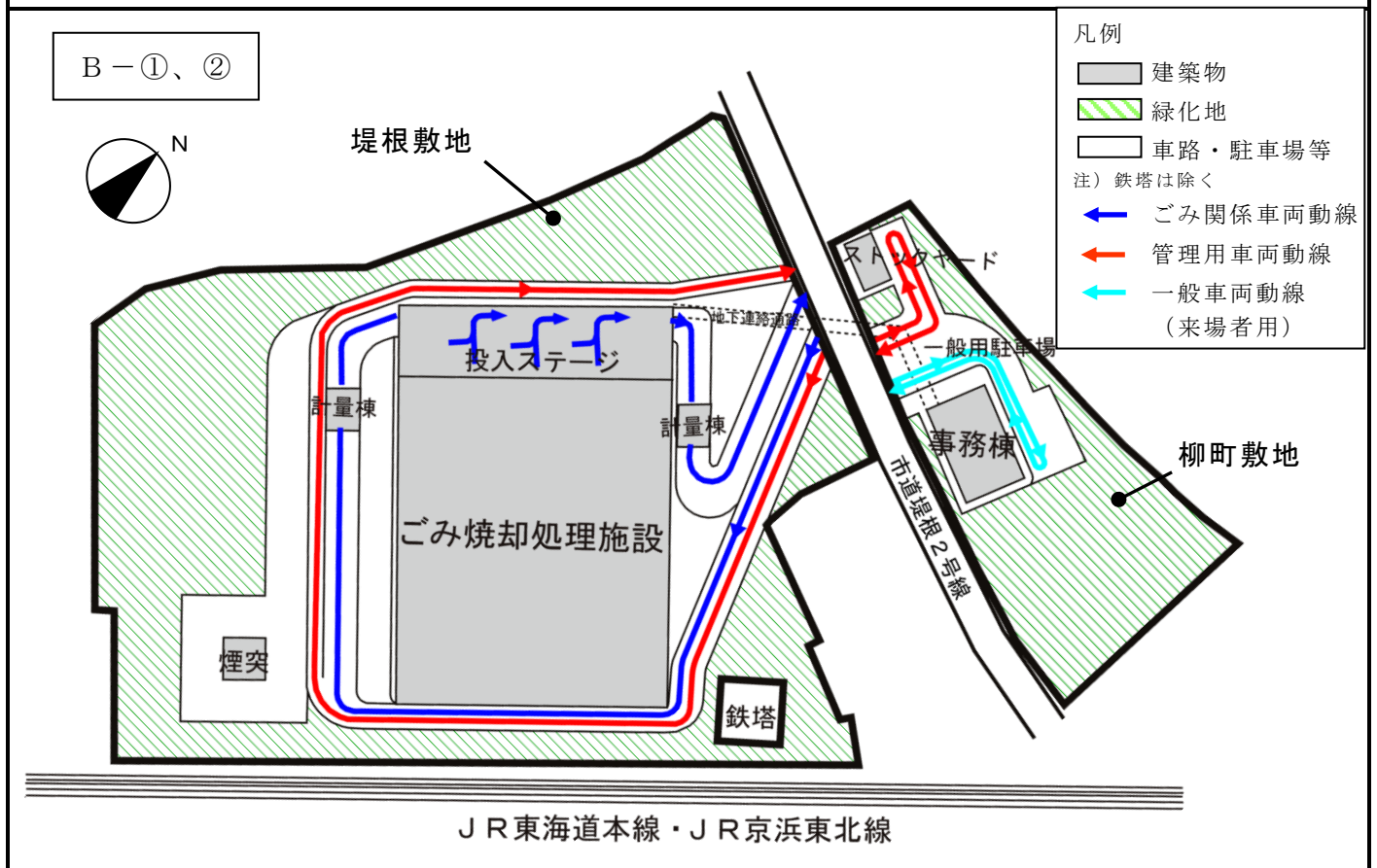
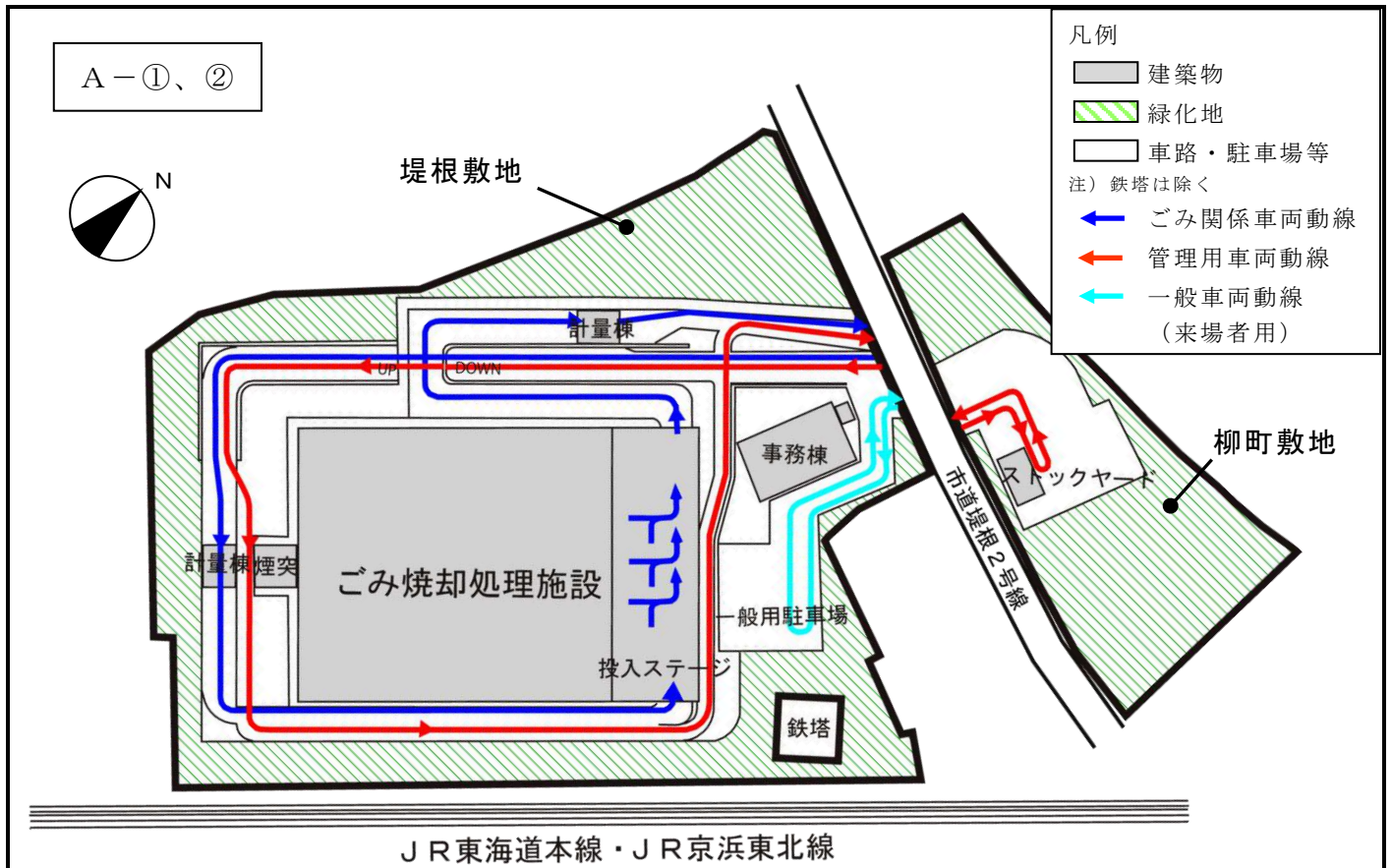


図1-4 複数案の内容

(イ) 施設配置、煙突高さの絞込みの結果

複数案の絞込みについては、表 1-4 に示すとおり利便性及び経済性に関する事項も含め総合的評価により選定した。絞込みの結果は、表 1-5(1)～(3) に示すとおりである。

なお、環境配慮計画書に示した複数案については、市民等から 2 通の意見があり、悪臭、騒音、電波、日照及び都市景観の観点により、A案を望む意見がみられた。

表 1-4 評価項目

評価項目	内容
I 環境配慮に関する事項	
1. 大気質	施設の稼働に伴う排ガスによる影響がないものとする。
2. 悪臭	施設の稼働に伴う悪臭による影響がないものとする。
3. 騒音・振動	施設の稼働に伴う騒音・振動による影響がないものとする。
4. 建造物影響	電波や日照による影響がないものとする。
5. 緑	緑化地が確保できるものとする。
6. 都市アメニティ	都市景観に優れたものとする。
II 利便性に関する事項	
7. 場内車両動線のわかりやすさと安全性	場内車両動線は、交錯が少なくわかりやすく、安全性を確保するものとする。
8. 収集車待車スペースの確保	収集車の待車スペース(入口から計量棟までの場内道路)は、できるだけ長く確保するものとする。
9. 来場者への安全性	来場者の動線は、安全に配慮するものとする。
10. 計量の円滑さ	計量は、円滑に行われるものとする。
III 経済性に関する事項	
11. 経済性	施設の解体から稼働までに伴う費用について、経済面を配慮するものとする。

表 1-5(1) 総合評価

項目	計画案		B案	
	A案 A-①案 100m	A-②案 130m	B-①案 100m	B-②案 130m
I 環境配慮に関する事項				
1. 大気質	○			
	現状よりもさらに厳しい値を公害防止自主基準値として定め、これを遵守することにより排出量を可能な限り抑制するため、大気質への影響は小さい。また、煙突高さに関して対象計画案に有意な差はない。			
2. 悪臭	○		△	
	現状と同様の配置であり、ごみ焼却処理施設出入口から最寄り住宅地までの距離はそれぞれ北東側の住宅地に対して入口から45m、出口から50m程度確保できるため、施設の稼働による環境の変化は小さい。		現状の施設を反時計回りに90度回転させた配置であり、ごみ焼却処理施設出入口から最寄り住宅地までの距離は、それぞれ西側住宅地に対して入口から15m、北側住宅地に対して出口から45m程度確保できるが、A案に比べやや劣る。	
3. 騒音・振動	○			
	敷地境界において規制基準を遵守するよう適切な対策を講じる計画であることから、騒音・振動の影響に関して、対象計画案に有意な差はない。			
4. 建造物影響	○	△	○	△
	施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に有意な差はない。	施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に有意な差はないが、煙突高さ及び煙突幅が①案より大きく、テレビ受信障害が発生する可能性や日照障害による影響範囲が広くなり、①案よりやや劣る。	施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に有意な差はない。	施設配置については、適切な対策を講じることにより対象計画案に有意な差はないが、煙突高さ及び煙突幅が①案より大きく、テレビ受信障害が発生する可能性や日照障害による影響範囲が広くなり、①案よりやや劣る。
5. 緑	△		○	
	一定以上の緑化地を確保するが、まとまった緑化地の確保についてはB案よりやや劣る。		一定以上の緑化地を確保し、堤根敷地側の西側から南側にかけて、まとまった緑化地を確保できる。	

注) ○：優れている。 △：やや劣る。 ×：劣る。

表 1-5(2) 総合評価

項目	計画案	A 案		B 案	
		A-①案 100m	A-②案 130m	B-①案 100m	B-②案 130m
I 環境配慮に関する事項					
6. 都市アメニティ	○ 現状と同様の配置であり、都市景観の変化は小さい。	△ 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、視認される部分が大きくなり、①案よりやや劣る。	△ 現状の施設を反時計回りに90度回転させた配置であり、住宅地付近からの眺望景観が大きく変化すると予測されるため、A案よりやや劣る。	×	× 現状の施設を反時計回りに90度回転させた配置であり、住宅地付近からの眺望景観が大きく変化すると予測されるため、A案よりやや劣る。また、煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、視認される部分が大きくなり、①案よりやや劣る。
II 利便性に関する事項					
7. 場内車両動線のわかりやすさと安全性	○ 円滑に車両が通行できる動線である。				
8. 収集車待車スペースの確保	○ 一定以上の待車スペース（入口から計量棟までの場内道路）は確保できる。				
9. 来場者への安全性	○ 来場者用の車両動線が確保できるため、安全性は確保できる。				
10. 計量の円滑さ	○ 搬入、搬出ともに計量までの動線が長く円滑である。	△ 搬出側の計量までの動線が短くA案に比べやや劣る。			

注) ○：優れている。 △：やや劣る。 ×：劣る。

表 1-5(3) 総合評価

項目	計画案	A案		B案	
		A-①案 100m	A-②案 130m	B-①案 100m	B-②案 130m
III 経済性に関する事項					
11. 経済性	○ 敷地境界と建築物の間のスペースが狭い箇所はB案より少なく経済性は若干優れるが大きな差ではなくほぼ同等である。	△ 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、工事費に影響がでるため、①案よりやや劣る。	○ 敷地境界と建築物の間のスペースが狭い箇所があり経済面の影響はA案に比べてやや劣るが大きな差ではなくほぼ同程度である。	△ 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きく、工事費に影響がでるため、①案よりやや劣る。	
総合評価	○ 現状からの変化が小さいことから、環境配慮及び利便性に優れた案である。	△ (施設配置についてはA-①案と同様) 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きくなることにより、経済性がやや劣る。	△ 現状からの変化が大きいことから、環境影響及び利便性がやや劣る。	× (施設配置についてはB-①案と同様) 煙突高さ及び煙突幅が①案よりも大きくなることにより、経済性がやや劣る。	

注) ○：優れている。 △：やや劣る。 ×：劣る。

以上を踏まえ、最終的に決定した計画（表 1-6 参照）とその理由は以下のとおりである。

【施設配置】

環境配慮に関する事項については、A案はまとまった緑化地の確保についてはB案よりやや劣るものの、一定以上の緑化地を確保することができ、さらに、B案より住宅地までの距離を確保できるため、悪臭による影響が小さくなると思われる。また、A案は現状と同様の配置であり、都市アメニティへの影響も小さい。

利便性に関する事項については、場内車両動線のわかりやすさと安全性、収集車待車スペースの確保、来場者への安全性についてはA案、B案に有意な差はみられないが、計量の円滑さについて、A案は搬入、搬出ともに計量までの動線が長く円滑であることから、B案と比べて優れていると考えられる。

経済性に関する事項については、A案、B案に大きな差はなく、ほぼ同程度である。

したがって、施設配置としては、A案を採用した。

【煙突高さ】

環境配慮に関する事項については、①案（煙突高さ 100m）及び②案（煙突高さ 130m）は、環境に及ぼす大気環境影響について比較検討を行ったところ、最新の排ガス処理設備の設置等により、大気汚染物質の排出量を可能な限り抑制することから、各案とも大気環境への負荷は十分小さくなっている。そこで、他の環境に及ぼす影響について比較検討した結果、①案は、建造物影響及び都市アメニティへの影響が②案に比べ小さいと考えられる。

利便性に関する事項については、①案、②案に差はなく、同程度である。

経済性に関する事項については、①案は、②案に比べて煙突高さ及び煙突幅が小さく、経済性に優れていると考えられる。

したがって、煙突高さは、①案（煙突高さ 100m）を採用した。

表1-6 対象計画の内容(単一案への絞込みの結果)

区 分	事業計画	備考
事業の位置	現在の堤根処理センターと同様の位置	単一案
事業の規模	ごみ焼却処理施設 540 t /24h ^{注)}	
ごみ処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）	
構内動線	北東側から搬入出する動線	
施設配置	ごみ焼却処理施設を東海道本線と平行に配置（現状と同様の配置）	複数案のうち、A案を採用
煙突高さ	100m	複数案のうち、①案を採用

注) 環境配慮計画書時点の施設規模である。

オ 事業計画の策定段階における環境配慮の内容

本事業計画の策定段階における環境配慮の内容は、表1-7(1)、(2)に示すとおりである。

表 1-7(1) 本事業計画の策定段階における環境配慮の内容

項目		環境配慮の内容
事業計画	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の堤根処理センターの敷地周辺には、緑地帯が設けられており、周辺地域との緩衝帯の機能も果たしていることなどから、新しい堤根処理センターにおいても、建設工事の支障とならない範囲で現在の緑地帯を保護しつつ、新たに緑地帯を整備する。 ・川崎市緑化指針の確保すべき緑化面積率や、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を満足する計画とする。 ・計画にあたっては、緑被率 25%以上を確保する。
	地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱を所内の給湯等に利用するとともに、高効率な発電設備等を設置し、施設内の電力を賄う。 ・隣接施設へエネルギーを供給するなど、エネルギーの有効利用を図る。 ・太陽光発電や建屋内に自然光を取入れるスペースの確保などの再生可能エネルギーによる省エネルギー・省資源に努めるなど、温室効果ガス発生量の削減を図る。 ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
	酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスは、最新の排出ガス処理設備の設置等により、法規制値はもとより、既存の堤根処理センターよりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定し、これを遵守する。 ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するように努める。
環境項目	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスは、最新の排出ガス処理設備の設置等により、法規制値はもとより、既存の堤根処理センターよりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定し、これを遵守する。 ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 ・ダイオキシン類等の化学物質については、焼却炉の適正な燃焼管理と処理効率の高い最新設備を導入し、発生及び排出の抑制を図る。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。 ・ごみピット内の空気を、強制的に炉内に吸引してごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐとともに、燃焼用空気として燃焼処理する。 ・焼却炉の休止時は、ごみピット内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着等によって処理する。 ・プラットホームの出入口には、エアーカーテン及びシャッターを設置し臭気の流出を防止する。 ・ごみ収集車両については、洗車場を設け、必要に応じて洗車を行う。

表 1-7(2) 本事業計画の策定段階における環境配慮の内容

項目	環境配慮の内容
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・灰出し装置、焼却飛灰処理設備の灰ピットの壁面・床面は、水密性のコンクリートを施工し、ピット内の汚水が地下に浸透しないように対策を講じる。 ・飛散・流出を防止するため建屋内で作業を行うとともに、焼却飛灰は湿潤状態となるよう処理を行う。 ・焼却飛灰は、薬剤固化等により重金属類の溶出防止処理を行ったのち搬出を行う。
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・機器類は低騒音型の機器の採用に努め、主な発生源となる機器は建屋内へ設置する。 ・吸音材の設置などの適切な対策を取り地域環境への影響が小さくなるように配慮する。 ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・機器類は低振動型の機器の採用に努める。また、特に振動の発生源となる大型の送風機やタービン発電機等は基礎構造を強固にするなどする。 ・防振ゴムの設置などの適切な対策を取り地域環境への影響が小さくなるように配慮する。 ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画（平成 28～令和 7 年度）に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰を減量する。 ・ごみの発生抑制や分別収集を推進する。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性、周辺の土地利用状況や地域の景観形成に係る方針、「川崎市公共空間景観形成ガイドライン」等を踏まえ、建物の配置、規模、形状等に配慮する。また、計画建物の色彩は、川崎市景観計画の基本となる色彩を採用し、周辺環境に溶け込むデザインとする。
日照障害	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく日影規制を踏まえ、可能な範囲で日影の影響が小さくなるよう建物等の配置、形状、高さ等について検討する。
テレビ受信障害	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ受信障害が発生する可能性がある場合には、詳細な計画の検討の段階で、建物の形状の配慮など建築物における対策や、個別アンテナ対策や共同受信施設の設置など受信設備等改善による対策を検討する。
地域交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・リサイクル、資源集団回収等を推進することで、ごみ関係車両の台数削減に努める。

カ 脱炭素化に向けた取組

本市では、地球温暖化対策として平成22年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定、平成30年3月に改訂し、温室効果ガス排出量削減の取組を進めてきた。令和2年2月、本市は2050年のCO₂排出量実質ゼロを表明するとともに、同年11月に2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ

「2050」の策定や国内外の急激な社会変化等を踏まえ、令和4年3月に現行の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改訂し、脱炭素社会の実現に向けた施策を一層強化してきた。

このような脱炭素社会に向けた取組の動向を踏まえ、廃棄物処理施設における脱炭素化に向けた取組として、新たに整備する堤根処理センターではCO₂分離回収設備を導入し、排ガス中のCO₂を一部回収する。CO₂分離回収の手法については、今後の技術の動向を見定め最適な手法を検討する。

(3) 土地利用計画

計画地の土地利用計画の概要は、表1-8及び図1-5に示すとおりである。また、計画建物の完成イメージパース図は、図1-6に示すとおりである。

建物配置は、現状と同様にごみ焼却処理施設をJR東海道本線と平行に配置し、煙突は南西側に配置することとし、搬入・搬出スロープには目隠し壁等を設ける等、ごみ収集車両を外部から見えなくするなど景観上の影響が低減するように計画している。

さらに、ごみ焼却処理施設は災害時などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理が求められることから、浸水対策として一部設備の高さを確保する計画とする。

また、構内動線は、構内への入口を北東側に設け時計回りの動線で入口に隣接する形で出口を設けることとした。

表 1-8 土地利用計画

区分		面積	構成比
建物等	ごみ焼却処理施設（ランプウェイ、計量棟（搬入）、事務棟を含む）	約 8,000m ²	約 30.8%
	計量棟（搬出）	約 80m ²	約 0.3%
	洗車場・車庫	約 470m ²	約 1.8%
	車庫・倉庫	約 690m ²	約 2.7%
	合計	約 9,240m ²	約 35.5%
構内道路等		約 9,310m ²	約 35.8%
駐車場		約 750m ²	約 2.9%
緑化地		約 6,500m ²	約 25.0%
鉄塔		約 200m ²	約 0.8%
合計		約 26,000m ²	100.0%

注) 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、小計が合わない場合がある。

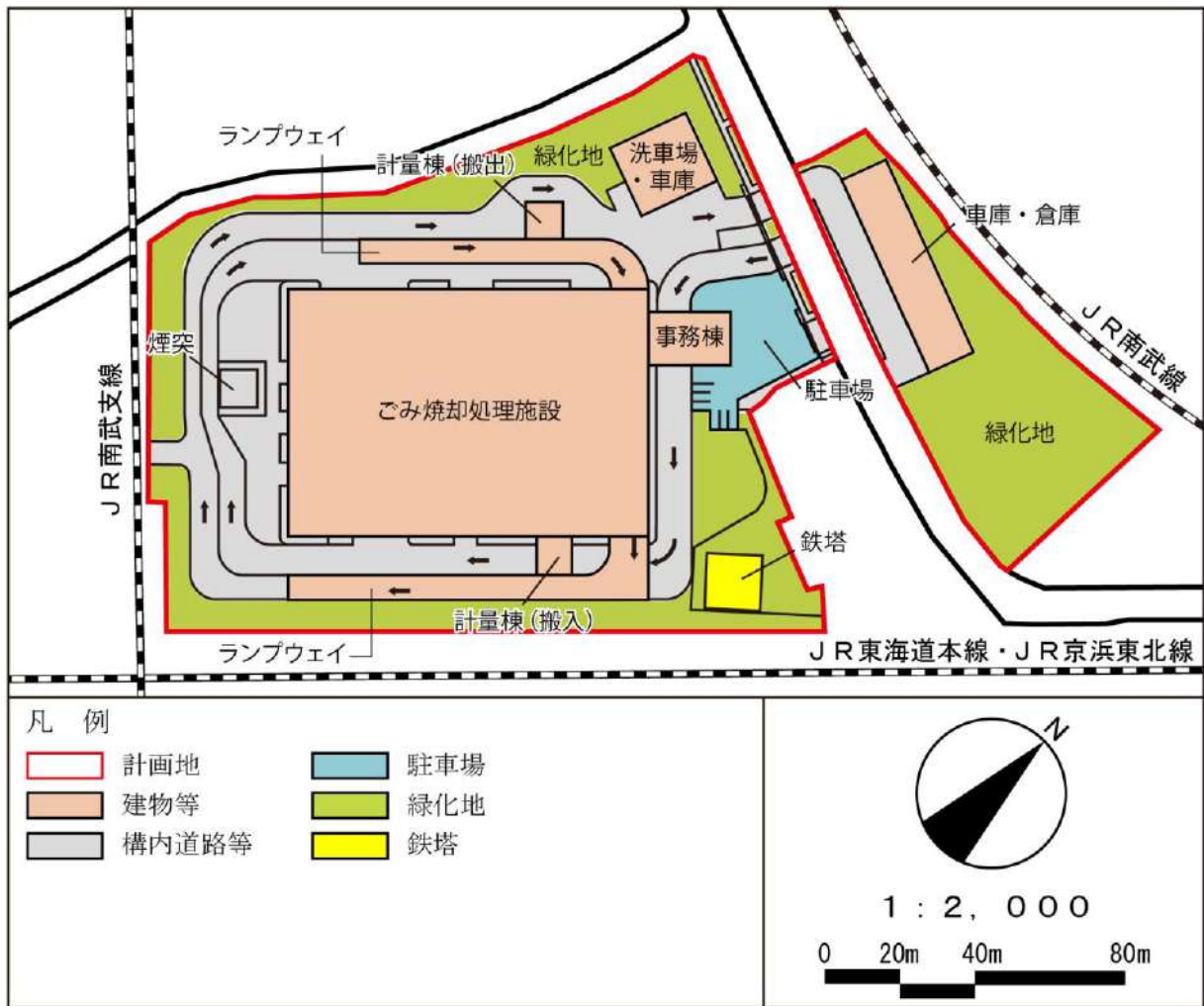
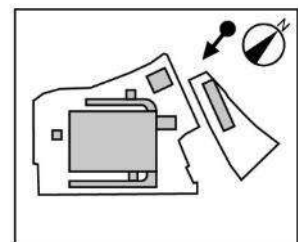


図 1-5 土地利用計画図



位置図

図 1-6 完成イメージパース図

(4) 建築計画

建築計画の概要は、表1-9(1)、(2)に示すとおりである。また、各階計画平面図は図1-7(1)～(4)に、計画立面図は図1-8(1)、(2)に、計画断面図は図1-9(1)～(3)に、ランプウェイ平面図及び立面図は図1-10～図1-13に、洗車場・車庫平面図、立面図は図1-14、図1-15に、車庫・倉庫平面図、立面図及び断面図は図1-16～図1-18に示すとおりである。

建築面積、建物高さについては最新の排ガス処理設備の設置等により公害防止設備を充実させることから、既存施設と比較して大きくなる。また、地下構造物として、搬入したごみを一時貯留するためのごみピットを設ける。

その他、市民の環境学習の場として、施設見学を積極的に取り入れるために、ごみ焼却処理施設に見学ルートを設定する。見学ルートは、子どもや高齢者、障がい者等にも見学しやすいバリアフリーに配慮したものとする。

表 1-9(1) 建築計画の概要

建築物名称	建築面積	延床面積	構造	階数	建物高さ	
					建築基準法	実高さ
ごみ焼却処理施設（ランプウェイ、計量棟（搬入）を含む）	約8,000m ²	約27,100m ²	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階	建築基準法	地上約35m
					実高さ	地下約25m 地上約39m
計量棟（搬出）	約 80m ²	約 80m ²	鉄骨造	地上1階	建築基準法・実高さ	地上約6m
洗車場・車庫	約 470m ²	約 470m ²	鉄骨造	地上1階	建築基準法・実高さ	地上約9m
車庫・倉庫	約 690m ²	約 1,380m ²	鉄骨造	地上2階	建築基準法・実高さ	地上約10m
合計	約9,240m ²	約29,030m ²	—	—	—	—

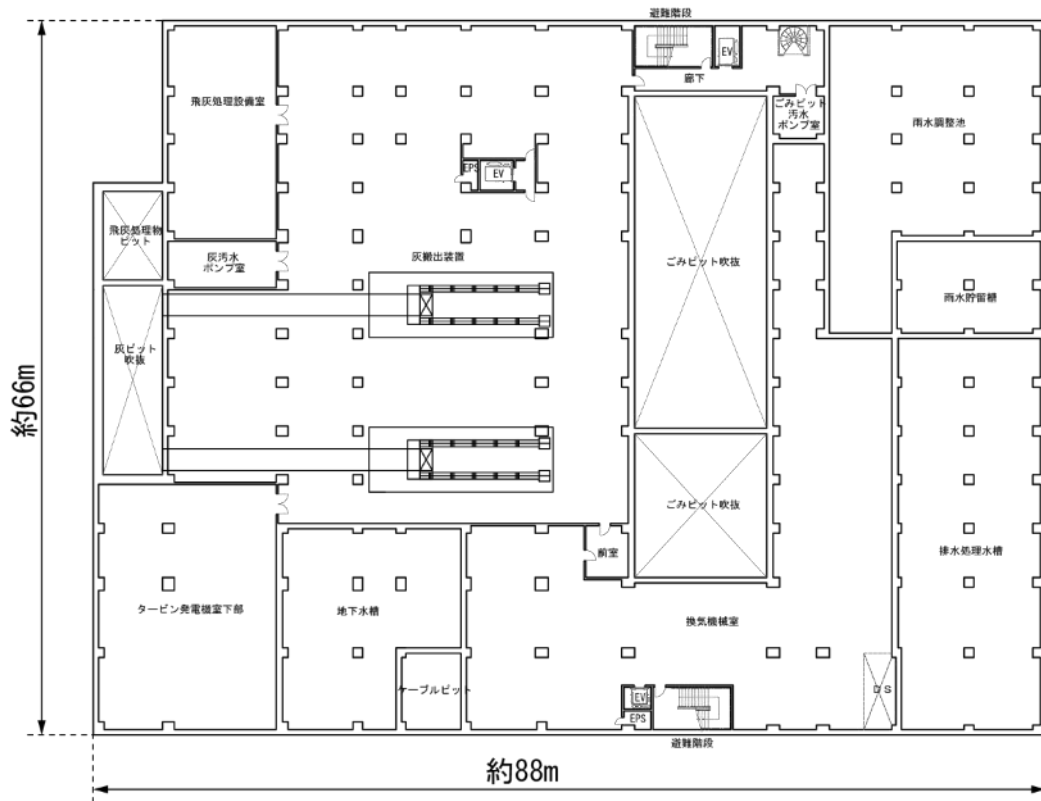
注1) 建ぺい率は、堤根敷地が約40%、柳町敷地が約15%である。

注2) 容積率は、堤根敷地が約129%、柳町敷地が約30%である。

表 1-9(2) 煙突の施設規模

名称	数量	高さ
煙突	内筒2本（1本/炉）	100m

地下1階



1階

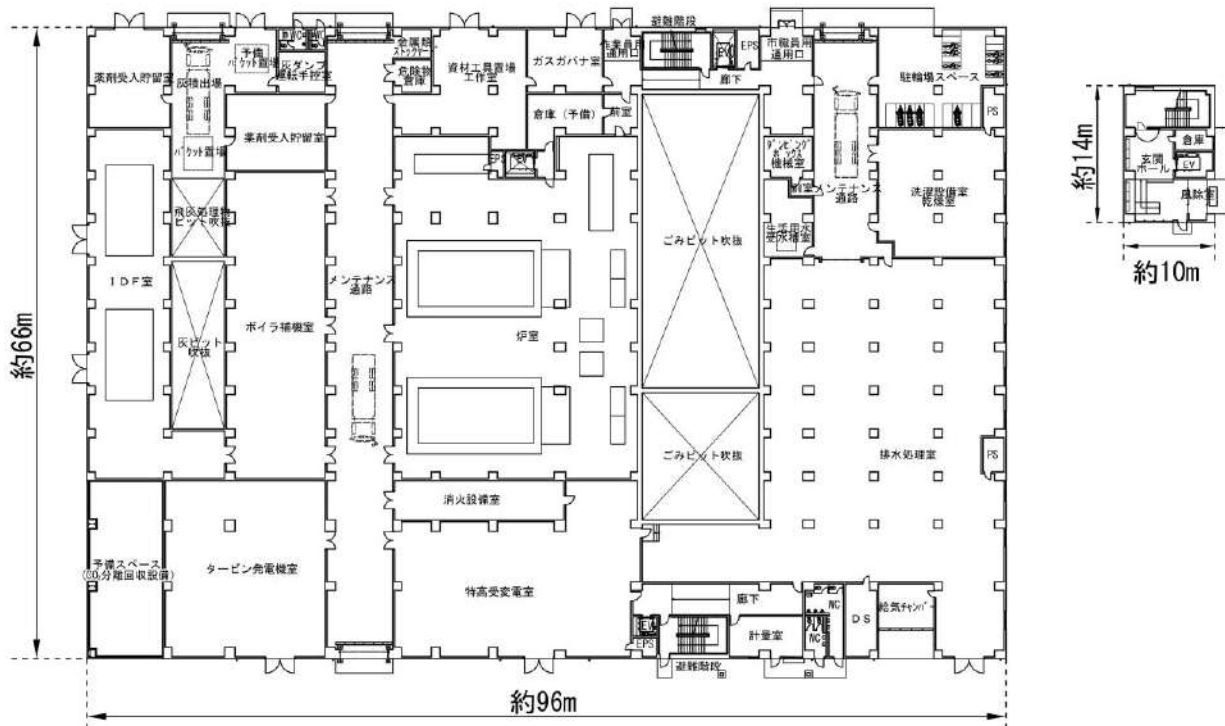
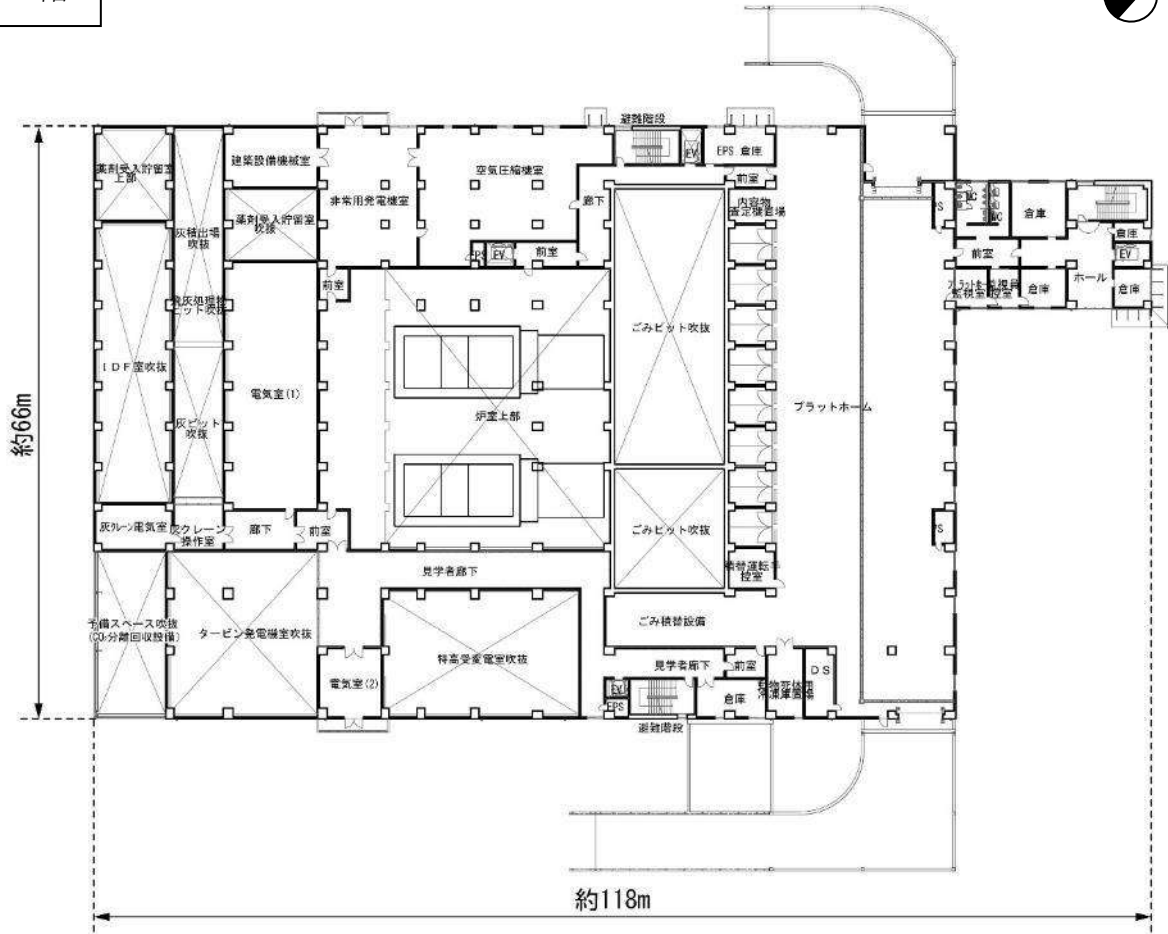


図 1-7(1) 各階計画平面図

2階



3階

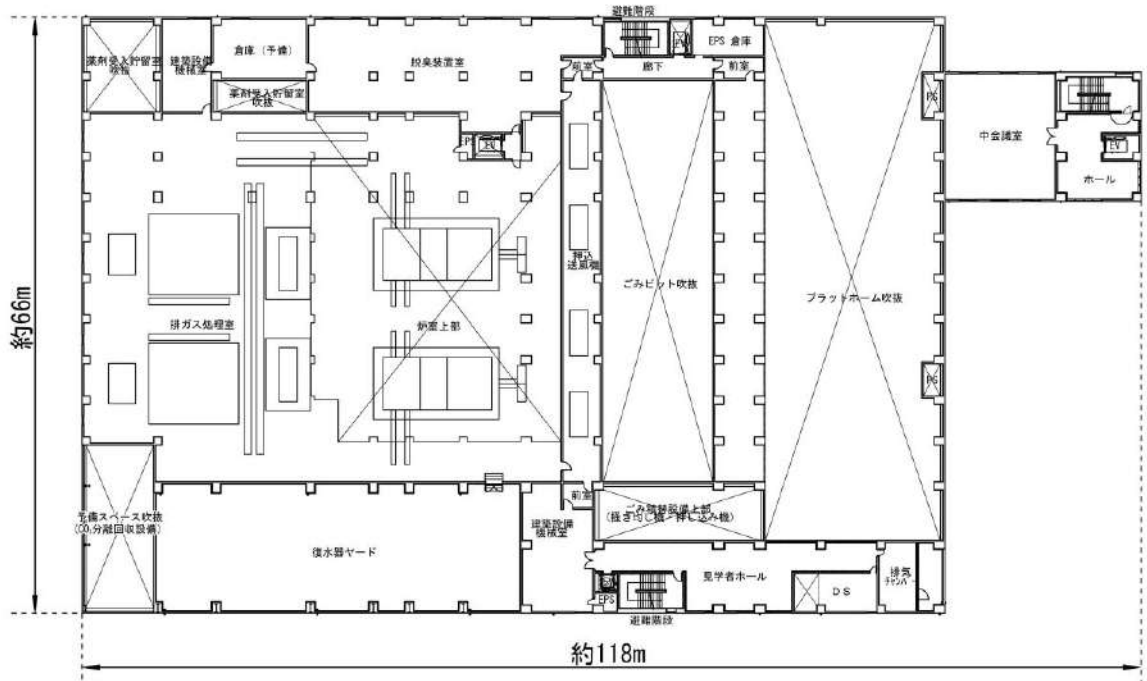
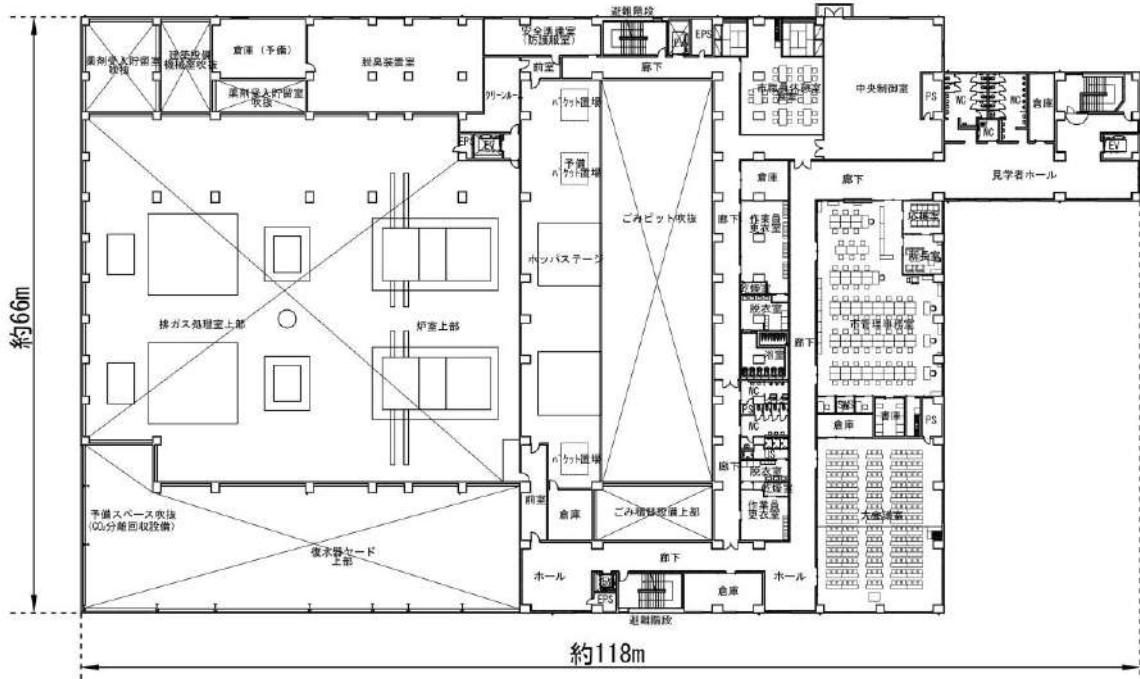


図 1-7(2) 各階計画平面図

4 階



5 階

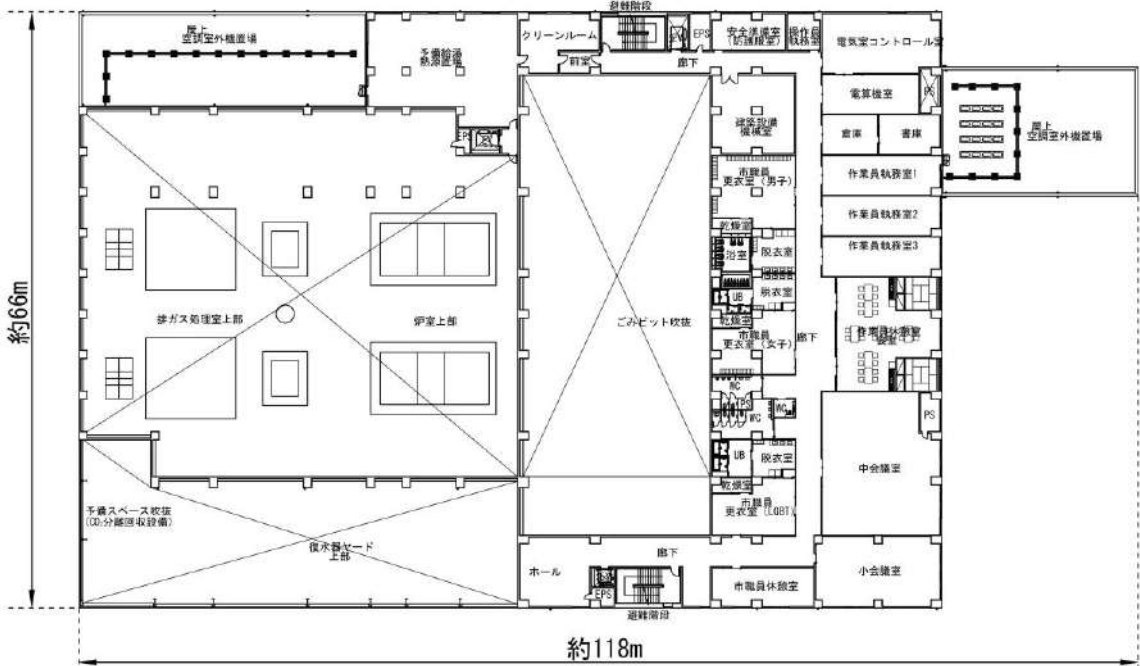
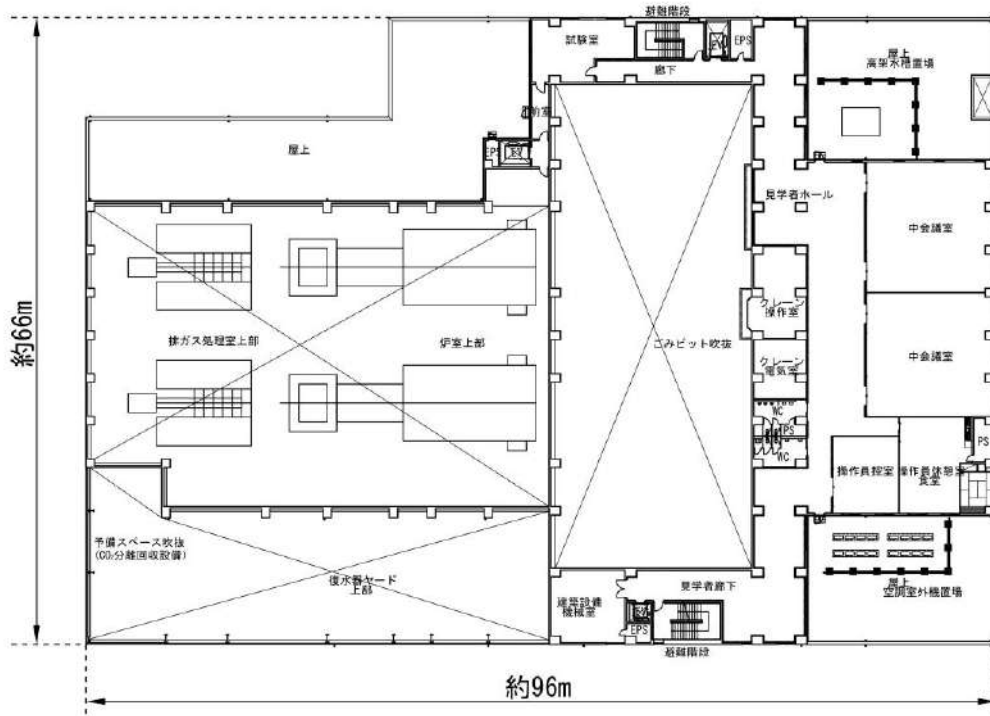


図 1-7(3) 各階計画平面図

6階



屋階

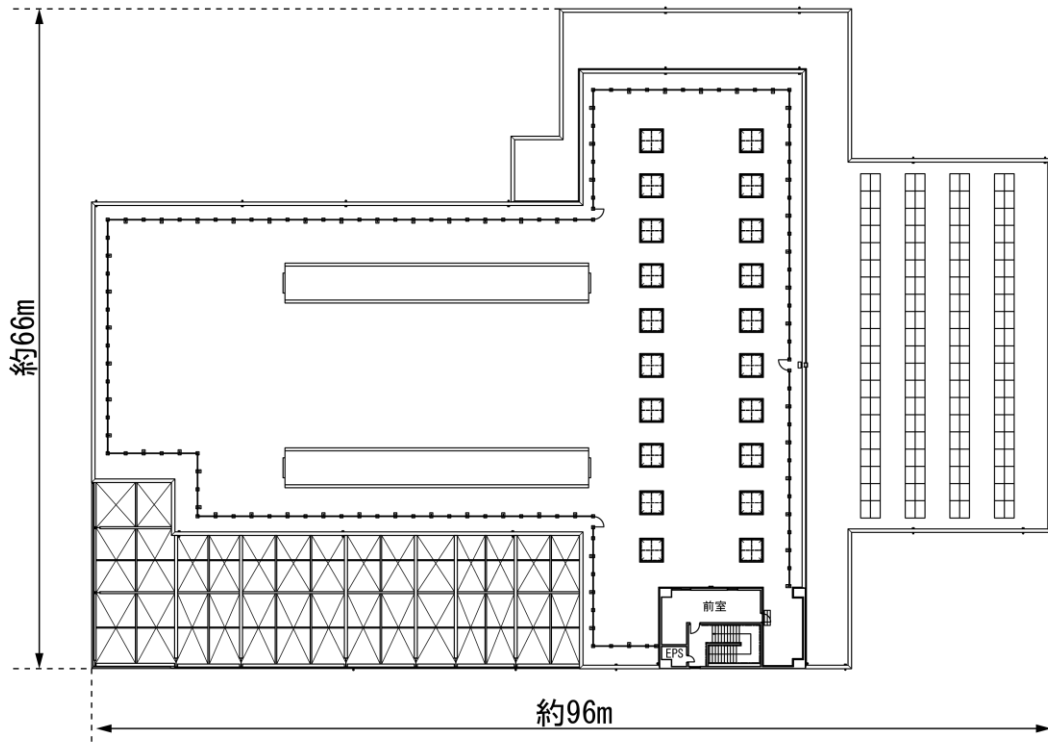
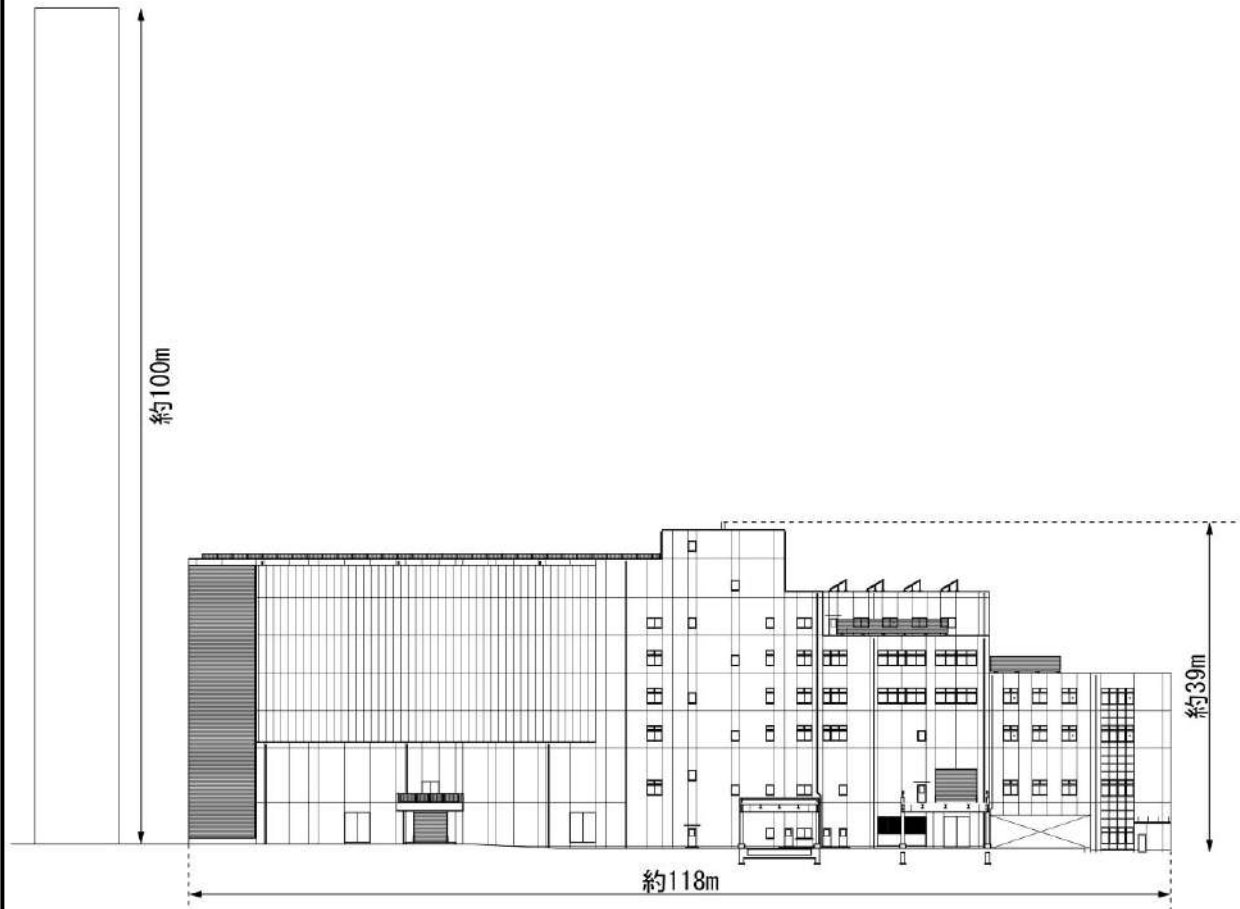


図 1-7(4) 各階計画平面図

東立面図



西立面図

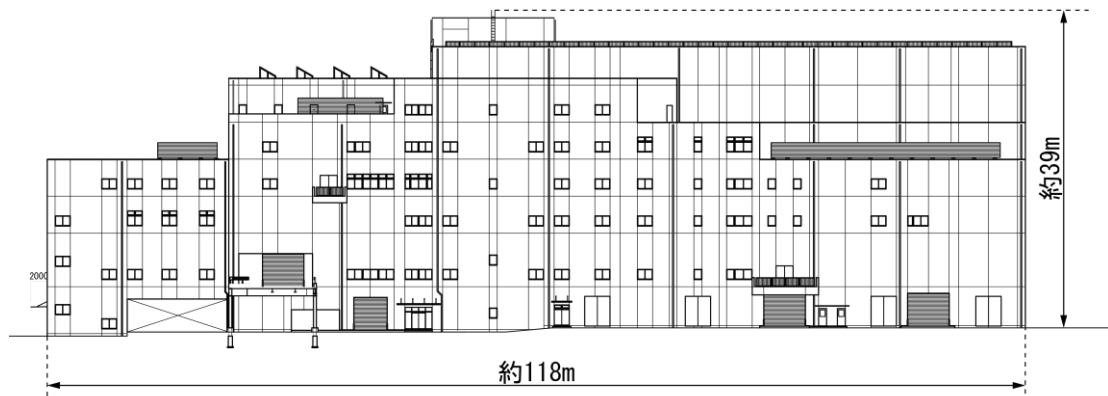
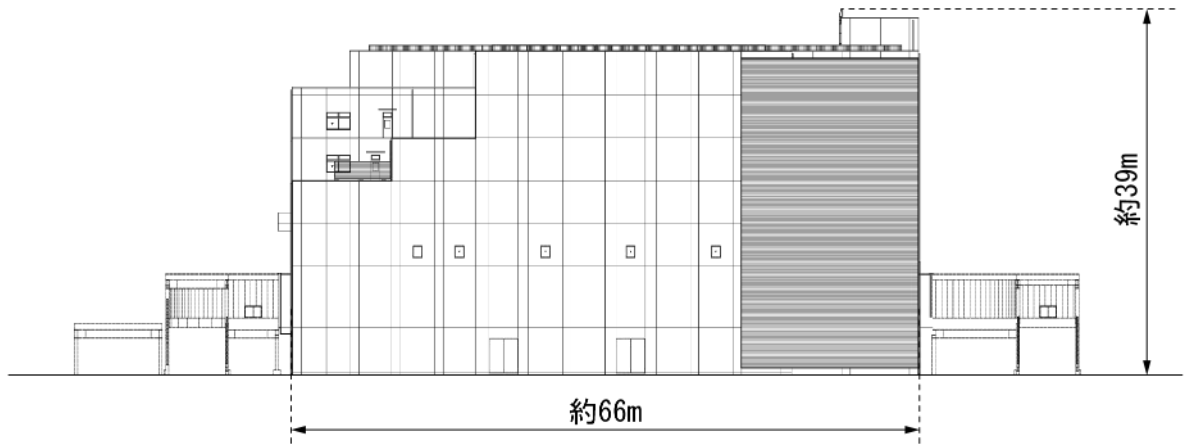


図 1-8(1) 計画立面図

南立面图



北立面图

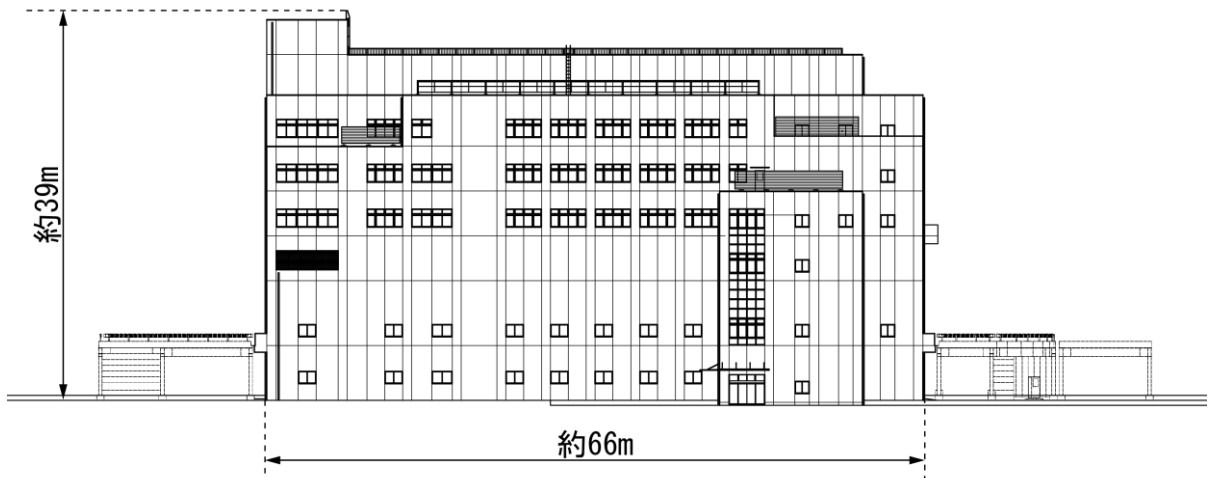
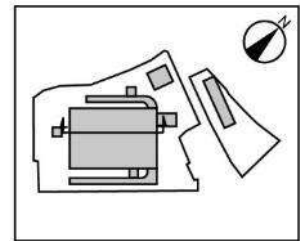
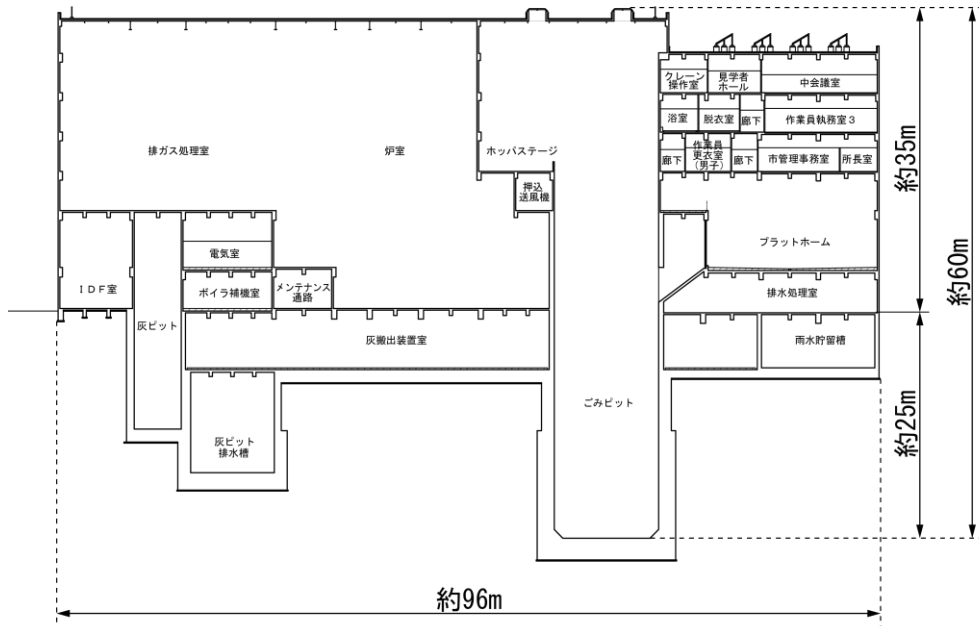


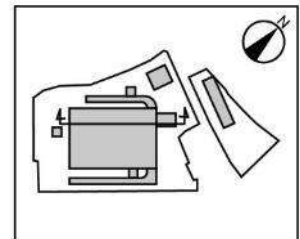
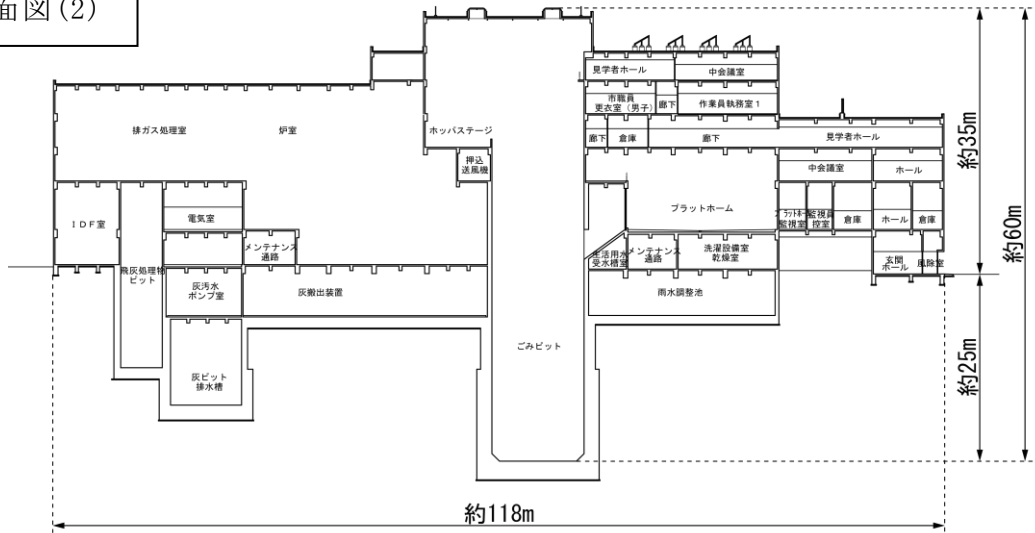
图 1-8(2) 計画立面图

断面図(1)



断面位置図

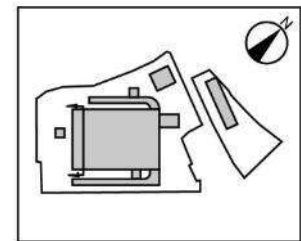
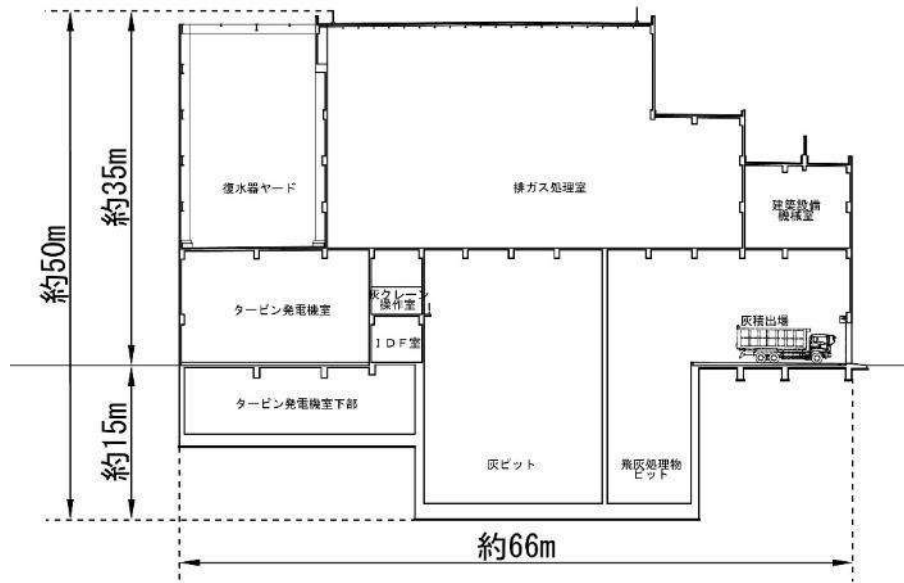
断面図(2)



断面位置図

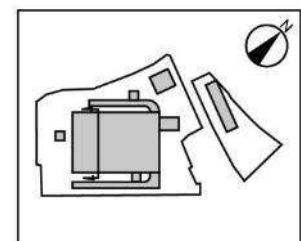
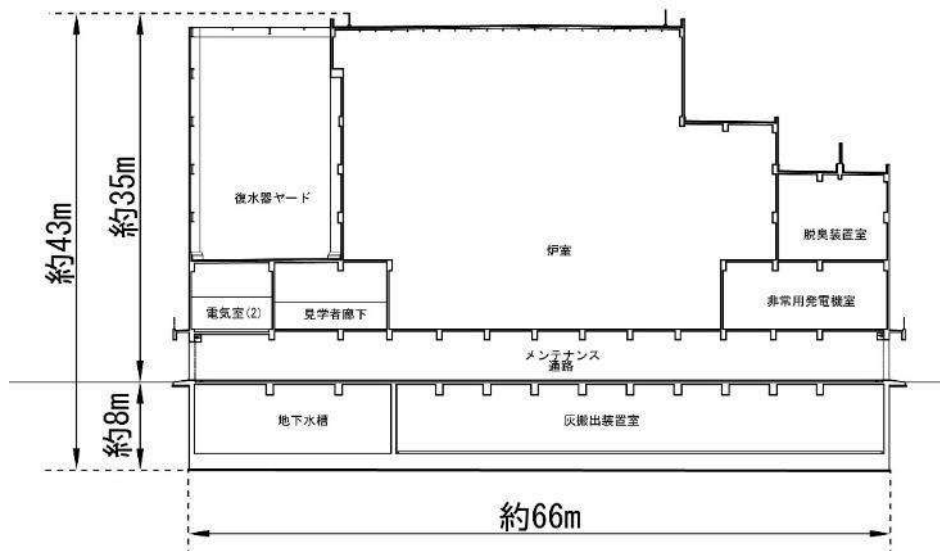
図 1-9(1) 計画断面図

断面図(3)



断面位置図

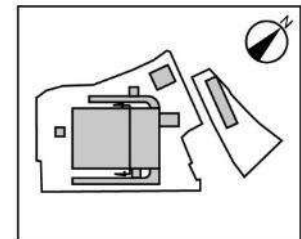
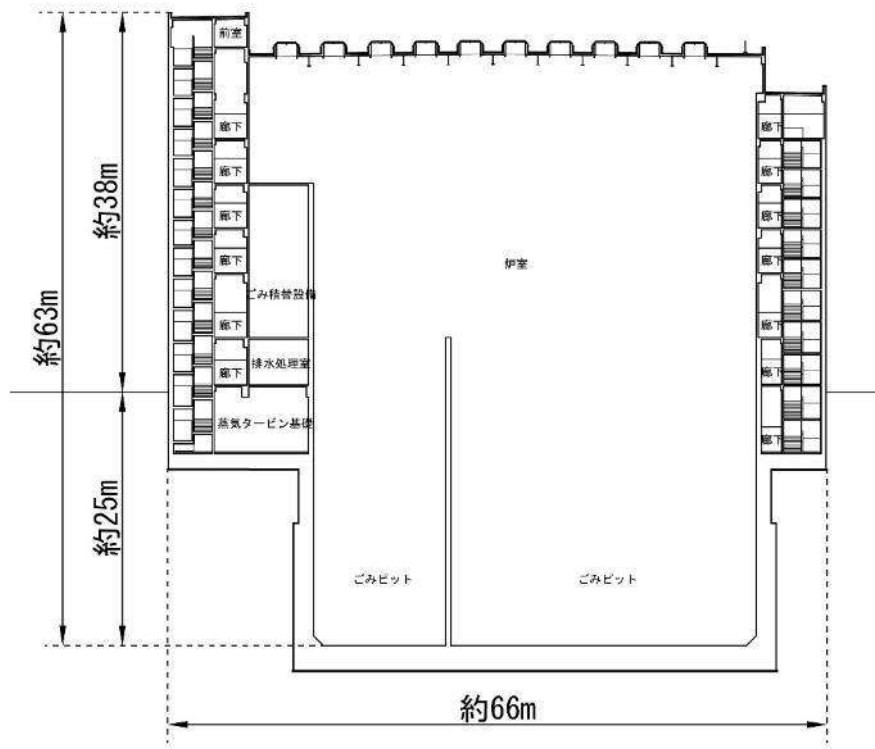
断面図(4)



断面位置図

図 1-9(2) 計画断面図

断面図(5)



断面位置図

図 1-9(3) 計画断面図

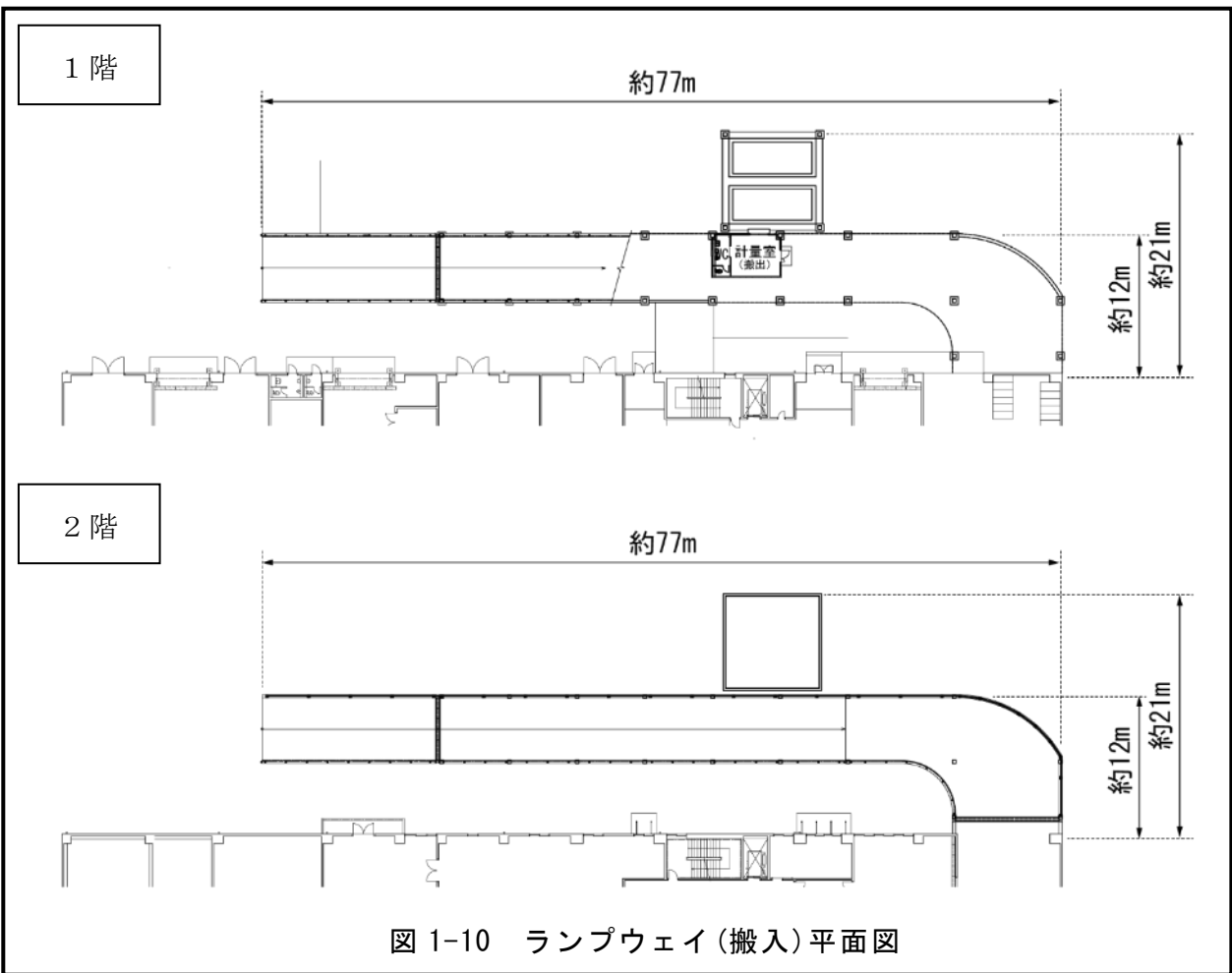


図 1-10 ランプウェイ(搬入)平面図

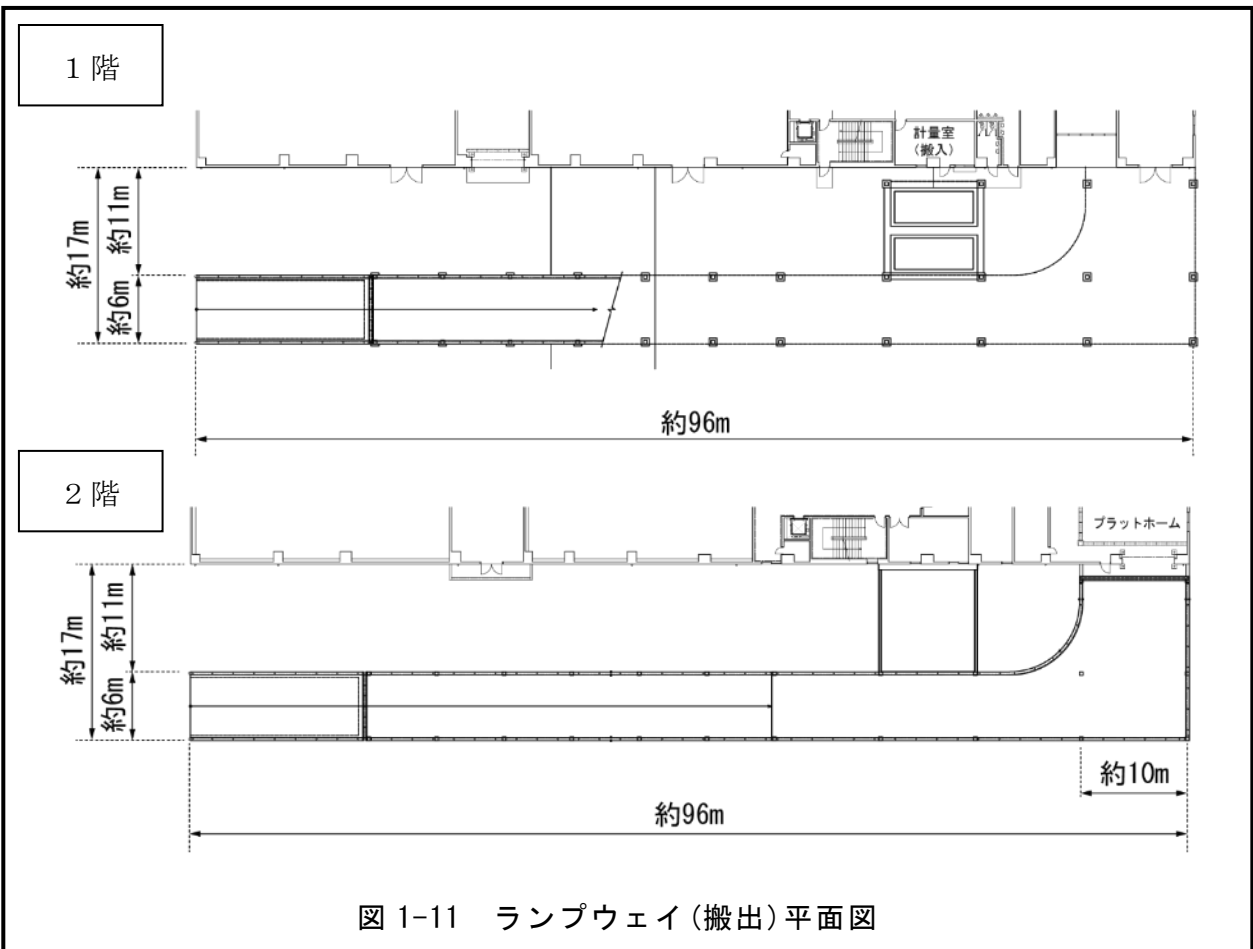
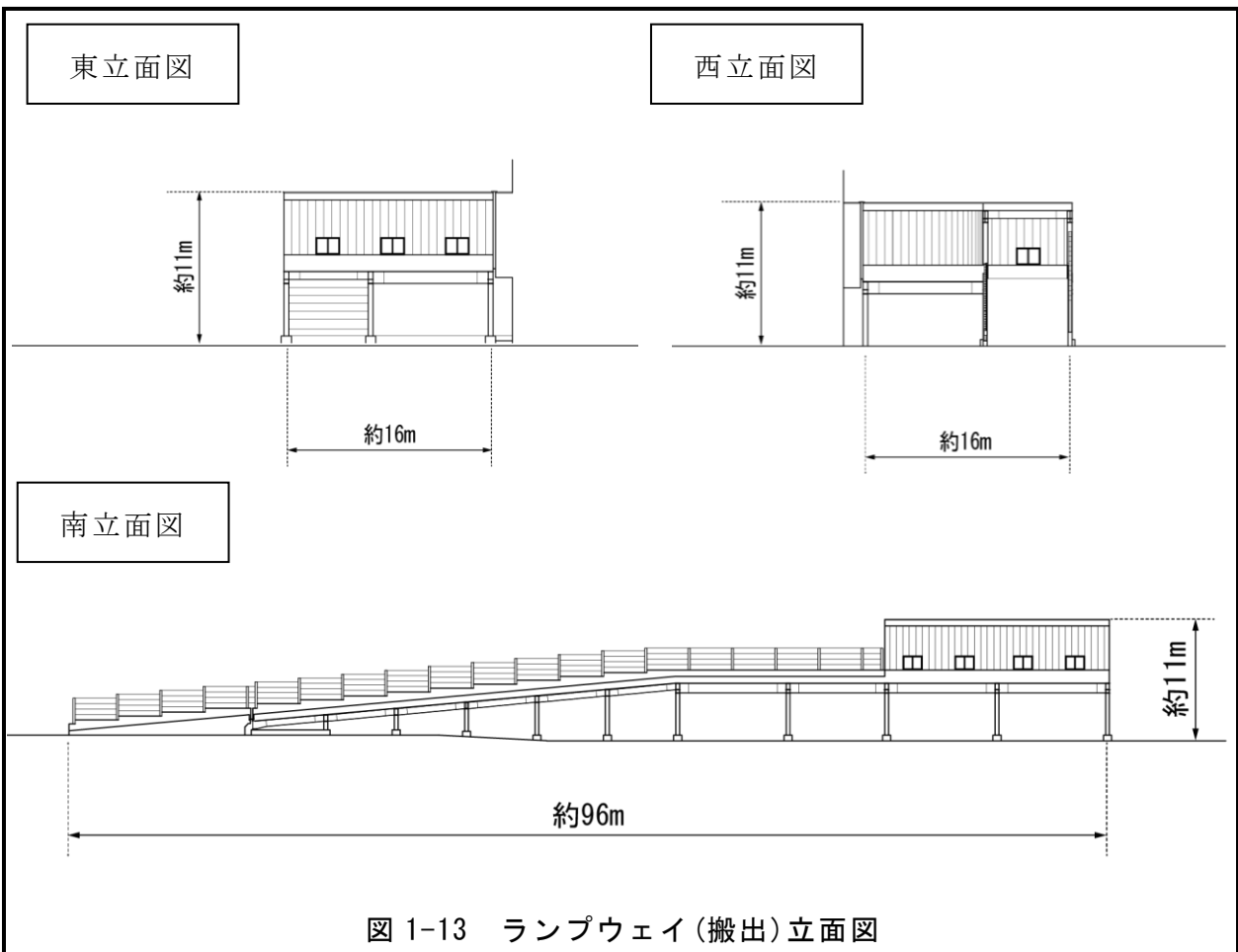
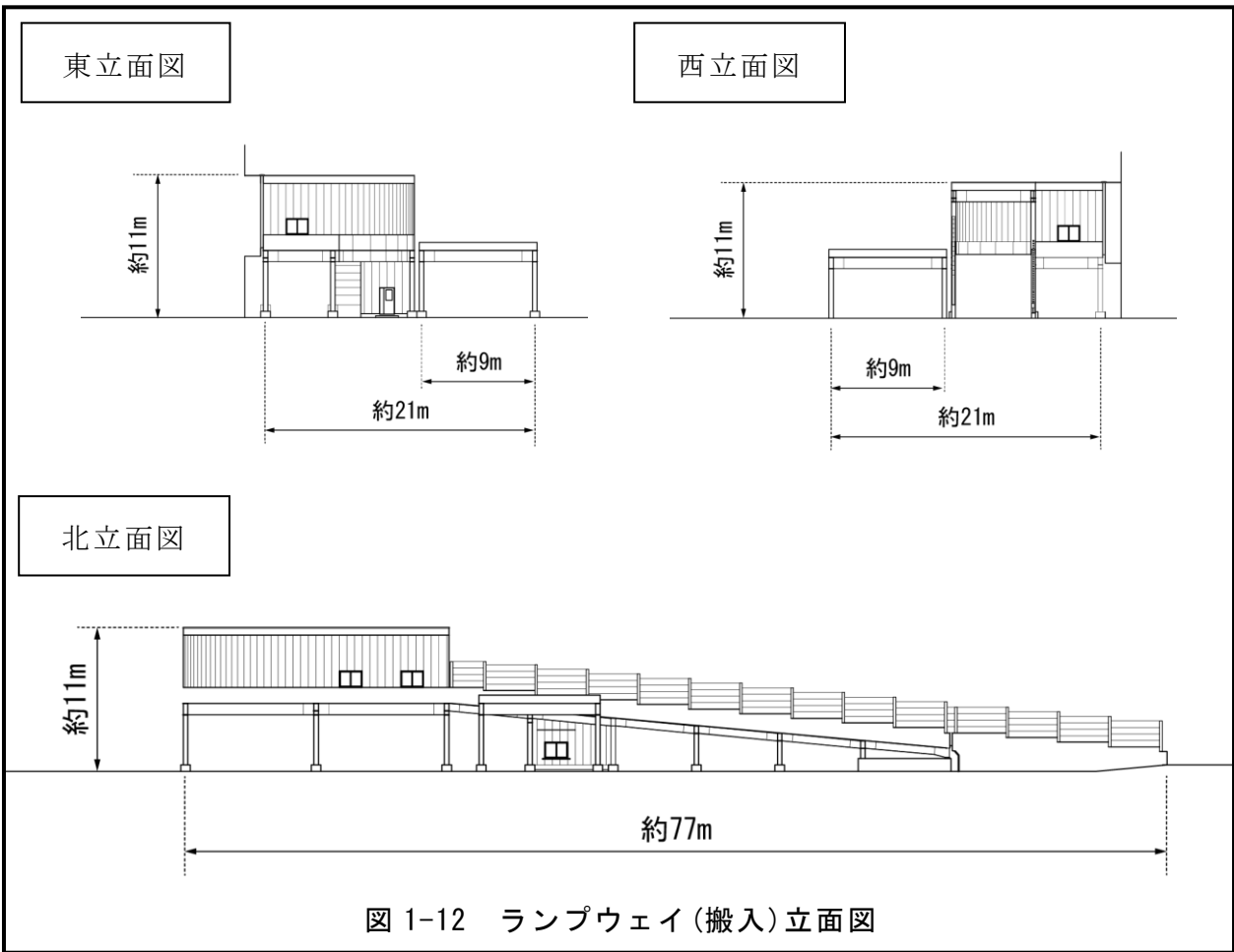


図 1-11 ランプウェイ(搬出)平面図



1 階

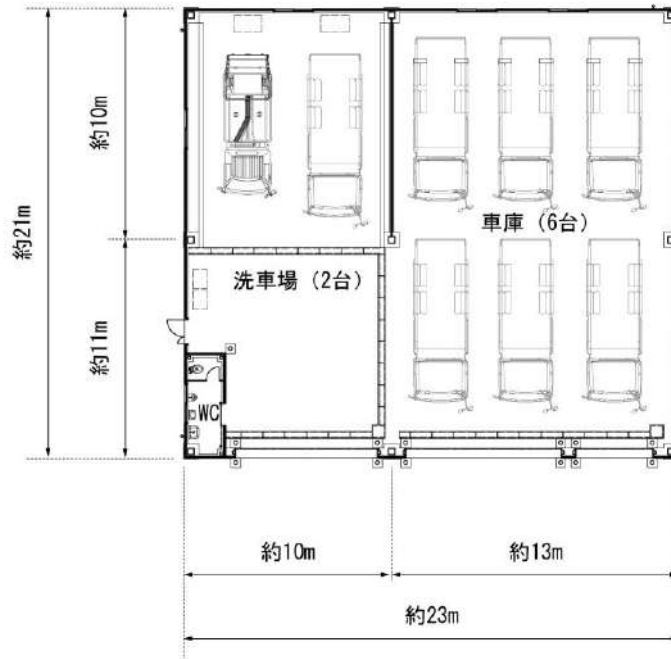
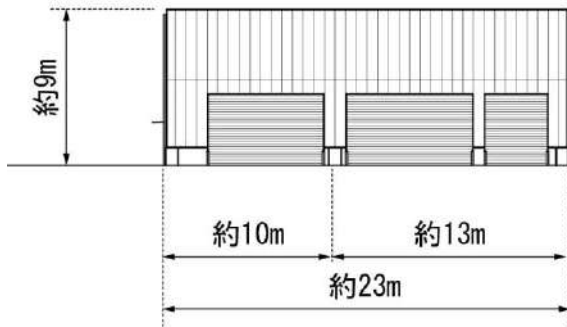
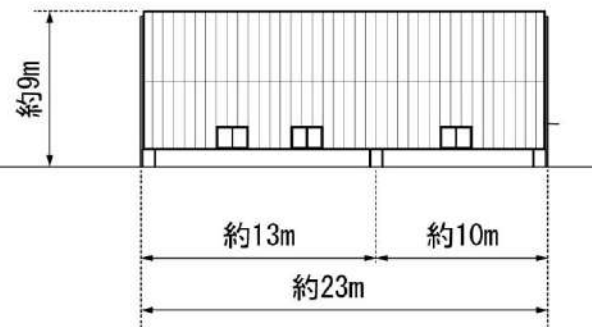


图 1-14 洗車場・車庫平面図

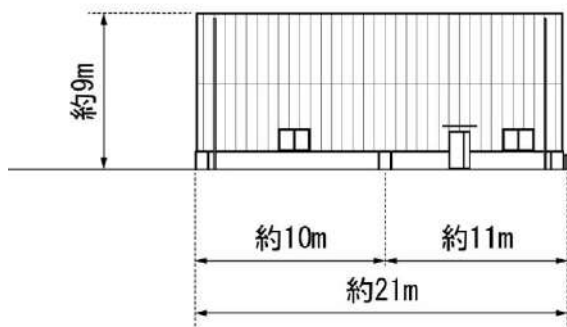
東立面図



西立面図



南立面図



北立面図

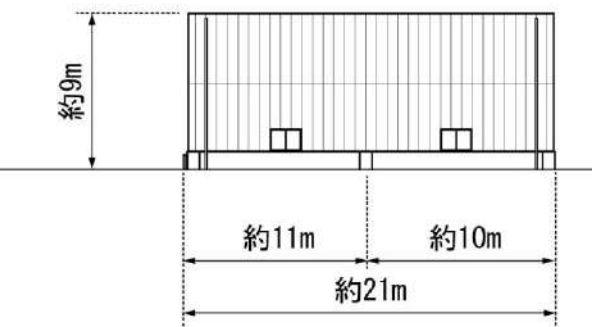
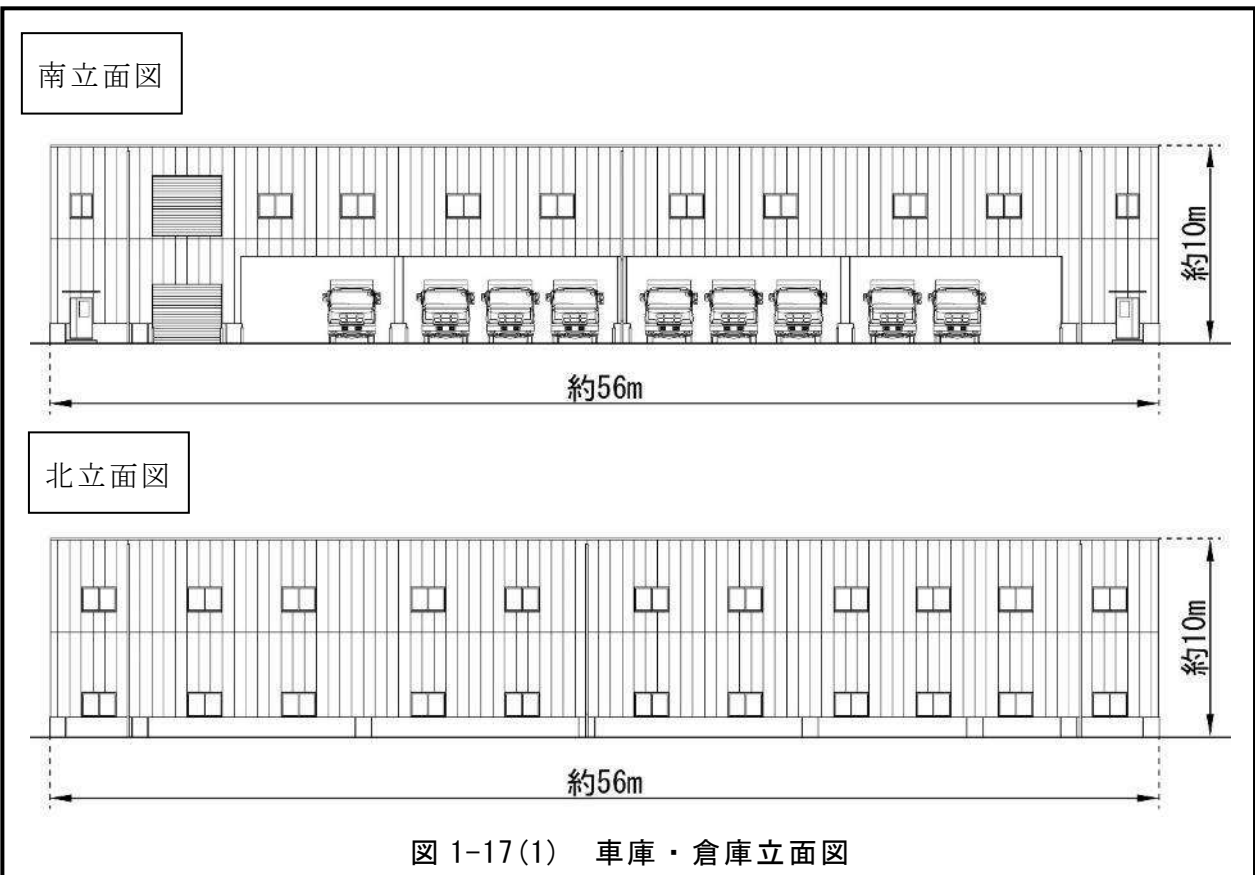
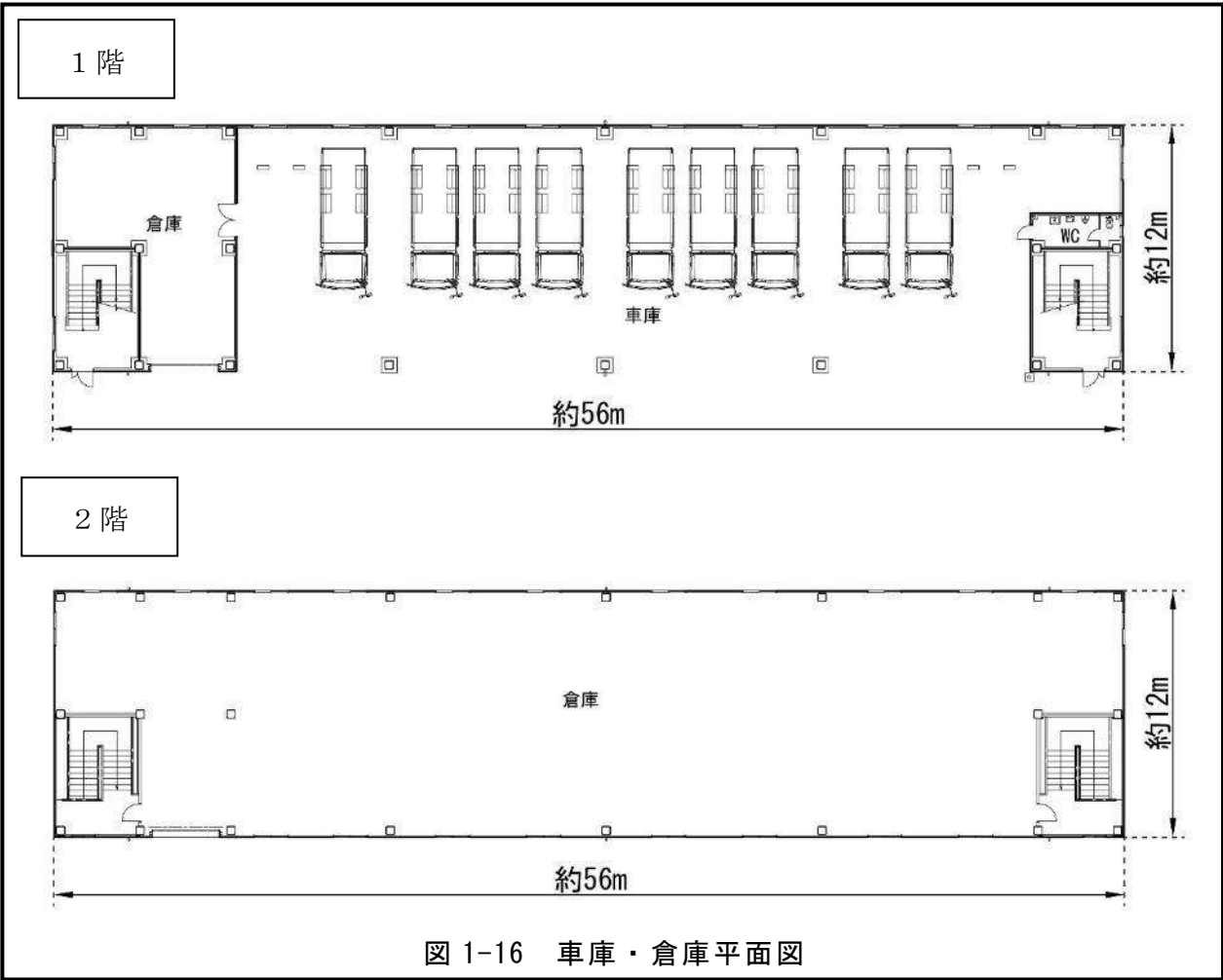
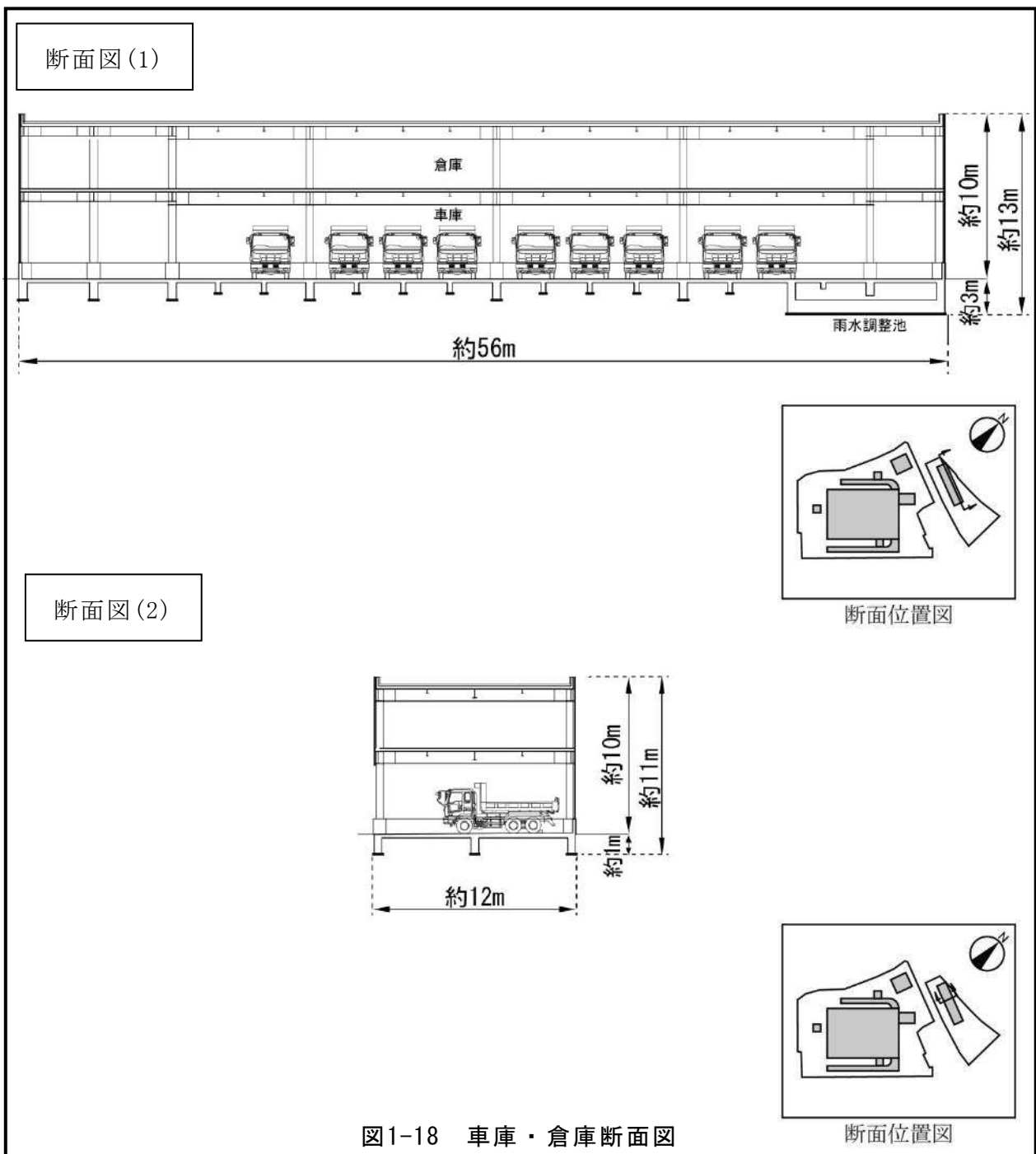
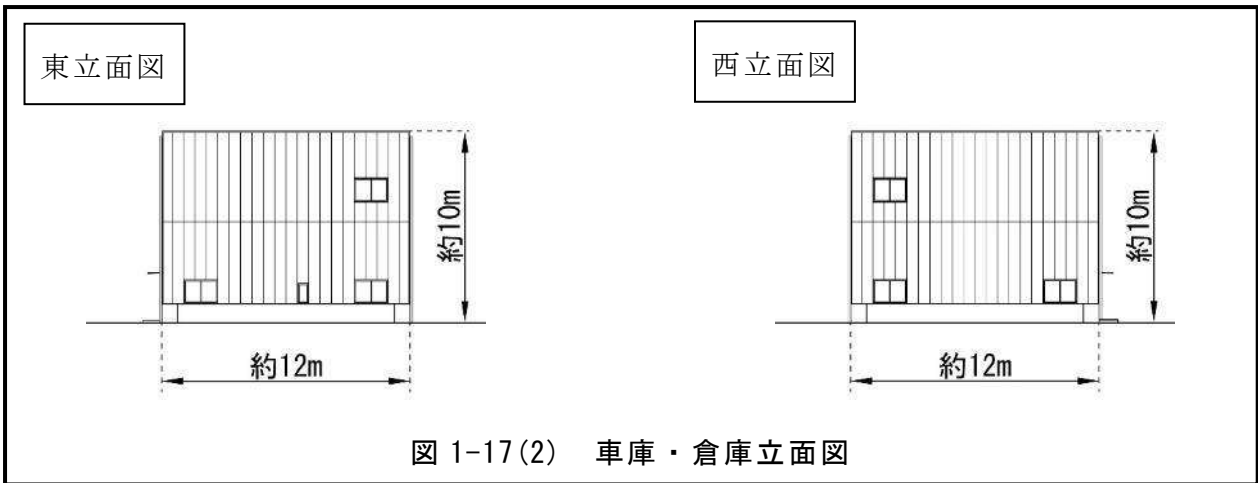


图 1-15 洗車場・車庫立面図





(5) 処理施設計画

処理施設計画の概要は、表1-10に示すとおりである。

ごみ焼却処理施設は、通年、24時間連続処理を行い、焼却に伴う余熱を利用する。ごみの搬入は週に6日から7日行う。

表1-10 処理施設計画の概要

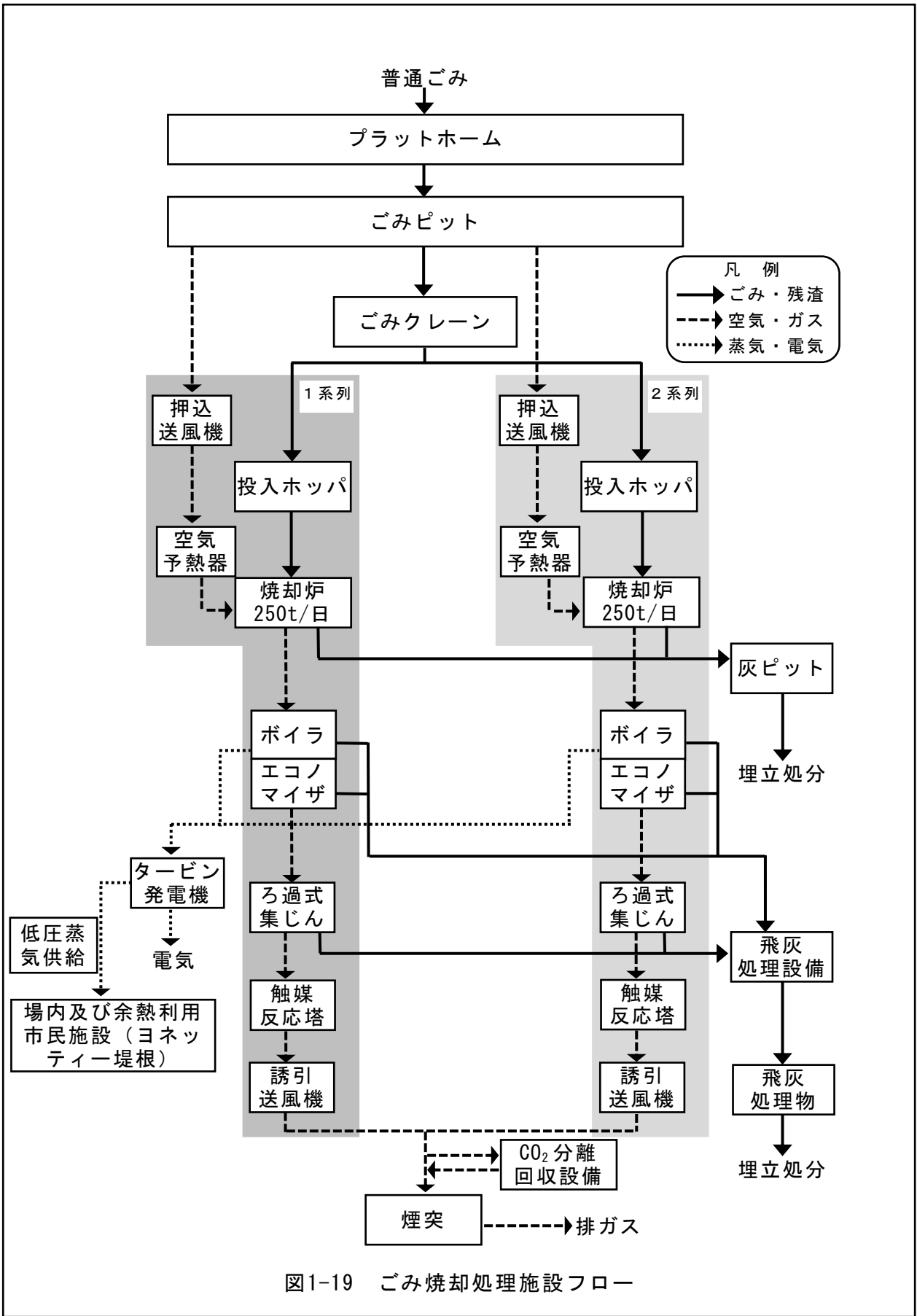
施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	500 t /24h (250t/24h×2系列) 注)
	処理方式	ストーカ式 (ごみ焼却施設)
	搬入・処理日	搬入：6～7日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。また、蒸気についても、場内及び隣接するヨネッティー堤根に供給する。

注) プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、当初想定のごみ排出量が減少するため、方法書時点の施設規模 (540 t /24h) から縮小した。

ごみ焼却処理施設の主要設備等の概要は表1-11に、ごみ焼却処理フローを図1-19に示すとおりである。

表1-11 主要設備等の概要

項目		概要
主要設備	受入供給設備	ごみピット、ごみ投入扉、ごみクレーン、投入ホッパ、脱臭装置
	燃焼設備	焼却炉、給じん装置、助燃装置
	燃焼ガス冷却設備	ボイラ設備、蒸気復水設備、スートブロワ、蒸気だめ、純水装置
	排ガス処理設備	ろ過式集じん装置、乾式有害ガス除去装置、脱硝設備、ダイオキシン類除去設備、ゼオライト供給設備、ばいじん除去装置
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機、場内余熱供給設備、場外供給設備
	通風設備	押込送風機、二次押込送風機、燃焼用空気予熱器、誘引送風機、排ガス循環送風機
	灰出設備・飛灰処理設備	灰出装置、飛灰処理装置、コンベヤ類、灰クレーン、灰ピット
	煙突	煙突 (高さGL+100m、内筒2本)
	給水設備	受水槽、高置水槽、ポンプ、機器冷却水冷却塔
	排水処理設備	排水槽、ごみピット汚水処理設備、プラント排水処理設備、ポンプ、薬剤ポンプ、薬剤タンク
	雑設備・CO ₂ 分離回収設備	雑用空気圧縮機、環境集じん設備、CO ₂ 分離回収設備 (設置予定)
	電気・計装設備	非常用発電設備、無停電電源装置、受変電設備、電子計算機
積替設備	ごみ積替装置	



(6) 余熱利用計画

ごみ焼却による余熱利用計画は、表1-12に示すとおりである。

ごみ焼却による余熱は、蒸気タービン発電機を用いて高効率発電を行い、余剰電力を売電するとともに、施設内の給湯等に利用する。施設外については、近隣の余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根：現在再整備中、令和11年度供用予定）に余熱（蒸気）を供給する。

表1-12 余熱利用計画

項目		能力	備考
発電	蒸気タービン発電機	11,550 kW (2炉運転時)	施設内の電力、冷暖房に使用。 余剰電力を売電。
蒸気	低圧蒸気供給	1.0 GJ/時	場内及び余熱利用施設に供給。

また、計画施設は、エネルギー回収率23%を達成することができる計画とする。なお、本施設の稼働は令和17年度を予定しているため、今後も法改正及び社会情勢を見据えて、エネルギー回収率の向上について柔軟に対応していくこととする。

主な市内ごみ焼却処理施設のエネルギー回収率は、表1-13に示すとおりである。

表1-13 主な市内ごみ焼却処理施設のエネルギー回収率

項目	橘処理センター（新設）	王禅寺処理センター
エネルギー回収率	21.5%以上	約17%（発電効率）

(7) 公害防止計画

ア 大気汚染

本事業の大気汚染防止対策としては、表1-14(1)に示すとおり、計画施設の立地条件、近年の排ガス処理技術の動向や同規模施設での基準値の設定状況を調査し、法規制値はもとより、既存の堤根処理センターよりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定し、これを遵守する設備とする。その他、本事業における大気汚染防止対策は表1-14(2)に示すとおりである。

表1-14(1) 排出ガス基準

項目	公害防止自主基準値	法規制値等	
ばいじん	0.008g/m ³ _N 以下	0.04g/m ³ _N 以下	大気汚染防止法 (4 t/h以上の廃棄物焼却炉)
硫黄酸化物	8ppm以下	K値=1.17 (400ppm相当)	大気汚染防止法施行規則 別表第1
塩化水素	8ppm以下	430ppm以下	大気汚染防止法(廃棄物焼却炉)
窒素酸化物	24ppm以下	250ppm以下	大気汚染防止法 (廃棄物焼却炉(連続炉))
ダイオキシン類	0.008ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4 t/h以上の廃棄物焼却炉、 新設：平成12年1月15日以降設置)
水銀	30μg/m ³ _N 以下	30μg/m ³ _N 以下	大気汚染防止法 (火格子面積2m ² 以上若しくは焼却能力200kg/h以上、 新設：平成30年4月1日以降設置)
カドミウム及びその化合物	0.5mg/m ³ _N 以下	0.5mg/m ³ _N 以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第7
塩素	1ppm以下	1ppm以下	
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	2.5mg/m ³ _N 以下	2.5mg/m ³ _N 以下	
鉛及びその化合物	10mg/m ³ _N 以下	10mg/m ³ _N 以下	
アンモニア	50ppm以下	50ppm以下	
シアン化合物	10ppm以下	10ppm以下	

注) 排出ガス濃度は、酸素濃度12%換算値。なお、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則において定める物質については、希釈しない状態において測定した数値に対して適用する。

表1-14(2) 本事業における大気汚染防止対策

- ・排出ガスは、最新の排出ガス処理設備の設置等により、法規制値はもとより、既存の堤根処理センターよりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定し、地域環境への影響ができる限り小さくなるように配慮する。
- ・ごみ質の均一化を図り、安定した燃焼を維持し、焼却炉の適正な燃焼管理と排ガス処理効率の高い最新設備の導入により、ダイオキシン類等の発生の抑制を図る。
- ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、市のごみ収集車両については可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を導入する。

イ 騒音・振動

本事業の騒音、振動防止対策としては、表1-15(1)に示すとおり、法や条例の基準値を遵守する設備とする。本事業における騒音、振動防止対策は表1-15(2)に示すとおりであり、発生源となる設備については、基本的に建屋内に設置するとともに、機器の内容に応じた適正な騒音、振動防止対策を講じる計画である。

表1-15(1) 騒音、振動基準

項 目		法規制値等	
騒音	6:00～8:00	60デシベル以下	騒音規制法 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第13
	8:00～18:00	65デシベル以下	
	18:00～23:00	60デシベル以下	
	23:00～6:00	50デシベル以下	
振動	8:00～19:00	65デシベル以下	振動規制法 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第14
	19:00～8:00	60デシベル以下	

表1-15(2) 本事業における騒音、振動防止対策

- ・騒音の発生源となる設備は、基本的に屋内へ設置し、機器類は低騒音の機器の採用に努める。
- ・振動の発生源となる大型の送風機や蒸気タービン発電機等は基礎構造を強固にするなどの適切な対策を取り、地域環境への影響ができる限り小さくなるように配慮する。
- ・消音器や防振ゴムの設置などの適切な対策を取り、地域環境への影響ができる限り小さくなるように配慮する。
- ・ごみ関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
- ・計画地内の段差を可能な限りなくし、ごみ関係車両の走行による振動の発生を抑制する。

ウ 悪臭

本事業の悪臭防止対策としては、表1-16(1)に示すとおり、法や条例の基準値を遵守する設備とする。本事業における悪臭防止対策は表1-16(2)に示すとおりであり、ごみピット内（写1-2参照）を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐとともに、ごみを焼却するための燃焼用空気として燃焼処理するなどの措置を講じる計画である。



写 1-2 ごみピット内

出典：「王禅寺処理センターのごみ焼却施設のしくみ」
(川崎市ホームページ)

表 1-16(1) 悪臭基準

項 目		法規制値等		
敷地境界	物質濃度	アンモニア	1 ppm以下	悪臭防止法
		メチルメルカプタン	0.002ppm以下	
		硫化水素	0.02ppm以下	
		硫化メチル	0.01ppm以下	
		二硫化メチル	0.009ppm以下	
		トリメチルアミン	0.005ppm以下	
		アセトアルデヒド	0.05ppm以下	
		スチレン	0.4ppm以下	
		プロピオン酸	0.03ppm以下	
		ノルマル酪酸	0.001ppm以下	
		ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下	
		イソ吉草酸	0.001ppm以下	
		プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	
		ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下	
		イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下	
		ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下	
		イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下	
		イソブタノール	0.9ppm以下	
		酢酸エチル	3 ppm以下	
		メチルイソブチルケトン	1 ppm以下	
トルエン	10ppm以下			
キシレン	1 ppm以下			
臭気指数	午前 8 時～午後 11 時	18以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10	
	午後 11 時～午前 8 時	15以下		
煙突出口	物質濃度 ^{注2)}	悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出した値		
	臭気指数	午前 8 時～午後 11 時	38以下	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10
午後 11 時～午前 8 時		35以下		

注1) 敷地境界での物質濃度定期測定項目：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

注2) アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。

表1-16(2) 本事業における悪臭防止対策

- ・ごみピット内の空気を、強制的に炉内に吸引してごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐとともに、ごみを焼却するための燃焼用空気として燃焼処理する。
- ・投入ステージの出入口には、エアーカーテン及び自動扉を設置し臭気の流出を防止する。
- ・ごみピットの開口部は気密性の高い投入扉等とし、開閉時間を可能な限り短縮する。
- ・すべての焼却炉の休止時は、ごみピット内の空気を脱臭装置に送って、活性炭吸着等によって処理する。

エ 水質汚濁

施設全体からの排水は、プラント系排水（灰冷却水やプラントホームの洗浄排水、洗車排水等）と生活系排水がある。プラント系排水は、排水処理設備で適正な処理を行った後、できる限り施設内で再利用し、排水量の低減に努め、再利用できない分については公共下水道へ放流する計画であり、本施設から公共用水域への放流は行わない。なお、下水道への放流にあたっては、「下水道法」、「川崎市下水道条例」の基準を遵守する。本施設が該当する「入江崎水処理センターの処理区」の基準は表1-17(1)、(2)に示すとおりである。本事業では、「50m³/日以上」の値を公害防止基準値として設定する。また、生活系排水は公共下水道へ放流する。

雨水については、堤根敷地では施設内に設ける雨水貯留槽に一旦貯留した後、散水等に再利用し、余剰分を公共下水道へ放流する。柳町敷地では雨水調整池を経て公共下水道へ放流する計画である。

本事業の排水処理フローは図1-20に示すとおりである。

表1-17(1) 排水の基準（下水道排除基準（入江崎処理区））

対象物質及び項目		基準値（排水量 50m ³ /日以上）
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
	シアン化合物	1 mg/L 以下
	有機燐化合物	0.2mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.06mg/L 以下
	シマジン	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
	ベンゼン	0.1mg/L 以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	230mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	

下水道法^{注1)}

川崎市下水道条例^{注2)}

注1) 下水道法（昭和33年法律第79号）

注2) 川崎市下水道条例（昭和36年3月31日条例第18号）

表1-17(2) 排水の基準（下水道排除基準（入江崎処理区））

対象物質及び項目		基準値（排水量 50m ³ /日以上）		
その他の項目又は物質	温度	45℃未満		
	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満		
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L未満		
	浮遊物質（SS）	600mg/L未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L以下	
		動植物油脂類	30mg/L以下	10mg/L以下 ^{注3)}
	窒素含有量	240mg/L未満		
	リン含有量	32mg/L未満		
	よう素消費量	220mg/L未満		
	フェノール類	0.5mg/L以下		
	銅及びその化合物	3 mg/L以下		
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下		
	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L以下		
	マンガン及びその化合物（溶解性）	1 mg/L以下		
	クロム及びその化合物	2 mg/L以下		
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。			
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。			

注1) 下水道法（昭和33年法律第79号）

注2) 川崎市下水道条例（昭和36年3月31日条例第18号）

注3) 排水量500m³/日以上 of 事業場に適用。

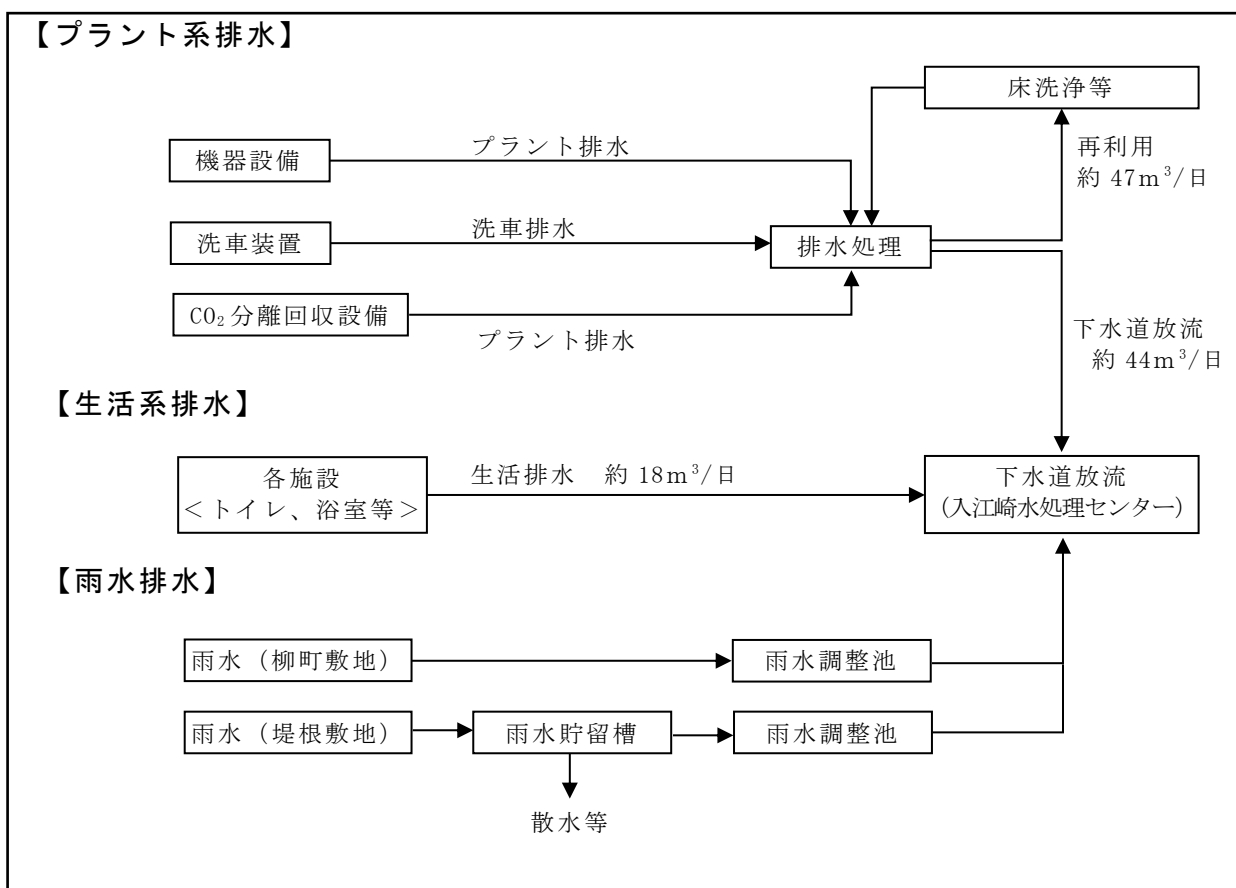


図 1-20 排水処理フロー図

オ 土壌汚染

ごみピット、灰出し装置、焼却飛灰処理設備の灰ピットの壁面・床面は、水密性のコンクリートとし、ピット内の水が地下に浸透しないように対策を講じ、土壌汚染を防止する計画である。

カ 地盤沈下

施設の稼働に伴う地盤沈下を防止するため、施設で使用する用水については、工業用水及び上水を使用し、地下水の揚水は行わない計画である。なお、既存施設においても地下水の揚水は行っていない。

キ 化学物質

排ガス処理や排水処理に伴い、表1-18に示すとおり薬品等の化学物質を取り扱うが、法令等に基づき適正に管理を行う計画である。

なお、既存施設において、薬品等（アンモニア、塩酸等）の化学物質が漏えいした事実は確認されていない。

表 1-18 消防法等に基づく危険物等

使用施設	区分	分類	危険物種類	保管数量
ごみ焼却処理施設	危険物	第4類／ 第4石油類	油圧作動油	7,800 L
			潤滑油	2,500 L
		第4類／ 第2石油類	油圧作動油	500 L/基×2基
			灯油	
		第4類／ 第3石油類	A重油	1,980 L
			指定可燃物	活性炭（下記合計）
	活性炭（脱臭装置用）	6.4 t		
	活性炭（有害ガス除去用）	2.2 t		
	消防活動阻害物質	劇物	アンモニア（25%）	5,000 L
（消防法）貯蔵等の届出を要する物質	劇物	塩酸（35%）	3,000 L	

(8) 緑化計画

ア 緑化計画

本事業では、川崎市緑化指針の確保すべき緑化面積率及び地域環境管理計画の地域別環境保全水準を満足する計画とする。緑化計画は、表1-19、表1-20及び図1-21に示すとおりである。現状の緑被率（約8%）を上回る、計画地全体の25%以上の緑被率を確保することとし、緑化面積として、約6,500m²を確保する計画である。

また、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物を呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。

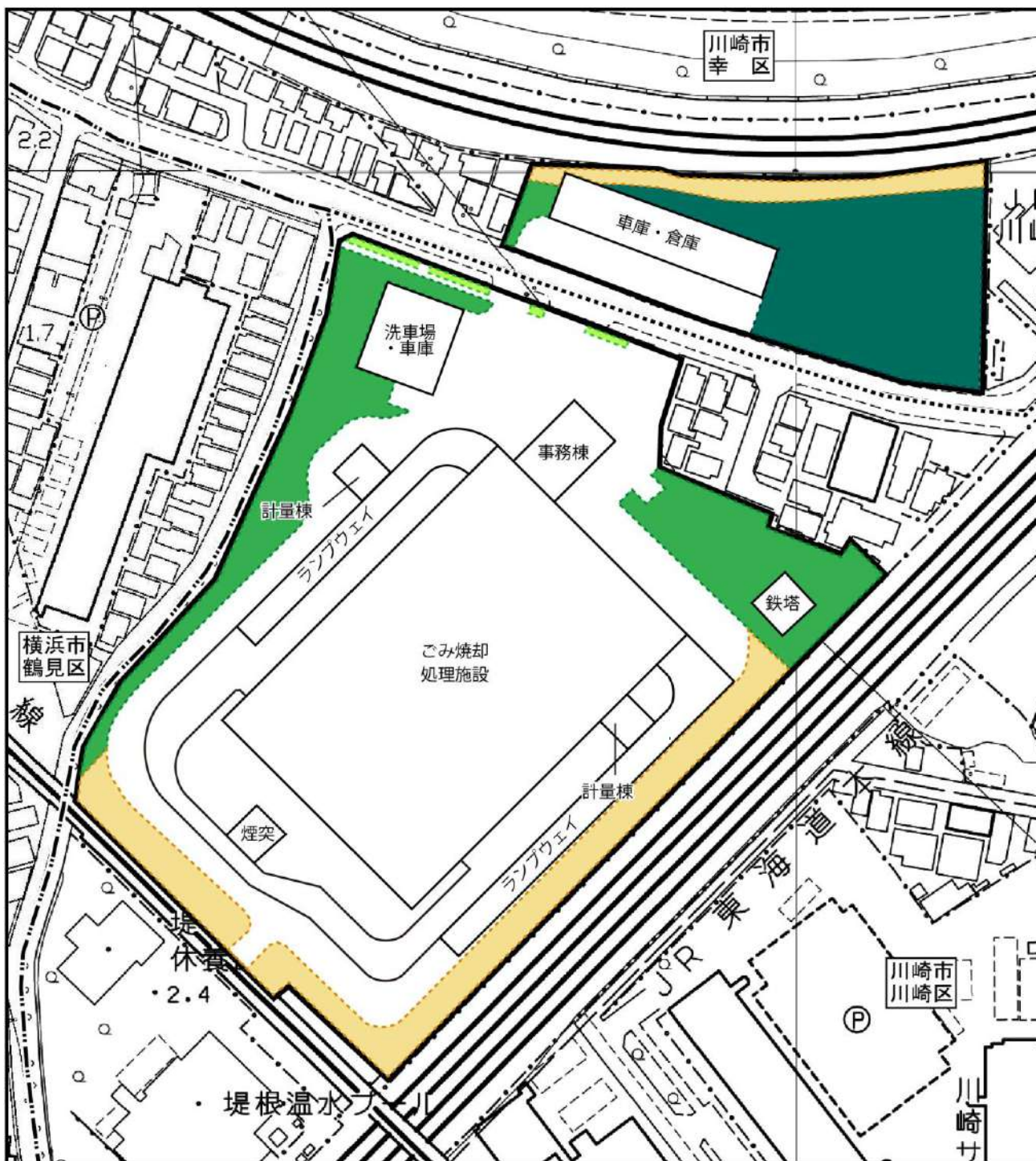
さらに、計画地はゾーニングによりエリアごとに目的に合わせた緑の構成とし、植栽樹種は可能な限り既存緑地や近隣地で良好に生育している樹種を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑を創出することを基本方針とする。

表 1-19 緑化計画

堤根敷地	柳町敷地
約 4,010m ²	約 2,490m ²
緑化面積：約 6,500m ²	
計画地面積：約 26,000m ²	
計画地面積に対する緑化面積割合：約 25%	

表 1-20 緑化のコンセプト

緑化エリア	特 徴
公開空地ゾーン	市民が通る公開空地や道路沿いなどは、四季の彩りが楽しめるような木々を選定し、低木、中木を中心とした配置とする。
フラットグリーンゾーン	JR 沿線は線路側に干渉しないような配置とし、低木、中木を中心とした樹種を選定する。
緩衝帯ゾーン	住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定し、周辺住宅地等との緩衝帯の役割を果たす。維持管理を考慮し常緑樹を中心として選定する。
都市型森林ゾーン	堤根敷地との緑化地間の連続性や景観上の効果も配慮し、都市と自然が共生する空間を創出する。



凡 例

- | | |
|-------|---------------|
| □ 計画地 | ■ 公開空地ゾーン |
| — 市境 | ■ フラットグリーンゾーン |
| ⋯ 区境 | ■ 緩衝帯ゾーン |
| | ■ 都市型森林ゾーン |



1 : 1, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図 1-21 緑化計画図

イ 植栽予定樹種

主な植栽予定樹種は表 1-21 に示すとおりである。在来種を中心として、既存緑地や近隣地で良好に生育している樹種を選定することを基本としている。

フラットグリーンゾーンには、線路側に干渉しないようカナメモチやキンモクセイ等の常緑樹を、周辺の住宅地との緩衝帯となる緩衝帯ゾーンには、マテバシイ、アラカシ等の常緑樹を、公開空地ゾーンには、四季の彩りが楽しめるようツバキやアジサイ類、ドウダンツツジ等の中低木を植栽する。都市型森林ゾーンには、堤根敷地との連続性を考慮した樹木等を選定する。

表 1-21 主な植栽予定樹種

区分		主な植栽予定樹種	植栽本数等	目通周	葉張	樹高
高木	常緑樹	タブノキ、マテバシイ、スダジイ、サンゴジュ、ヤブニッケイ、モチノキ、アラカシ、ヤマモモ 等	計 260本	0.18m以上	0.8m以上	3.0～6.0m
	落葉樹	ソメイヨシノ、ヤマグワ、エノキ、ハナミズキ、ムクノキ 等				
中木	常緑樹	イヌツゲ、カナメモチ、ネズミモチ、キンモクセイ、ツバキ、ヒサカキ 等	計 520本	—	0.3m以上	1.5～3.0m
	落葉樹	カエデ、カキノキ 等				
低木	常緑樹	オオムラサキツツジ、サツキ、トベラ、アオキ、シャリンバイ 等	計6,240本	—	0.3m以上	0.3～1.5m
	落葉樹	アジサイ類、ドウダンツツジ、ムクゲ 等				
地被類		イノデ、オオバジャノヒゲ 等	約3,000m ²	—	—	—

ウ 維持管理計画

樹木等の年間維持管理計画は表 1-22 に示すとおりである。

緑化地の維持管理については、緑化計画の各々の目標に沿った計画を作成し、毎年適切な時期に剪定、除草・草刈、病虫害防除等を実施することにより樹木等の健全な育成を図る計画である。

表 1-22 樹木等の年間維持管理計画

管理作業	作業頻度	作業時期											
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
剪定（常緑樹）	1～2回					■	■	■	■	■	■	■	■
剪定（落葉樹）		■	■	■					■	■	■	■	■
刈込み	1～3回					■	■	■	■	■	■	■	■
施肥	1～2回	■	■	■	■		■						■
病虫害防除	3～4回	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■
除草・草刈	2～3回					■	■	■	■	■	■	■	■
灌水	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(9) 廃棄物処理計画

廃棄物の発生量は、表1-23に示すとおりである。

本施設からの一般廃棄物としては、焼却に伴う焼却灰及び焼却飛灰が発生する。これらについては、浮島埋立事業所にて埋立処分を行う。焼却飛灰は、薬剤固化等により重金属類の溶出防止処理を行ったのち、搬出を行う。焼却灰については、資源化技術の開発動向を注視していく。その他、排水処理設備から発生する汚泥については、自己処理（焼却）する計画である。

既存施設においても、焼却灰及び焼却飛灰については適正に処理を行ったのち、浮島埋立事業所にて適正に処分されている。

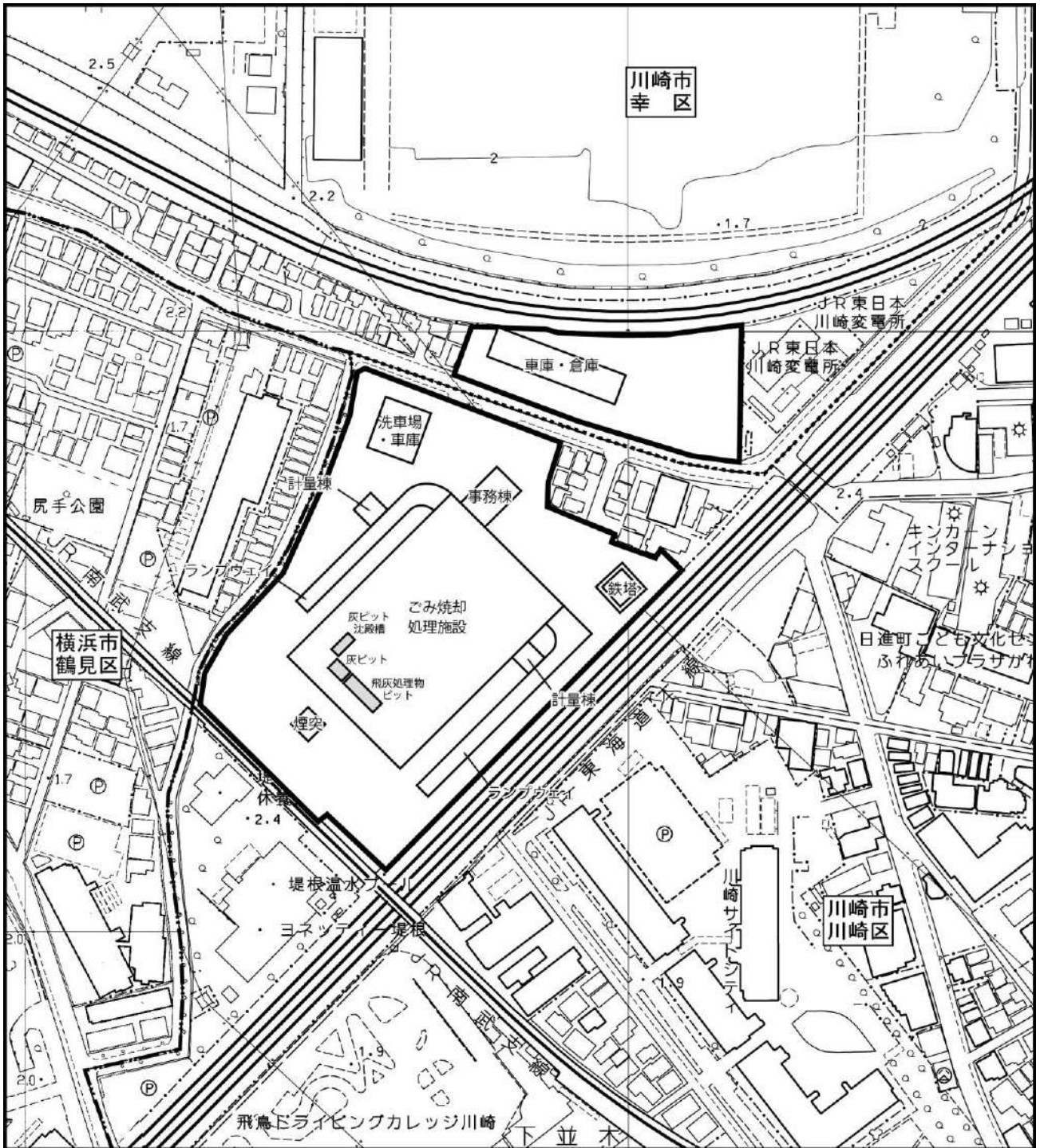
廃棄物の保管施設は、図1-22に示すとおりである。

また、灰搬出車両への積込は、建屋内とし、焼却飛灰は、薬剤処理を行なったうえ、搬出する。搬出の際は、コンテナ等により密閉するなどの対策を講じる計画であり、灰の飛散等が生じない計画とする。

なお、施設内の事務所、設備等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物は少量であり、定期メンテナンス時に廃油等が発生する程度である。

表 1-23 廃棄物の発生量及び処理方法

種類		発生量	処理方法
一般廃棄物	焼却灰	11,300 t /年	埋立処分
	焼却飛灰	4,200 t /年	薬剤処理ののち、埋立処分



凡例

—— 計画地

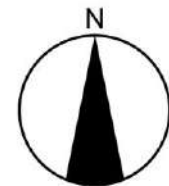
--- 市境

..... 区境

■ 廃棄物保管施設

焼却灰：灰ピット、灰ピット沈殿槽

焼却飛灰：飛灰処理物ピット



1 : 2, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図 1-22 廃棄物保管施設設置図

(10) 交通計画

ア 収集車両等車両計画

ごみ関係車両の種類は、表1-24(1)に示すとおりである。また、ごみ関係車両台数は、表1-24(2)に示すとおり、現状と同程度である。計画施設では、休日もごみ搬入を行うが、ごみ関係車両台数は50台/日未満である。なお、ごみの減量・リサイクル、資源集団回収等を推進することで、ごみ収集車両等の関係車両の台数削減に努めていく。

また、これらの車両の走行ルートは、図1-23に示すとおりである。既存施設と同様に計画地の北側にごみ搬入車両の出入口が設置される。

表1-24(1) ごみ関係車両の種類

区 分	内 容
ごみ収集車両	家庭ごみは現在と変わらず、川崎区、幸区及び中原区の一部の家庭ごみが搬入される。その他、事業系一般廃棄物が搬入される。
ごみ積替車両	市内から排出されるごみを各処理センターでバランスよく処理するため、加瀬クリーンセンター（中継施設）に輸送されたごみを堤根処理センターに搬入する車両である。
灰運搬車両	堤根処理センターから出る焼却灰及び焼却飛灰を搬出するための車両であり、浮島埋立事業所まで輸送する。

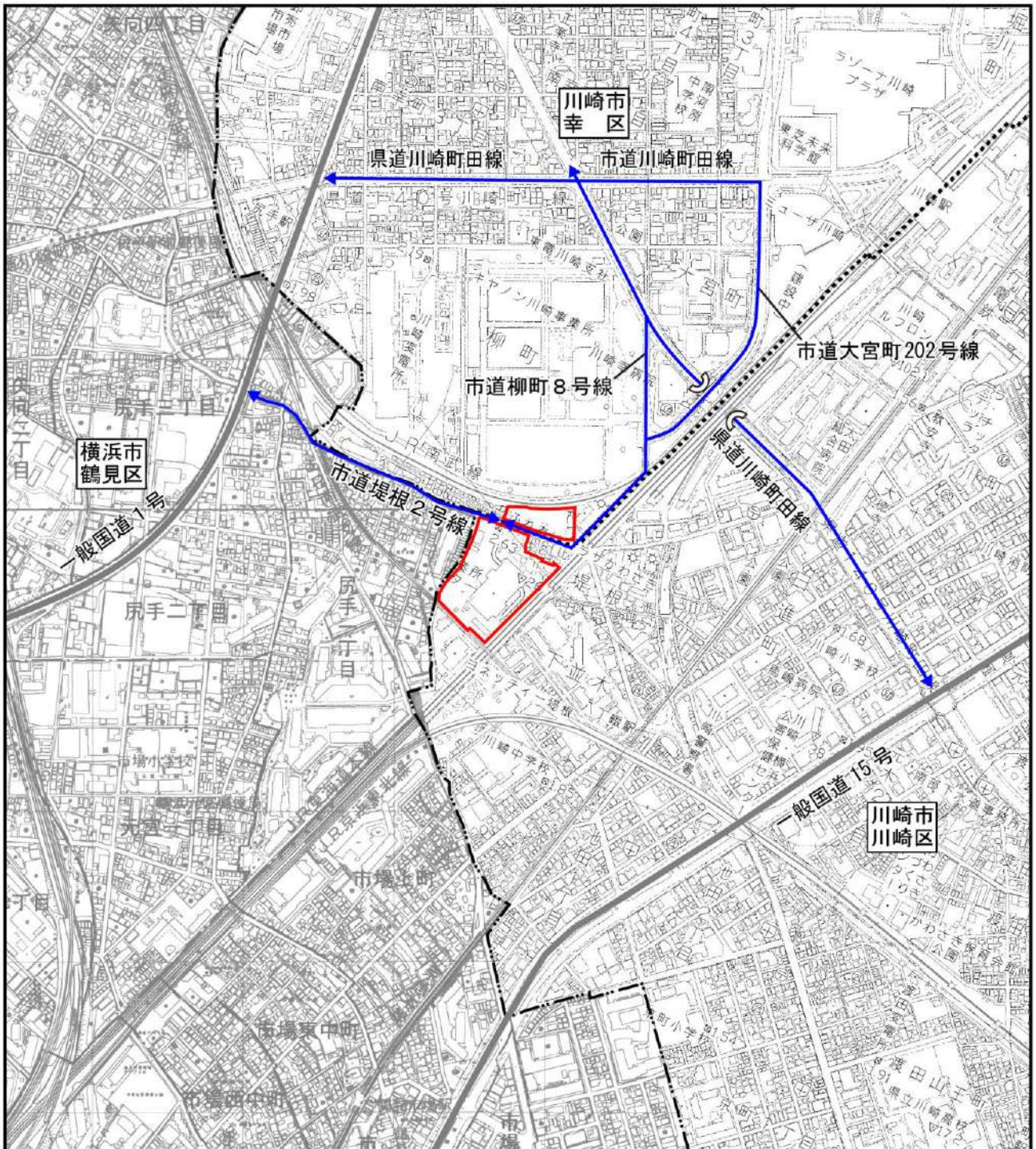
注) この他に、堤根処理センターにて利用する薬品等を運送する管理用車両がある。

表1-24(2) ごみ関係車両台数（片道）

区 分			台 数			
			将来		現況	
			平日	休日 (日曜)	平日	休日 (日曜)
ごみ収集 車両	市収集車両	2 t 車	230台/ 日程度	50台/日 未満	230台/日 程度	—
	許可業者等	—注1)				
ごみ積替車両		10 t 車	20台/日 程度	—	20台/日 程度	—
灰運搬車両		10 t 車	10台/日 程度	—	10台/日 程度	—
合 計			260台/ 日程度	50台/日 未満	260台/日 程度	—

注1) 許可業者等のごみ収集車両は、使用している車種がそれぞれ異なる。

注2) 管理用車両については、1回/7日間程度で走行する。



凡例

- 計画地
- ← ごみ関係車両走行ルート
- · — 市境
- 区境



1 : 10,000



この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」（川崎市）、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」（横浜市）を使用したものである。

図 1-23 ごみ関係車両走行ルート図

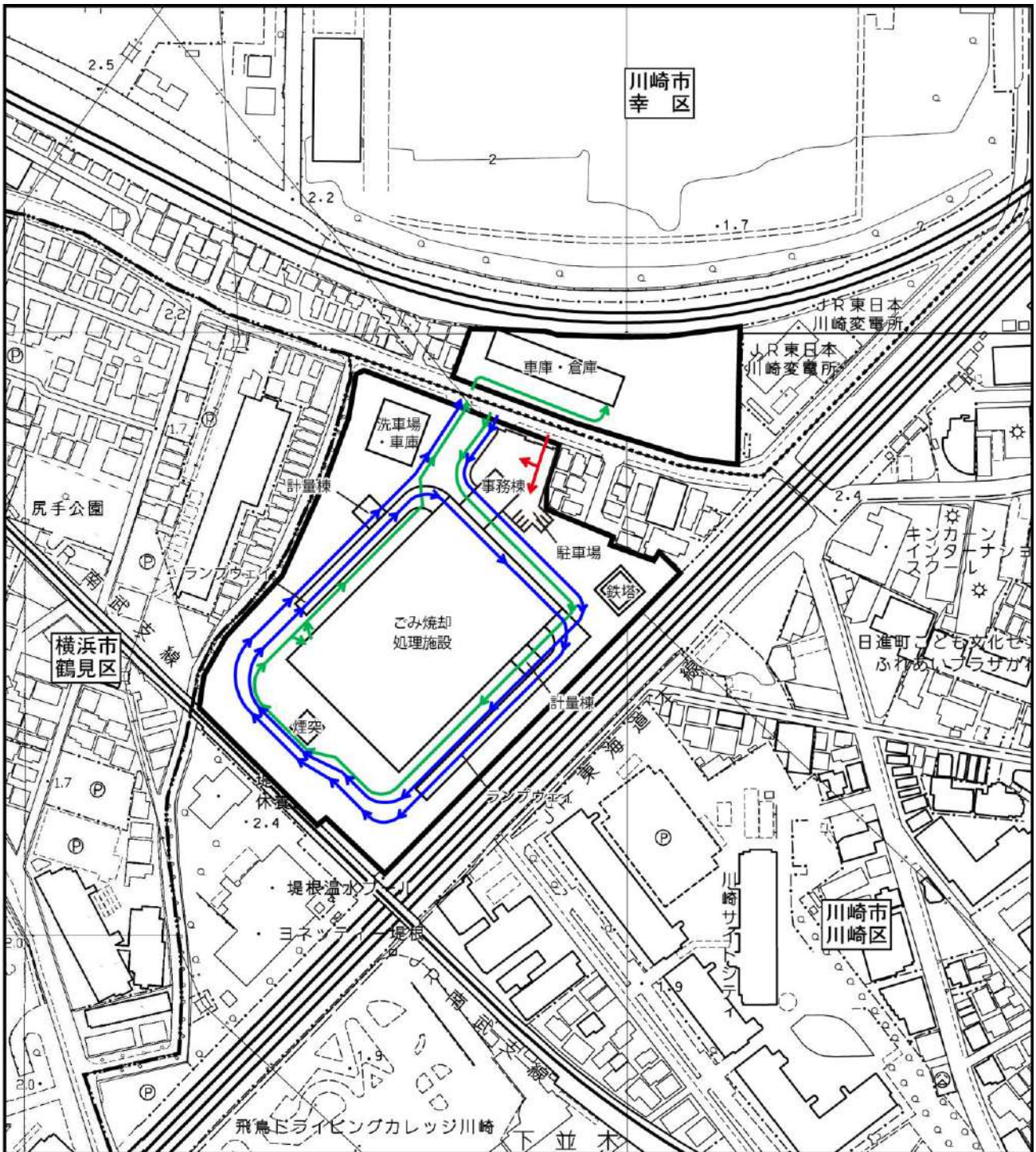
イ 駐車場計画

駐車場の設置位置及び車両動線は図1-24に示すとおりである。

事務棟に隣接して、大型車・小型車合計で10台程度の駐車場を設置する計画である。

ウ 歩行者動線計画

計画地の歩行者動線は、図1-25に示すとおりである。堤根敷地側では現況と同様にごみ収集車両の出入口とは別に歩行者用の出入口を設置し、事務棟北側からごみ焼却処理施設の西側を通るルートとする。



凡 例

- 計画地
- · — 市境
- 区境
- ← (Blue) ごみ収集車両及び積替車両動線
- ← (Green) 灰運搬車両動線
- ← (Red) 一般車両動線

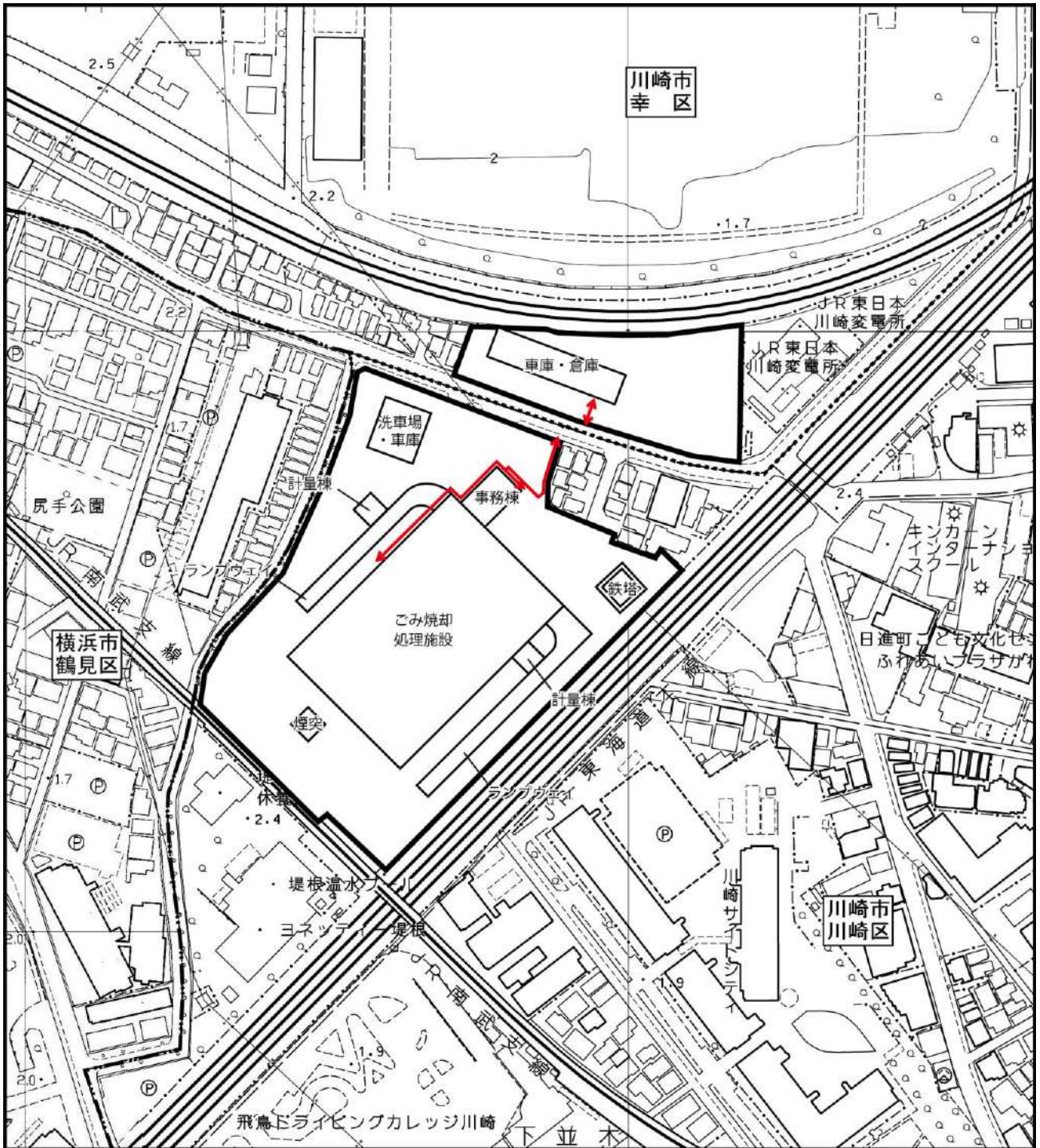


1 : 2, 5 0 0



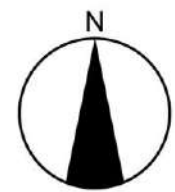
この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図 1-24 駐車場の設置位置及び関係車両動線



凡例

- 計画地
- 市境
- 区境
- ↔ 歩行者動線



1 : 2, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図 1-25 歩行者動線

(11) 供給計画

ア 給水施設計画

給水施設計画は図1-26に示すとおりである。

計画建物の給水（上水）は、市道堤根2号線側から既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受けるものとし、工業用水（雑用水）についても、市道堤根1号線側から既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受ける計画である。

イ 電気供給計画

電気供給計画は図1-27に示すとおりである。

計画建物の電気供給は、堤根敷地・柳町敷地ともに市道堤根2号線側から既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受ける計画である。なお、堤根敷地側では特別高圧受電とする計画である。

ウ 電話供給計画

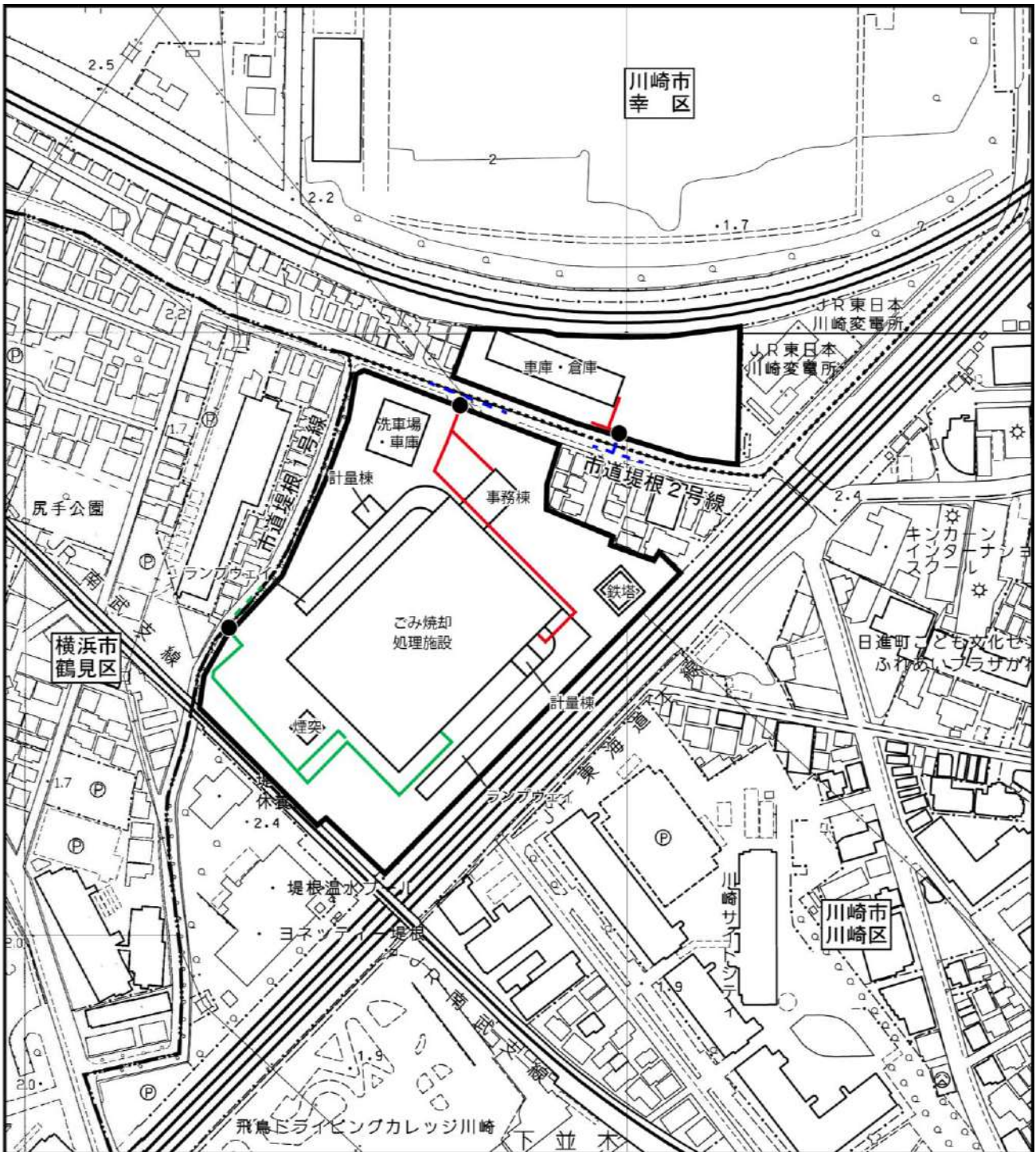
電話供給計画は図1-28に示すとおりである。

計画建物の電話供給は、敷地境界の電柱（既設）から引き込み、施設内に設置する電話交換器に接続する計画である。

エ ガス供給計画

ガス供給計画は図1-29に示すとおりである。

計画建物のガス供給は、市道堤根2号線に敷設されている中圧ガス本管（既設）に接続する中圧ガス引込管（新設）から既存の堤根処理センターに準じたルートで供給を受ける計画である。



凡例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 工業用水 (既設)
- .-.- 上水 (既設)
- 上水 (新設)
- 取り合い点

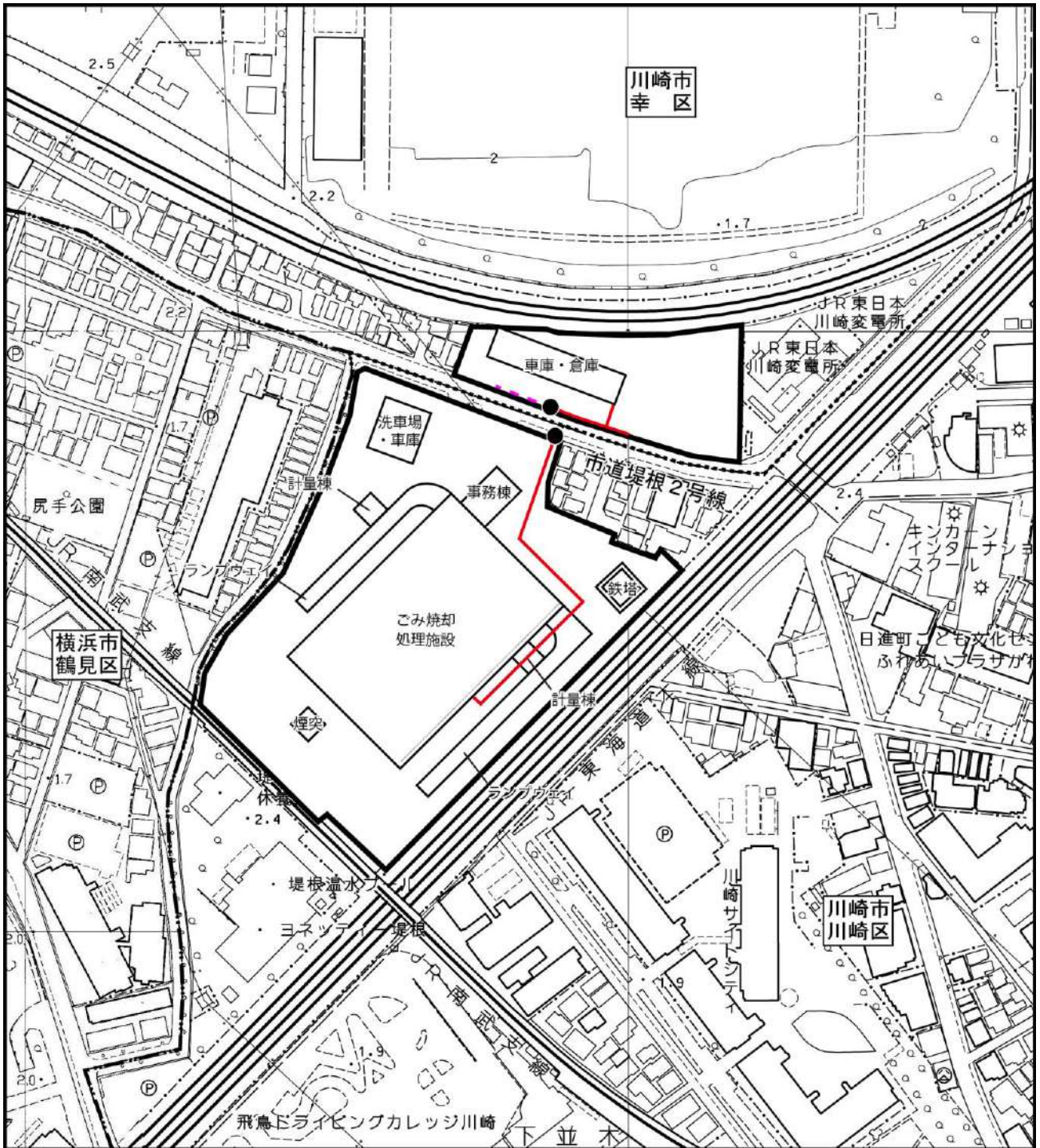


1 : 2, 500



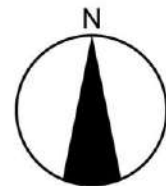
この地図は、「川崎市都市計画基本図 (南河原)、(八丁畷)」(川崎市) 及び「横浜市都市計画基本図 (矢向)、(市場)」(横浜市) を使用したものである。

図 1-26 給水施設計画図



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 電気ケーブル (既設)
- 電気ケーブル (新設)
- 取り合い点

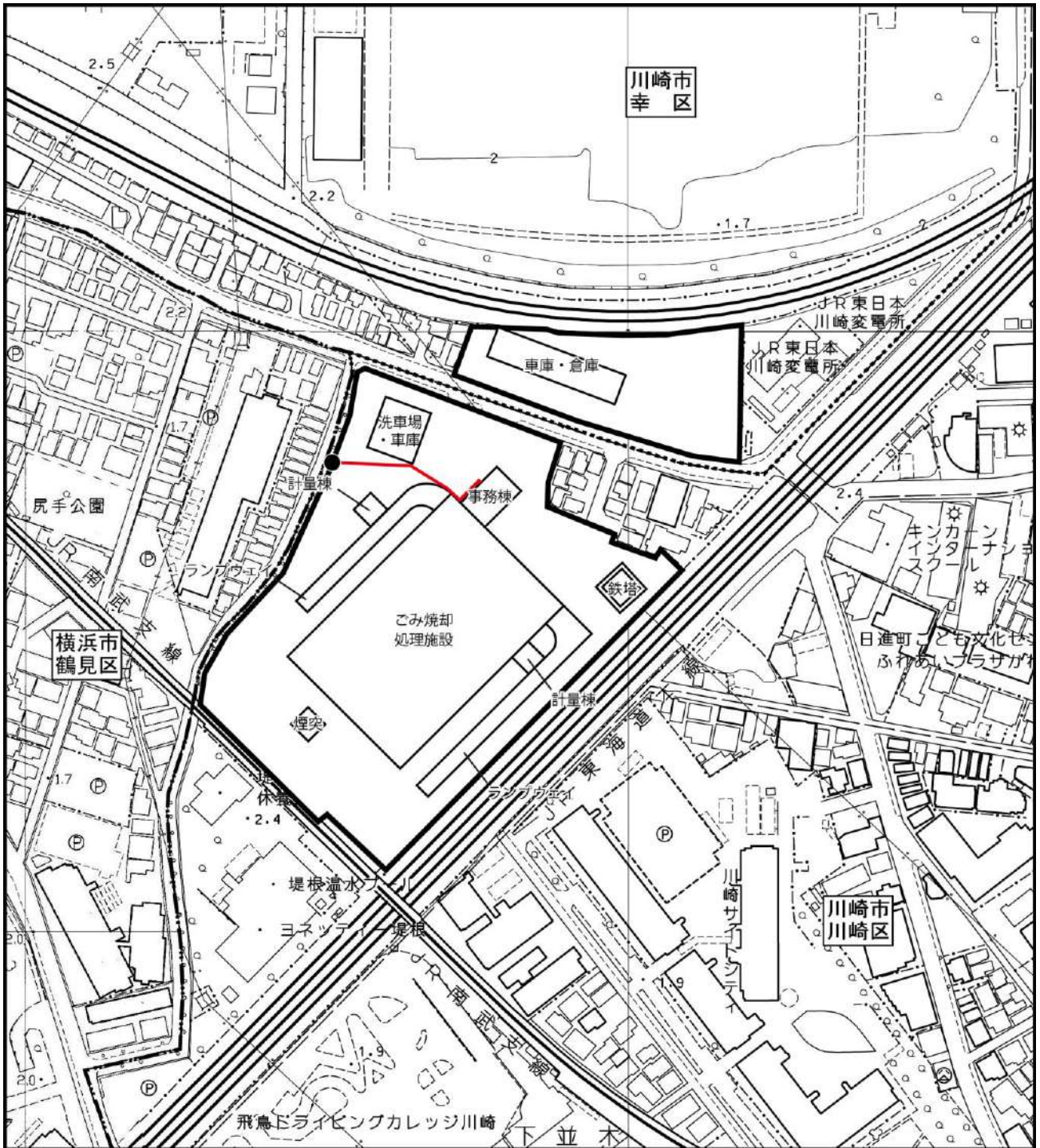


1 : 2, 5 0 0



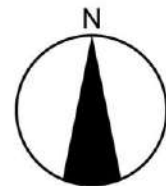
この地図は、「川崎市都市計画基本図 (南河原)、(八丁畷)」(川崎市) 及び「横浜市都市計画基本図 (矢向)、(市場)」(横浜市) を使用したものである。

図 1-27 電気供給計画図



凡例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 電話線（新設）
- 取り合い点

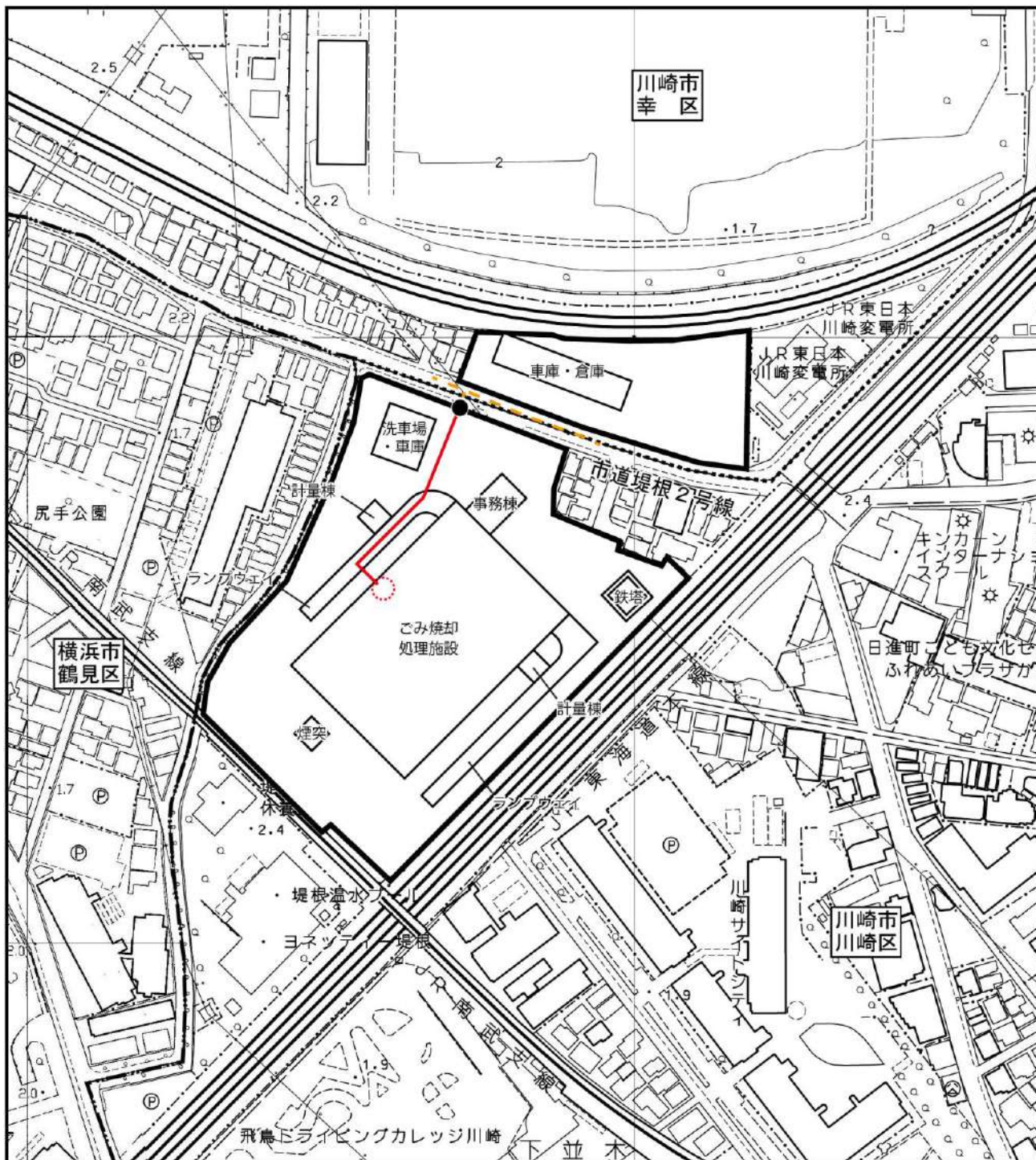


1 : 2, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図 1-28 電話供給計画図



- 計画地
- 市境
- 区境
- 中圧ガス本管 (既設)
- 中圧ガス引込管 (新設)
- ガスガバナ室
- 取り合い点



1 : 2, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図(南河原)、(八丁畷)」(川崎市)及び「横浜市都市計画基本図(矢向)、(市場)」(横浜市)を使用したものである。

図 1-29 ガス供給計画図

(12) 排水計画

排水計画は、図1-30に示すとおりである。

ア 汚水排水計画

施設からの排水は、プラント系排水（灰冷却水やプラットホームの洗浄排水、洗車排水等）及び生活系排水がある。このうちプラント系排水は、排水処理を行った後、できる限り施設内で再利用し排水量の低減に努める計画であり、再利用できない分については、排水管（新設）から取付管（新設）を経て、市道堤根2号線に敷設されている下水道本管（既設）に放流する。

生活系排水については、直接下水道放流する計画である。

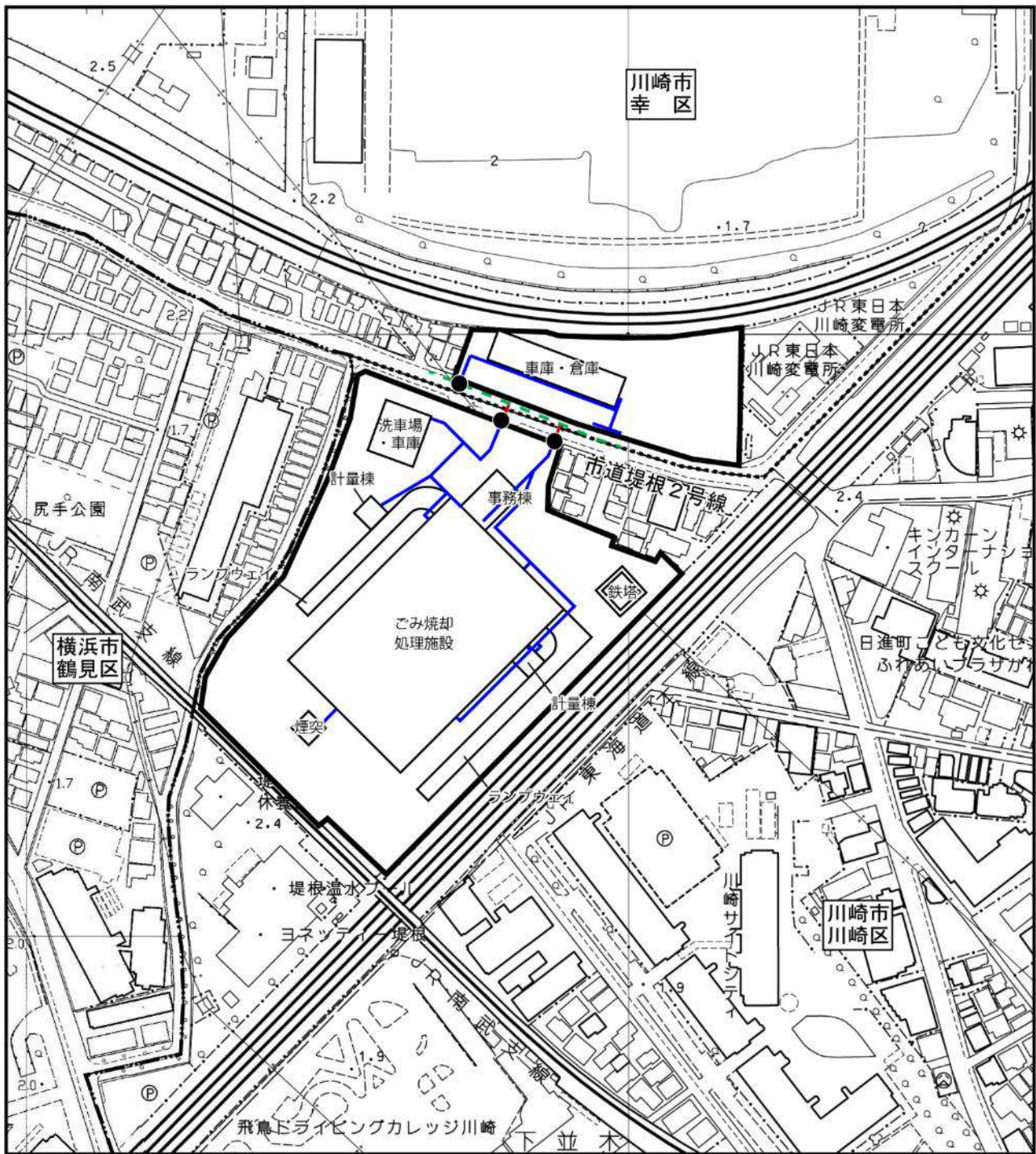
イ 雨水排水計画

雨水については、対象区域面積の全てを対象として、雨水排水路により集水し、堤根敷地側では雨水流出抑制施設技術指針に基づく雨水貯留槽（約400m³）により流量調整を行った後に、雨水調整池から排水管（新設）及び取付管（新設）を経て市道堤根2号線に敷設されている下水道本管（既設）に放流する計画である。柳町敷地側では雨水調整池から排水管（新設）を経て市道堤根2号線に敷設されている下水道本管（既設）に放流する計画である。

(13) 防火・消火計画

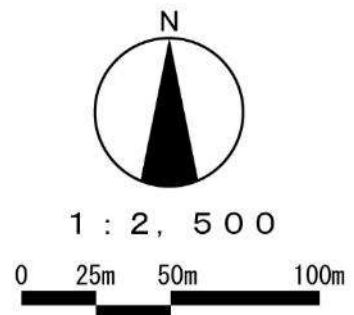
防火・消火計画は図1-31に示すとおりである。

消防水利については、「消防法」等に基づき計画する。計画地は既設の消火栓があり、消防水利が確保されている。



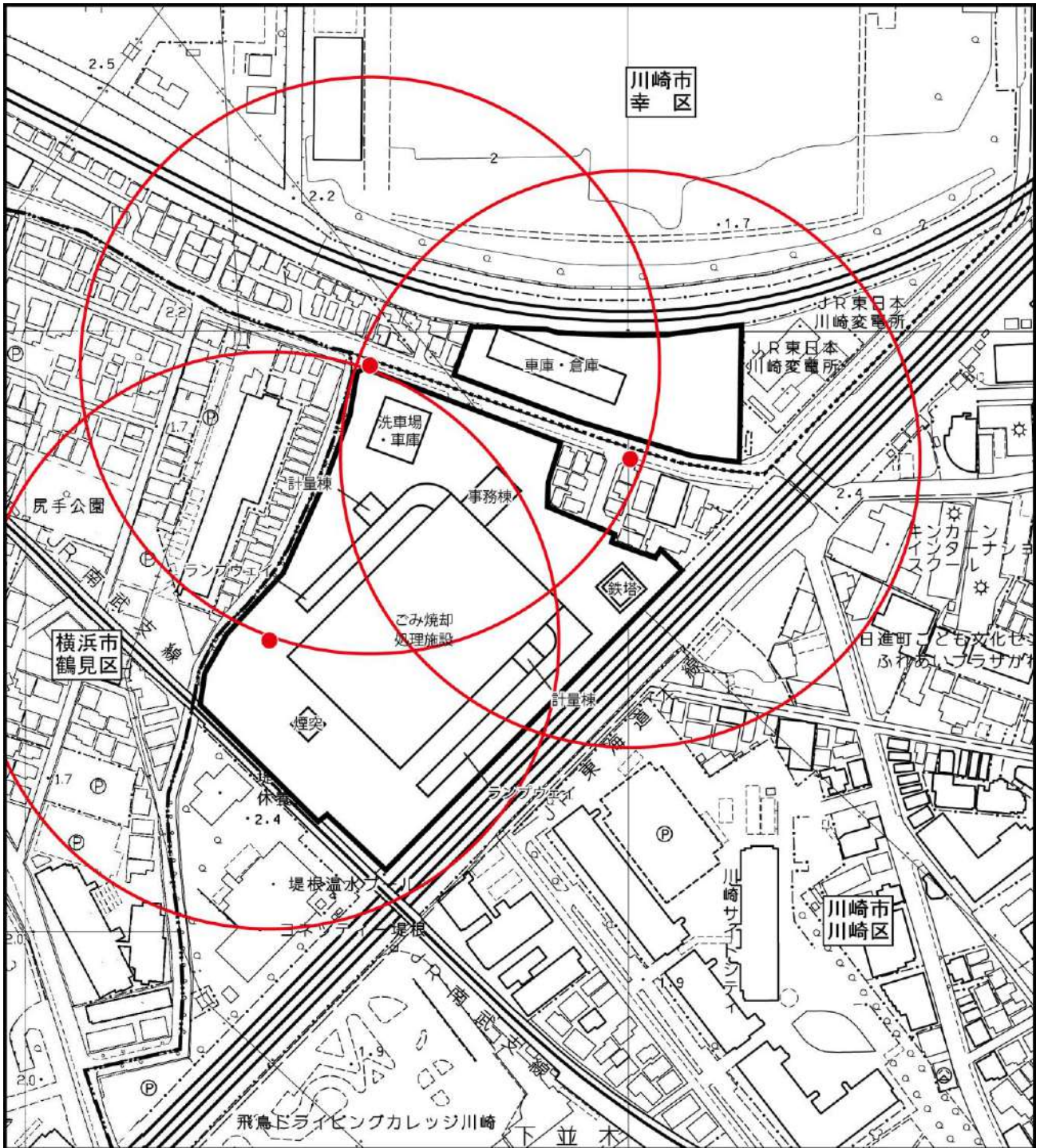
凡 例

- | | |
|----------|----------------|
| —— 計画地 | - - - 排水管 (既設) |
| - · - 市境 | —— 排水管 (新設) |
| ····· 区境 | —— 取付管 (新設) |
| | ● 取り合い点 |



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図 1-30 排水計画図



凡例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 消火栓 (半径120m) の範囲
- 消火栓



1 : 2, 500



この地図は、「川崎市都市計画基本図 (南河原)、(八丁畷)」(川崎市) 及び「横浜市都市計画基本図 (矢向)、(市場)」(横浜市) を使用したものである。

図 1-31 防火・消火計画図

(14) 施工計画

ア 工事概要

工事は、既存施設の解体撤去工事と新設施設の建設工事を計画しており、その工事概要は表1-25に示すとおりである。既存施設の地上部分の解体撤去工事の後に、地下部分の解体撤去及びごみ焼却処理施設の建設工事を行う計画である。

工事工程別の主要建設機械は、表1-26に示すとおりである。

表 1-25 工事概要

工 種		工事概要
柳町（倉庫等）解体工事		柳町敷地の工事用仮囲い等設置、既存倉庫等の解体工事（地上部）
準備工事	準備工事、仮設工事	現場内事務所及び工事用仮囲い等設置工事
地上部解体撤去工事	除去・除染工事	施設内の灰等の除去、除染工事
	建屋解体撤去工事	プラント及び建屋、煙突の解体撤去工事
地下部解体撤去工事 （柳町敷地含む）	地下解体撤去工事	建屋及び既存倉庫等地下部の解体撤去工事
本体工事 （柳町敷地含む）	杭工事	建物に係る杭工事
	基礎工事	地下部、雨水貯留槽等に係る工事
	地下躯体工事	地下躯体に係る工事
	地上躯体工事	地上の建築物に係る工事
	仕上工事	建築物の外部、内部仕上げ工事
	プラント工事	焼却炉等のプラント設置工事
	煙突工事	煙突の基礎、本体（内筒、外筒）に係る工事
	緑化工事	敷地内の緑化、道路等の外構工事

表 1-26 工種別主要建設機械

工種	主要建設機械	
	名称	規格
柳町（倉庫等）解体工事	クローラクレーン コンクリート破砕機 トラッククレーン バックホウ	200 t 0.7m ³ 50 t 0.4m ³
準備工事	タイヤローラ バックホウ ブルドーザ ラフタークレーン	20 t 0.7m ³ 21 t 25 t
地上部解体撤去工事	クローラクレーン コンクリート破砕機 バックホウ トラッククレーン	200 t 0.7m ³ 0.4m ³ 50 t
地下部解体撤去工事	解体用重機（ニブラ） 杭抜機 クローラクレーン クローラクレーン コンクリート破砕機 バックホウ バックホウ 発電機 ラフタークレーン ラフタークレーン	0.7m ³ 150kW 200 t 350 t 0.7m ³ 0.4m ³ 0.7m ³ 220KVA 25 t 50 t
本体工事（杭工事、基礎工事、地下躯体工事）	杭打機 クラムシェル クローラクレーン クローラクレーン クローラクレーン クローラクレーン コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 バックホウ バックホウ バックホウ 発電機 ブルドーザ ラフタークレーン ラフタークレーン	150kW 0.4～0.6m ³ 50 t 150 t 200 t 350 t 20m ³ 10 t 0.25m ³ 0.4m ³ 0.7m ³ 220KVA 21 t 25 t 50 t
本体工事（地上躯体工事、仕上工事、プラント工事）	クローラクレーン クローラクレーン クローラクレーン タワークレーン コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 バックホウ バックホウ 油圧クレーン ラフタークレーン ラフタークレーン	150 t 200 t 350 t 14 t -40m（電動式） 20m ³ 10 t 0.4m ³ 0.7m ³ 200 t（電動式） 25 t 50 t
本体工事（煙突工事）	クライミングクレーン バックホウ ラフタークレーン	電動式 0.7m ³ 25 t
本体工事（緑化工事）	アスファルトフィニッシャー タイヤローラ ラフタークレーン	W=4.5m 20 t 25 t

イ 工事工程

工事工程は、表1-27に示すとおりである。

工事期間は、地上部解体撤去工事が約3年、本体工事設計が約2.5年、地下部解体撤去工事が約2年、本体工事が約4年とし、全体で約10年を予定している。

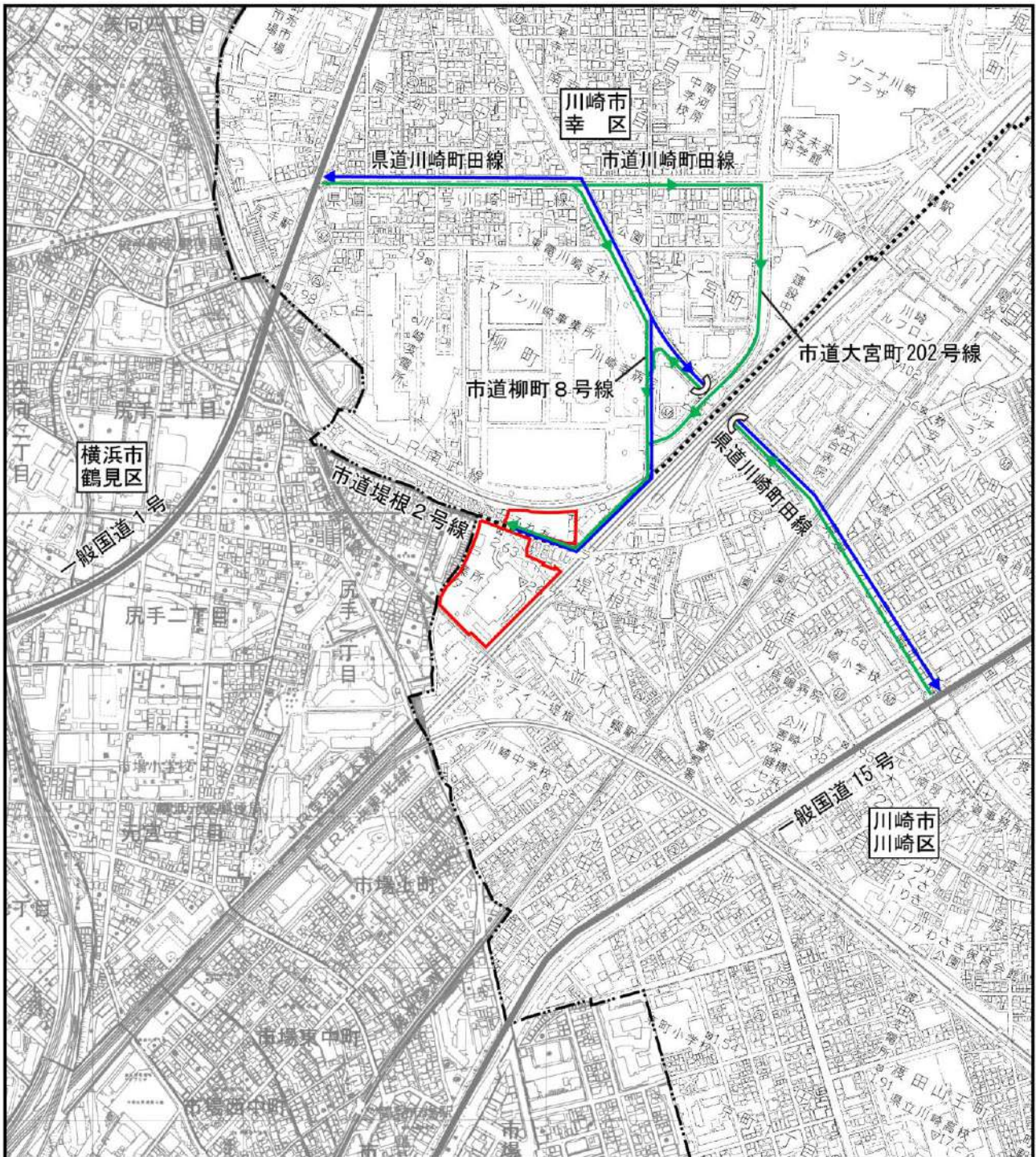
ウ 工事時間帯

工事時間帯は、月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時までを原則とするが、工事時間帯の前後1時間程度において作業のための準備・点検等を行うことがある。

なお、騒音・振動を伴わない作業や、コンクリート打設のように作業の性質から中断が困難な作業、あるいは天候等の事由により作業時間あるいは日程に変更が生じた場合には、事前に周知を行い、周辺環境に配慮しつつ工事を行う。

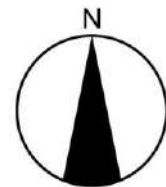
エ 工事用車両の走行ルート

主な工事用車両は、大型車として資材運搬車両、ダンプトラック、コンクリートミキサー車等、小型車としては工事従事者の通勤車両等である。工事用車両の出入りに際しては、図1-32に示すとおり、計画地前面の市道堤根2号線、市道柳町8号線及び県道川崎町田線等を利用する計画である。



凡例

- 計画地
- ← 工事用車両走行ルート (搬入)
- - - 市境
- ← 工事用車両走行ルート (搬出)
- ⋯⋯⋯ 区境



1 : 10,000



この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図 1-32 工事用車両走行ルート図

表1-27 工事工程

年	1年目												2年目												3年目												4年目												5年目												6年目												7年目												8年目												9年目												10年目											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
柳町(倉庫等)解体工事	[Gantt chart showing construction progress from Year 1 to Year 10]																																																																																																																							
準備工事	[Gantt chart showing preparation work progress]																																																																																																																							
地上部解体撤去工事	[Gantt chart showing above-ground demolition and removal work progress]																																																																																																																							
本体工事設計	[Gantt chart showing main body design progress]																																																																																																																							
地下部解体撤去工事	[Gantt chart showing below-ground demolition and removal work progress]																																																																																																																							
本体工事	[Gantt chart showing main body construction progress]																																																																																																																							
主要建設機械稼働台数(日平均台数)	[Gantt chart showing average daily operating hours for major construction machinery]																																																																																																																							
工事用車両	[Gantt chart showing vehicle usage for construction]																																																																																																																							
合計	[Summary of construction progress and resource usage]																																																																																																																							

オ 解体撤去工事計画

既存のごみ焼却処理施設の解体撤去工事は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」等の関係法令に基づき、図 1-33 に示すフローに沿って行う。

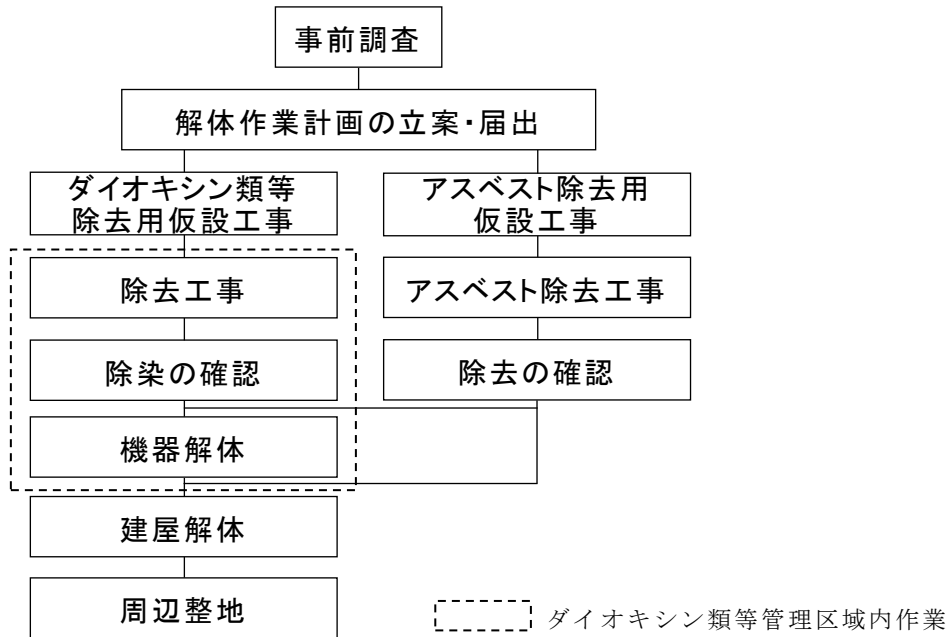
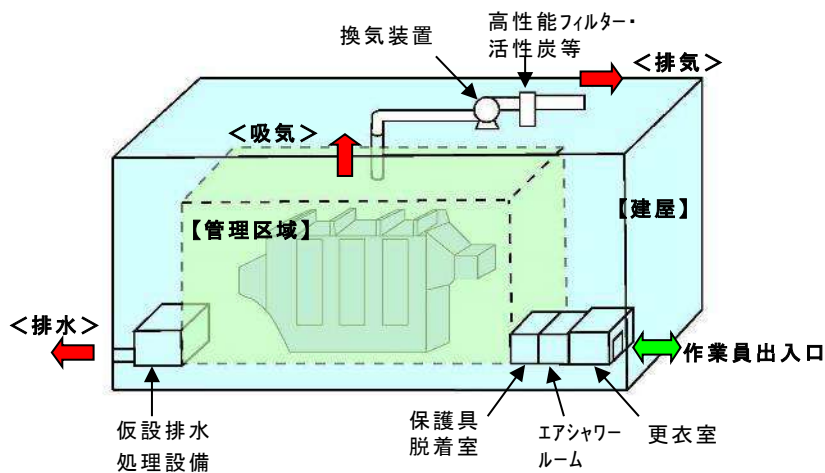


図 1-33 解体フロー（地上部分）

解体撤去については、図 1-34 に示すように、施設全体を外部から隔離するとともに、管理区域はシート等で隔離し換気装置・排水処理設備を設置するなどの措置を講じることにより、周辺に影響を及ぼさないように作業を行う。



注 【管理区域】()はシート等で隔離し、【建屋】()の開口部は目張り等を行うことにより、焼却施設全体を外部から隔離する。

図 1-34 ダイオキシン類等及びアスベストの飛散防止に配慮した建物の解体イメージ

煙突解体の工事は図 1-35 に示すように、解体作業用の足場・作業場所・換気装置・排水処理設備などの仮設設備を設置し、高圧水洗浄により、煙突内部に付着した汚染物を除去した後、煙突上部から順に解体を行う。また、煙道部分についても、基本的に同様に施工する。なお、全工程を通じて、煙突の開口部には粉じん飛散防止対策を講じる計画である。

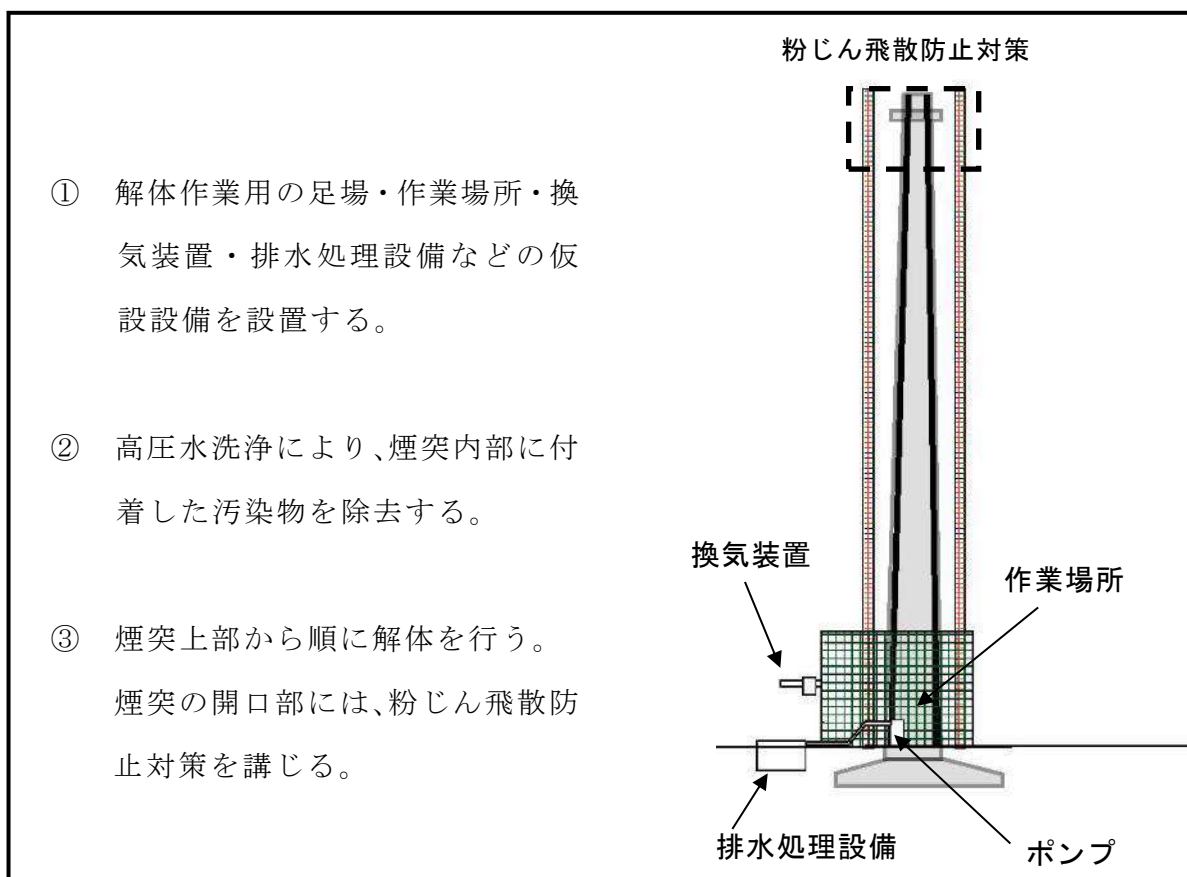


図 1-35 煙突の解体イメージ

また、建物の解体撤去工事にあたっては、一部の建材にアスベストが含有されていることを確認していることから、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」、「石綿障害予防規則」等の関係法令等に基づき、図 1-34 に示したような必要な措置を講じ除去作業を実施する。

このほか、解体中の粉じんの飛散防止や騒音・振動対策として、散水や施設ごとの防音パネルの設置等を実施する。

カ 工事中の環境保全対策

(ア) 排出ガス及び騒音・振動対策

建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型を使用する。敷地境界には仮囲い（鋼板製高さ約3 m）を設置する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。

工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。

(イ) 粉じん対策

埃や砂じんの飛散を防止するため養生を行い、作業毎に適した工法、手法の採用や適宜散水等を行う。また、解体撤去工事にあたっては、アスベストやダイオキシン類の飛散防止対策を実施する。

工事用車両の退出の際には必要に応じてタイヤ洗浄を行い、周辺道路の汚損を防止するとともに、道路清掃を適宜行う。

(ウ) 悪臭防止対策

防水工事や塗装工事を行う際には材料及び施工方法を検討し、低VOC塗料を使用することで悪臭の発生抑制に努める。

(エ) 水質汚濁防止対策

工事中の排水及び雨水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、公共下水道へ放流する。なお、既存施設の解体撤去におけるダイオキシン類等除去作業時の排水については、別途、適正に処理を行う。

(オ) 土壌汚染対策

本事業の実施にあたっては「土壌汚染対策法」等に基づき、計画地内の調査を行い、必要に応じて適切な対策を実施する。

(カ) 廃棄物対策

工事に伴って発生する廃棄物については、種類に応じて分別を徹底し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）や「廃棄物処理法」に基づき適正に再資源化、処理及び処分を行う。

(キ) 交通安全対策

工事用車両については、敷地への搬入出経路を指定するとともに、車両の出入り口等には、交通誘導員を配置する。

(ク) フロン対策

既存の堤根処理センターにおけるフロン類の使用機器として業務用エアコンがあるが、これらは、解体前に回収業者にフロン類の回収を委託し、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき適正に処理を行う。

(ケ) その他

本工事ではごみピット等の地下掘削を行うことから、工事に際して山留壁等の設置を行う。

また、工事中に発生した土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用するよう配慮する。建設残土を他の工事現場に搬出する場合には、土壌汚染対策法の検査項目や埋立処分場の受入基準を満足することを確認した上で、埋立処分を行う。

キ 造成計画

造成計画に伴う土量は表1-28に示すとおりである。

工事中に発生する掘削土はすべて場外搬出する計画である。また、ごみ焼却処理施設は災害時などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理が求められることから、「洪水ハザードマップ」(川崎市ホームページ)等で定められている浸水水位に基づく浸水対策として、盛土(1m)を行う計画である。

表 1-28 造成計画に伴う土量 (地山土量)

種類	土量
掘削土	約 121,530m ³
盛土	約 116,460m ³

(15) 計画施設と既存施設の比較

計画施設と既存の堤根処理センターの処理能力、焼却処理方式、公害防止自主基準値等の比較については表1-29に示すとおりである。

計画施設は、排出ガスについて既存施設よりもさらに環境に配慮した施設とする。

表1-29 計画施設と既存施設の比較

項 目		計画施設	既存施設			
ごみ焼却処理施設 (煙突、計量棟含む)	処理能力	500 t /24h	600 t /24h			
	焼却処理方式	ストーカ式	ストーカ式			
	余熱利用 設備	施設内熱利用	発電、給湯	発電、給湯、暖房		
		施設外利用	給湯	給湯、冷暖房		
	エネルギー回収率	23%以上	約6% (発電効率)			
	建物高さ(最高)	約39m	約30m			
	煙突高さ	100m	約85m			
	建築面積	約8,000m ²	約5,400m ²			
公害防止 自主基準値	排出ガス ^{注)}	煙突 排出ガス	ダイオキシン類	0.008ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	
			ばいじん	0.008g/m ³ _N 以下	0.03g/m ³ _N 以下	
			硫酸化物	8 ppm 以下	40ppm 以下	
			窒素酸化物	24ppm 以下	67ppm 以下	
			塩化水素	8 ppm 以下	20ppm 以下	
			水銀	30 μg/m ³ _N 以下	50 μg/m ³ _N 以下	
			カドミウム及びその化合物	0.5mg/m ³ _N 以下	0.5mg/m ³ _N 以下	
			塩素	1 ppm 以下	1 ppm 以下	
			ふっ素、ふっ化水素及び ふっ化珪素	2.5mg/m ³ _N 以下	2.5mg/m ³ _N 以下	
			鉛及びその化合物	10mg/m ³ _N 以下	10mg/m ³ _N 以下	
			アンモニア	50ppm 以下	50ppm 以下	
			シアン化合物	10ppm 以下	10ppm 以下	
			法規制値	騒音	敷地境界	昼間(8:00~18:00)
朝(6:00~8:00)	60デシベル以下	60デシベル以下				
夕(18:00~23:00)	50デシベル以下	50デシベル以下				
夜間(23:00~6:00)	65デシベル以下	65デシベル以下				
振動	昼間(8:00~19:00)	65デシベル以下		65デシベル以下		
	夜間(19:00~8:00)	60デシベル以下		60デシベル以下		
悪臭	敷地境界	アンモニア		1 ppm 以下		1 ppm 以下
		メチルメルカプタン		0.002ppm 以下		0.002ppm 以下
		硫化水素		0.02ppm 以下		0.02ppm 以下
		硫化メチル		0.01ppm 以下		0.01ppm 以下
		二硫化メチル		0.009ppm 以下		0.009ppm 以下
		臭気指数		8:00~23:00		18 以下
			23:00~8:00	15 以下	15 以下	

注) 排出ガス濃度は、酸素濃度12%換算値。なお、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則において定める物質については、希釈しない状態において測定した数値に対して適用する。

なお、既存の堤根処理センターの概況は図1-30に示すとおりである。

【既存の堤根処理センターの概況】

- ① 設置施設 : ごみ焼却処理施設 (600 t / 24h)
- ② 煙 突 : 敷地南西側に設置、高さ約 85m
- ③ 車両動線 : 北東側から入退場する。
- ④ 収集対象物 : 一般ごみ
- ⑤ ごみ関係車両の種類 : ごみ収集車両 (230 台/日程度)、ごみ積替車両 (20 台/日程度)、
灰運搬車両^{注)} (10 台/日程度)
注) 焼却灰及び焼却飛灰は浮島埋立事業所で処分
- ⑥ 余熱利用 : 発電及びヨネッティー堤根への蒸気の供給
(温水プールや冷暖房等に利用)
- ⑦ その他 : 地下構造物として、収集したごみを一時貯留するための
ごみピットを設置

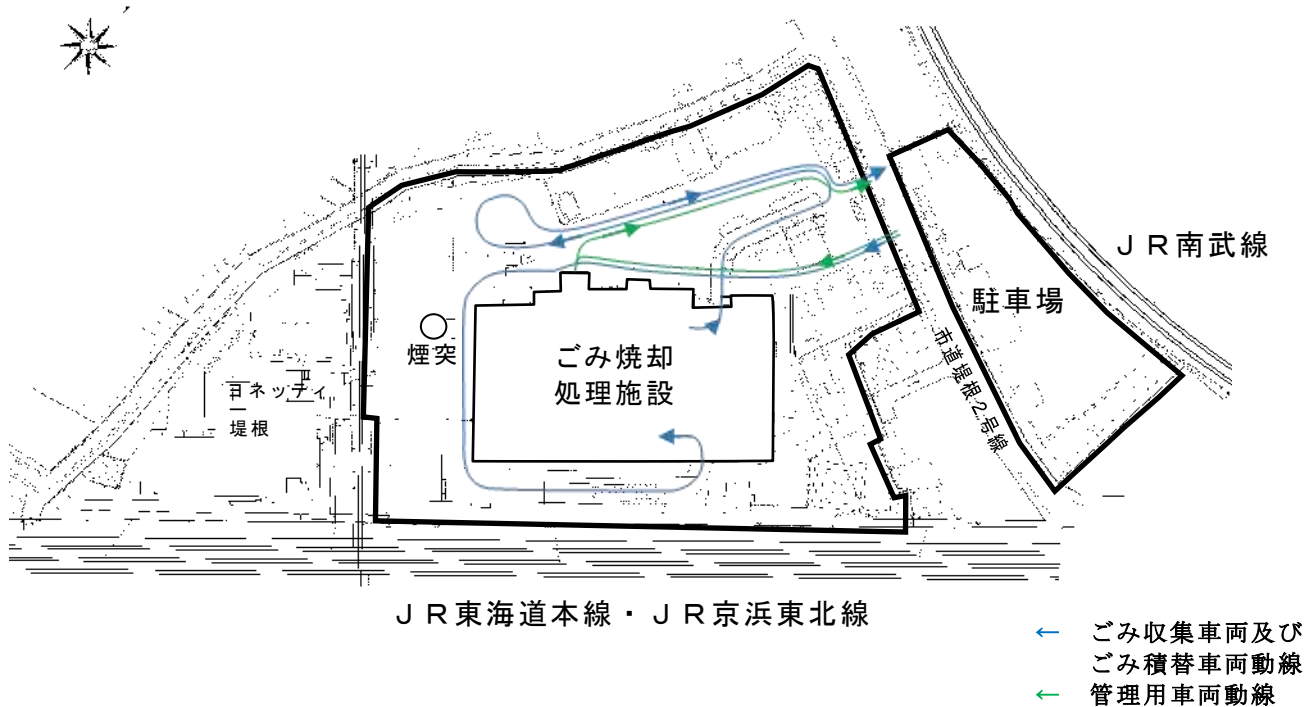


図1-30 既存の堤根処理センターの概況

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果

本事業は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境配慮計画書手続きを平成31年2月に実施している。

複数案は、供用時の影響に関して、施設配置に関する複数案（A案、B案）及び煙突高さに関する複数案（①案、②案）とし、これに基づき大気質、悪臭、騒音、振動、電波、日照、緑化地、都市景観の項目について検討を行った。また、この中で大気質、都市景観については、事業の特性や地域の特性から重要な項目とし、詳細な検討を行っている。

環境配慮計画書で示した複数案に関する環境影響について、総合的に評価した結果を次ページ以降に示す。

1 予測・評価の結果

重点項目	環境要素		保全目標	施設配置 A案 現況と同様		施設配置 B案 現況から反時計回りに90度回転		必要となる環境配慮事項					
				A-① 煙突高さ100m	A-② 煙突高さ130m	B-① 煙突高さ100m	B-② 煙突高さ130m						
✓	大気	大気質	排出ガスの排出による影響 汚染物質の排出が抑制されていること	【保全目標との対比】 既存の堤根処理センターよりもさらに厳しい値を自主基準値として定め、これを遵守することにより排出量を可能な限り抑制する計画であり、過去の類似事例（橋処理センター）での予測結果から、現況の大気質濃度に対する排出ガスの排出による影響は小さいと予測されることから、汚染物質の排出が抑制されているものと評価する。				汚染物質の排出を抑制するため、排出ガスは、最新の排ガス処理設備の設置等により、既存の堤根処理センターよりもさらに厳しい値を自主基準値として定め、これを遵守することにより、排出量を可能な限り抑制するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【煙突高さ①案、②案】 最大着地濃度と最大着地濃度出現距離の影響が相反する関係となることから、大気質への影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【煙突高さ①案、②案】 同左				【煙突高さ①案、②案】 最大着地濃度と最大着地濃度出現距離の影響が相反する関係となることから、大気質への影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。			
				最大着地濃度 1		0.69				A-①と同じ		A-②と同じ	
				最大着地濃度出現距離 1		1.20				A-①と同じ		A-②と同じ	
				※煙突高さ100mの場合を1としたときの比						□		□	
	悪臭	悪臭	ごみ焼却処理施設の稼働、廃棄物（一般ごみ）の貯留による影響 悪臭物質の排出による影響が抑制されていること	【保全目標との対比】 敷地境界において悪臭の規制基準を遵守する計画であり、既存施設と同等以上の措置を講じる計画であり、ごみ焼却処理施設の稼働及び廃棄物の貯留に伴う臭気が周辺に著しい影響を及ぼすことはないものと予測されることから、悪臭物質の排出による影響が抑制されていると評価する。				悪臭物質の排出による影響を抑制するため、投入ステージの出入口には、エアーカーテン及び自動扉を設置し臭気の流出を防止するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【施設配置A案、B案】 A案の方が最寄りの住宅地までの距離を確保できることから、より環境に配慮した案であると評価する。		【施設配置A案、B案】 同左							
				○		△							
	騒音・振動	騒音	ごみ焼却処理施設の稼働による影響 騒音の影響が抑制されていること	【保全目標との対比】 敷地境界において騒音の規制基準を遵守する計画であり、既存施設と同等以上の対策を講じることにより、ごみ焼却処理施設の稼働に伴う騒音が周辺に著しい影響を及ぼすことはないものと予測されることから、騒音の影響が抑制されているものと評価する。				騒音の影響を抑制するため、騒音の発生源となる設備は、基本的に屋内へ設置し、機器類は低騒音型の機器の採用に努めるなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【施設配置A案、B案】 各案とも敷地境界において規制基準を遵守するよう適切な対策を講じる計画であることから、騒音の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【施設配置A案、B案】 同左							
				□		□							
	騒音・振動	振動	ごみ焼却処理施設の稼働による影響 振動の影響が抑制されていること	【保全目標との対比】 敷地境界において振動の規制基準を遵守する計画であり、既存施設と同等以上の対策を講じることにより、ごみ焼却処理施設の稼働に伴う振動が周辺に著しい影響を及ぼすことはないものと予測されることから、振動の影響が抑制されているものと評価する。				振動の影響を抑制するため、振動の発生源となる大型の送風機や蒸気タービン発電機等は基礎構造を強固にするなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【施設配置A案、B案】 各案とも敷地境界において規制基準を遵守するよう適切な対策を講じる計画であることから、振動の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【施設配置A案、B案】 同左							
				□		□							

注) 評価の指標 ○：他の計画案に比べ優れている。 △：他の計画案に比べ劣っている。 □：他の計画案と同等である。

重点項目	環境要素	保全目標	施設配置 A案 現況と同様		施設配置 B案 現況から反時計回りに90度回転		必要となる環境配慮事項		
			A-① 煙突高さ100m	A-② 煙突高さ130m	B-① 煙突高さ100m	B-② 煙突高さ130m			
建造物影響	電波 建築物等の存在に伴う影響	良好な画像が保たれていること	【保全目標との対比】 建築物等の存在による影響について、いずれの対象計画案についてもテレビ受信障害が発生する可能性があるものの、計画施設において障害エリアとなる範囲はごく小さいと予測され、さらに、障害が発生した場合でも、建築物における対策や受信設備等改善による対策を講じることから、良好な画像が保たれるものと評価する。				【施設配置A案、B案】 同左		テレビ受信障害が発生する可能性がある場合には、建物の形状の配慮など建築物における対策や、個別アンテナ対策や共同受信施設の設置など受信設備等改善による対策をするなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。
			【施設配置A案、B案】 各案とも、テレビ受信障害が発生する可能性がある場合には、建物の形状の配慮など建築物における対策や、個別アンテナ対策や共同受信施設の設置など受信設備等改善による対策を講じる計画であることから、テレビ受信障害の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【施設配置A案、B案】 同左				
			□	□	□	□			
			【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較してテレビ受信障害が発生する可能性がより大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左	【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較してテレビ受信障害が発生する可能性がより大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左			
			○	△	○	△			
建造物影響	日照 建築物等の存在に伴う影響	住環境に著しい影響が生じていないこと	【保全目標との対比】 いずれの対象計画案についても計画建物による日影が発生するものの、建築基準法に基づく日影規制を踏まえ、可能な範囲で日影の影響が小さくなるよう建物等の配置、形状、高さ等について検討していくことから、住環境に著しい影響が生じることはないものと評価する。				【施設配置A案、B案】 同左		建築基準法に基づく日影規制を踏まえ、可能な範囲で日影の影響が小さくなるよう建物等の配置、形状、高さ等について検討するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。
			【施設配置A案、B案】 1時間以上日影となる面積はA案の方が広く、2時間以上及び3時間以上日影となる面積はB案の方が広くなると予測され、日照の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【施設配置A案、B案】 同左				
			□	□	□	□			
			【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して影響範囲が広くなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左	【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して影響範囲が広くなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左			
			○	△	○	△			

注) 評価の指標 ○：他の計画案に比べ優れている。 △：他の計画案に比べ劣っている。 □：他の計画案と同等である。

重点項目	環境要素		保全目標	施設配置 A案 現況と同様		施設配置 B案 現況から反時計回りに90度回転		必要となる環境配慮事項
				A-① 煙突高さ100m	A-② 煙突高さ130m	B-① 煙突高さ100m	B-② 煙突高さ130m	
緑	緑化地	緑の回復育成	緑化が進み、適切に管理されていること	【保全目標との対比】 いずれの対象計画案についても必要な緑被率(25%以上)を確保し、樹種については、周辺環境との連続性に配慮する計画であることから、緑化が進み、適切に管理されているものと評価する。				植栽樹種は計画地内の既存の緑化地や計画地北西側から南西側のグリーンベルト等で良好に生育している樹木を選定するなど、周辺環境との連続性を考慮し、調和した緑の創造に配慮するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。
				【施設配置A案、B案】 A案に比べB案の方が、ごみ焼却処理施設がある堤根敷地側の西側から南側にかけて、まとまった緑化地を確保できることから、より環境に配慮した案であると評価する。		【施設配置A案、B案】 同左		
				△		○		
都市アメニティ	都市景観	建築物等の存在に伴う影響	周辺環境との調和を保つこと	【保全目標との対比】 既存の堤根処理センターを更新するものであり、地域景観の特性の変化は少ないものと予測され、周辺環境との調和は保たれるものと評価する。				周辺環境と調和のとれた景観とするため、地域の景観特性、周辺の土地利用状況や地域の景観形成に関する方針、「公共空間景観形成ガイドライン」等を踏まえ、建物の配置、規模、形状等に配慮する。また、計画建物の色彩は、川崎市景観計画の基本となる色彩を採用し、周辺環境に溶け込むデザインとするなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。
				【施設配置A案、B案】 B案では最寄りの住宅地付近(地点1、地点2)からの眺望景観が大きく変化すると予測されることから、A案の方がより環境に配慮した案であると評価する。		【施設配置A案、B案】 同左		
				○		△		
				【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して視認される部分が大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左	【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して視認される部分が大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左	
				○	△	○	△	

注) 評価の指標 ○: 他の計画案に比べ優れている。 △: 他の計画案に比べ劣っている。 □: 他の計画案と同等である。

2 総合評価及び必要となる配慮事項

(1) 計画の概要

計画の概要	名称：堤根処理センター整備事業
	種類：廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為） ※既存の堤根処理センターの建替事業である。
	区域面積：約 26,000m ²
	処理能力：540 t / 24h（180t/24h × 3 系列） ^{注)}

注) 環境配慮計画書時点の施設規模である。

(2) 複数案の比較

重点項目	環境要素		施設配置		煙突高さ		
			A案 (現況と同様)	B案 (現況から反時計回りに90度回転)	①案 (100m)	②案 (130m)	
✓	大気	大気質	—		□	□	各対象計画案に優位な差はみられない。
	悪臭	悪臭	○	△	—		
	騒音・振動	騒音	□	□	—		各対象計画案に優位な差はみられない。
		振動	□	□	—		
	建造物影響	電波	□	□	○	△	煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較してテレビ受信障害が発生する可能性がより大きくなる。
		日照	□	□	○	△	
	緑	緑化地	△	○	—		煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して影響範囲が広がる。
	都市アメニティ	都市景観	○	△	○	△	

注) 評価の指標 ○：他の計画案に比べ優れている。 △：他の計画案に比べ劣っている。
□：他の計画案と同等である。

(3) 総合評価

施設配置に関する複数案	煙突高さに関する複数案
いずれの案もすべての項目で環境保全目標を満足するものと評価する。 環境面の検討では、悪臭及び都市景観の観点からはA案の方が、緑化地の観点からはB案の方がより環境に配慮した案となる。 今後の検討にあたっては、社会面・経済面も考慮し、より環境に配慮した計画とする。	いずれの案もすべての項目で環境保全目標を満足するものと評価する。 環境面の検討では、電波、日照及び都市景観の観点からは①案の方がより環境に配慮した案となる。 今後の検討にあたっては、社会面・経済面も考慮し、より環境に配慮した計画とする。

第3章 環境配慮計画書に対する 市民意見等の概要と指定開発行為 者の見解

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 環境配慮計画書の縦覧等

本事業に関する環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所は、表3-1に示すとおりであり、平成31年2月28日から平成31年3月29日までの30日間縦覧された。また、条例第8条の3の規定に基づき、環境配慮計画書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時及び周知方法等は表3-2及び表3-3(1)～(3)に示すとおりである。

表 3-1 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成31年2月28日(木)～平成31年3月29日(金)
縦覧場所	川崎市：環境局環境評価室、川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所 横浜市：環境創造局環境影響評価課、鶴見区役所

表 3-2 説明会の開催日時及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	平成31年3月8日(金) 18時30分～19時30分	平成31年3月10日(日) 10時～10時50分
場 所	川崎市役所第4庁舎2階ホール(川崎区宮本町3番地3)	
参加人数 (来場者数)	11名	21名
説明会開催の 周知方法	<p>説明会開催の案内は、以下の方法により周知した。</p> <p>①回覧板 12町内会・自治会で回覧(表3-3(1)参照)</p> <p>②ポスティング 54,174世帯へ各戸配布(表3-3(2)参照)</p> <p>③川崎市市政だより 平成31年2月21日号全市版に掲載</p> <p>④川崎市ホームページ 平成31年2月21日より環境局施設部施設建設課ホームページに掲載</p> <p>⑤ポスター掲示 平成31年2月21日から縦覧終了まで、川崎市内の関係区役所及びその出張所、市民館、図書館等川崎市の施設に掲示(表3-3(3)参照)</p>	
環境配慮計画書の 内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会来場者に対し、環境配慮計画書から抜粋した図表等を基に作成した説明会用スライドを用いて説明した。 ・説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。 	

表 3-3(1) 町内会等への回覧箇所一覧（回覧板）

堤根処理センターを中心に半径 500m内の町内会・自治会	
市名	町内会・自治会名
川崎市	<u>川崎区</u> 川崎区中央地区連合会「日進町町内会」「下並木町会」「池田町内会」 町内会連合会に未加入の「日進町市営住宅自治会」 <u>幸区</u> 南河原地区町内会連合会「大宮町町内会」「柳町自治会」
横浜市	<u>鶴見区</u> 市場地区第二自治連合会「尻手自治会」「ヨコハマオールパークス自治会」「元宮自治会」「市場上町町内会」「バードウッド鶴見自治会」「オーベル横浜鶴見自治会」

表 3-3(2) ポスティング箇所一覧

堤根処理センターを中心に半径 1 km 内の地区	
市名	区・町丁目名
川崎市	<u>川崎区</u> 駅前本町、日進町、小川町、南町、堤根、下並木、池田 1 丁目、池田 2 丁目、京町 1 丁目、渡田山王町、元木 1 丁目、元木 2 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田新町 2 丁目、渡田新町 3 丁目 <u>幸区</u> 中幸町 3 丁目、中幸町 4 丁目、堀川町、柳町、大宮町、南幸町 2 丁目、南幸町 3 丁目
横浜市	<u>鶴見区</u> 矢向 1 丁目、矢向 2 丁目、矢向 3 丁目、矢向 4 丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、市場富士見町、尻手 1 丁目、尻手 2 丁目、尻手 3 丁目、平安町 1 丁目、元宮 1 丁目、元宮 2 丁目

表 3-3(3) ポスター掲示箇所一覧

川崎市内の関係区役所及びその出張所、市民館、図書館等川崎市の施設に掲示	
区名	掲示箇所
川崎区	川崎市役所第 3 庁舎、川崎区役所、川崎図書館、教育文化会館、大師支所、田島支所、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館、ヨネッティー堤根
幸区	幸区役所、幸図書館、幸市民館、日吉出張所、幸図書館日吉分館

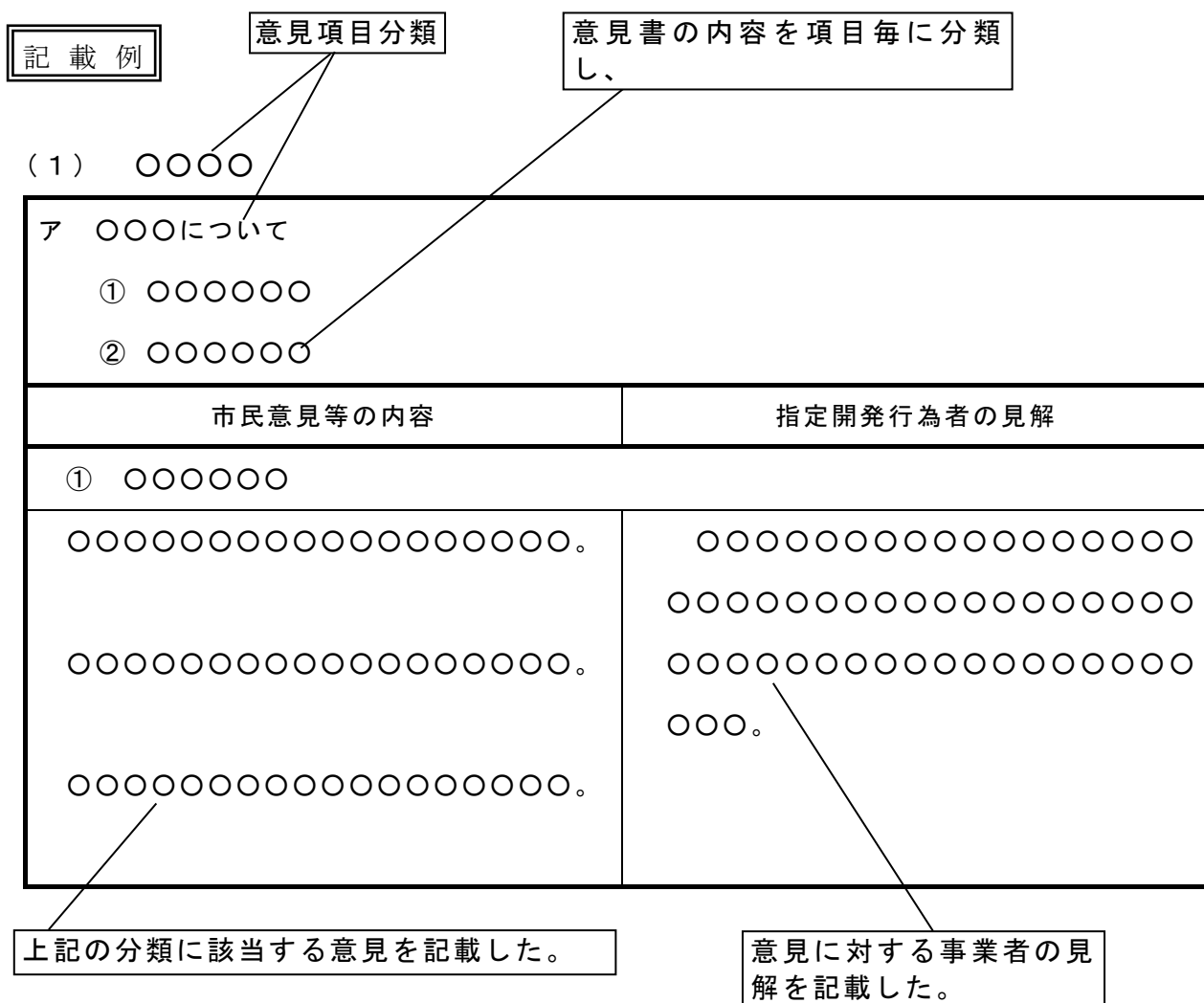
2 意見書による意見と見解

条例第8条の4の規定に基づく期間において、環境配慮計画書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見書が3名3通提出された。

この意見書に対する事業者の見解（考え方）を整理し、条例第8条の5の規定に基づき、令和元年5月14日に「堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画見解書」を提出した。

3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

本項では、市民意見等の内容と、意見に対する指定開発行為者の見解をまとめており、その構成は以下のとおりとした。なお、見解については、環境配慮計画見解書で示した内容を記載している。



(1) 環境配慮に関する調査、予測及び評価の結果について

ア 調査、予測及び評価の結果について	
① 複数案に関する影響について(悪臭、騒音、日照、電波、都市景観)	
② 悪臭について	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
① 複数案に関する影響について	
<p>施設の西側に隣接している地域に居住しております。</p> <p>B案は、反対とさせていただきます。</p> <p>A案に比べてB案は、西側だけでなく北側も住宅地域に近くなります。近接することにより、以下の問題が大きくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭が強くなる ・騒音が大きくなる ・日照時間が短くなる。 ・電波妨害の影響が大きくなる。 <p>住宅地域に近づけば近づくほど、上記の影響が大きくなります。</p> <p>以上より、B案よりA案のほうが近隣住民としては好ましいです。</p> <p>また、A案についてですが、できる限り建物を南側に寄せることはできないでしょうか？</p> <p>南側は、JR南武線、JR東海道線の線路になるため、そちらに寄せることについては、環境的な負荷を考慮することは少ないかと思えます。</p> <p>また、建物自体を南側に寄せる事により、北側により多くの空きスペースを確保できるようになるので、B案に比べても遜色ない緑地スペースを確保でき、また、建造物の高さなど自由度も上がるかと思えます。</p> <p>ぜひ、A案で、また、できれば上記の改善したA案で進めていただけるよう宜しくお願い致します。</p>	<p>施設配置の複数案については、現在の敷地の中での施設の効果的・効率的な配置や、車両動線の安全性、施設管理の容易性などの観点から検討を行い、その制約の中から近隣の住居の分布状況も考慮して実行可能な案として、2案を設定しています。</p> <p>設定した複数案に関し検討を行った結果、いずれの案もすべての項目で環境保全目標を満足するものと評価しています。また、御意見のあった項目については、悪臭及び都市景観の観点からはA案の方が環境に配慮した案となるものの、騒音、日照、電波については各案に優位な差はみられないものと評価しています。</p> <p>また、御意見のあった鉄道からの建物の位置については、施設管理の容易性や車両動線の安全性の確保、また、工事の安全性・施工性の観点を考慮し、可能な限り線路側に近づけた配置としております。</p> <p>今後、詳細な計画の検討を進めるにあたっては、悪臭、騒音、日照、電波、都市景観などの影響について御懸念されていることも踏まえ、住宅地側への影響が可能な限り小さくなるよう配慮してまいります。</p>
<p>3/10に説明会に参加させて頂きました。説明会を開いてくださり有難う御座いました。</p> <p>私は横浜市民ですが、家の目の前が堤根処理センターに面しています。恐らく一番影響を受ける場所に住んでいる者の一人です。</p> <p>現在は施設が線路に近く配置されていて、ニオイ、騒音など時々感じますが、我慢できる程度で暮しています。</p> <p>さて、説明会を拝聴して、強くお願いしたい事があります。都市景観、悪臭の点からも、A案を採用して頂きたいです。</p> <p>さらに、可能ならば、施設をなるべく線路に近付けて、住宅地から離れた場所を選んで頂きたいです。</p> <p>理由として、B案にすると明らかに自宅の日照時間が大幅に減ってしまいます。大変心配です。</p>	<p>なお、最終的な複数案の絞り込みにあたっては、環境配慮計画書の予測・評価の結果や、いただいた御意見も踏まえ、社会面・経済面も考慮し、決定してまいります。また、複数案の絞り込みの経緯と決定した結果については、来年度予定している条例環境影響評価方法書の中でお示しします。</p>

市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
<p>陽が当たらないと、現在よりも冬の寒さが厳しくなります。暖房費などの出費や余計なエネルギーの消費を強いられます。緑化を増やすために、エネルギーの消費を招くことに疑問を感じます。また、住宅の資産価値も下がります。</p> <p>そして、悪臭 騒音 電波妨害も、とても心配です。</p> <p>今までの生活よりもストレスが溜まる事が明らかです。</p> <p>現在の建物の位置よりも住宅地側に寄せない様にして頂けませんか？</p> <p>ご検討下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>どうか安心して暮らせるよう考慮頂けましたら幸いです。</p>	<p>〈見解については、52ページ参照〉</p>
<p>② 悪臭について</p>	
<p>現在もそうですが、風向きによっては、処理場から悪臭が発生し、近隣の住環境に多大な影響があります。</p> <p>新たに建て替える際には、悪臭の発生に関する対策を万全にしてください。</p>	<p>新しい堤根処理センターでは、ごみピット内の空気を強制的に炉内に吸引してごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐなどの従来の悪臭対策に加え、すべての焼却炉の休止時は、ごみピット内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着等によって処理するなど、既存施設と同等以上の措置を講じる計画としており、法や条例の基準値を遵守することはもとより、周辺にお住いの皆様に対する悪臭の影響がないように万全の対策を講じてまいります。</p>

(2) その他

<p>ア 解体工事について</p> <p>① 害虫対策について</p>	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
<p>① 害虫対策について</p>	
<p>建て替えの際の現施設の解体時に、ゴキブリやネズミ等の害虫が大量に発生する事を懸念しています。</p> <p>設備解体に際して事前の徹底した害虫駆除などの対策を万全に講じてください。また、害虫等による被害が生じた場合の賠償についてもしかるべき検討を講じてください。</p>	<p>既存の施設の解体にあたっては、ゴキブリやネズミ等の害虫等が発生する事のないよう、万全の対策を講じます。</p> <p>なお、現在建設工事を行っている橋処理センターにおいて、施設の解体に伴う害虫等に関する苦情は発生しておりません。</p>

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果 と指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

「堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書」（令和元年8月28日）の送付を受け、この審査書の審査結果に対する指定開発行為者の見解等は、表4-1(1)、(2)に示すとおりである。本事業の実施にあたっては、これらの事項を踏まえ、周辺環境に十分配慮して事業を進めていく計画である。

表 4-1(1) 環境配慮計画書の審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画審査書の審査結果及び内容	指定開発行為者の見解
<p>全般的事項 本対象事業は、ごみ焼却処理施設の建替事業であり、環境配慮計画書では、「事業の位置及び規模」、「施設の配置及び構造」の検討経緯を示すとともに、ごみ焼却処理施設の配置、煙突の高さに関する複数案を策定し、各案が環境に及ぼす影響について比較検討が行われている。</p> <p>既存施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するに当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、環境配慮計画策定者が複数案を踏まえて対象計画を策定する際には、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を確実に遵守すること。また、環境配慮計画書に示されている複数案から対象計画を策定した経緯については、条例環境影響評価方法書で明らかにすること。</p>	<p>本事業は、市民から排出されるごみの処理を安定的に行うため、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設を整備するものである。</p> <p>環境配慮計画書では、現時点の事業計画の内容を示すとともに、配置、煙突の高さに関する複数案を設定し、環境に及ぼす影響について比較検討を行いました。</p> <p>環境配慮事項については、複数案から絞り込んだ対象計画について具体的な検討を進めているところであり、その内容は、条例環境影響評価準備書に記載します。</p> <p>また、対象計画の策定については、環境配慮計画書の予測・評価の結果や、市民等からの意見、環境配慮計画書の審査結果とともに、施設の利便性・経済性も考慮し複数案の絞り込みを行いました。その経緯と決定した結果を条例環境影響評価方法書に記載しています。</p> <p>なお、本審査結果の内容についても確実に遵守します。</p>
<p>(1) 対象計画策定に関する事項 ア 対象計画策定に当たっては、住宅地への影響や、計画地が面する市道提根2号線への影響に配慮し、検討すること。</p>	<p>対象計画策定に当たっては、住宅地への影響や、計画地が面する市道提根2号線への影響に配慮し、住宅地までの距離を確保でき、現状からの環境の変化が小さいと考えられる配置（既存施設と同様の配置）としました。ただし、建屋規模が現在よりも大きくなることから、更なる環境配慮事項について検討を行っていきます。</p>
<p>イ 緑化計画の策定に当たっては、できるだけまとまった緑化地の確保や、緑化地間の連続性を担保するよう検討するとともに、景観上の効果も考慮した樹木の選定や配置を検討すること。</p>	<p>対象計画策定に当たっては、既存施設と同様の配置としました。これに基づき具体的な緑化計画について検討を進めているところであり、緑化地間の連続性や景観上の効果にも配慮し、緑化地の配置、樹種の選定、管理等について検討を行い、その内容については条例準備書に記載します。</p>

表4-1(2) 環境配慮計画書の審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画審査書の審査結果及び内容	指定開発行為者の見解
<p>(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項 条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。 また、建替事業であることから、できる限り現状と比較し、わかりやすく示すこと。</p>	<p>本事業の環境影響評価について、条例方法書では、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ環境影響要因の抽出を行い、事業計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価の手法を検討し、その内容を記載しました。 また、今後の条例方法書の手続きを踏まえ、最終的に決定した調査、予測及び評価の手法に基づき適切な環境影響評価を実施するとともに、本事業は建替事業であることから、できる限り現状と比較した上で、わかりやすく記載するよう条例準備書において配慮します。</p>

第5章 条例環境影響評価方法書に対する 市民意見等の概要と指定開発行為 者の見解

第5章 条例環境影響評価方法書に対する 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例環境影響評価方法書の縦覧等

本事業に係る条例環境影響評価方法書の縦覧期間及び縦覧場所は、表5-1に示すとおりであり、令和2年7月8日から8月21日までの45日間縦覧された。また、縦覧期間中に開催した説明会の開催日時及び周知方法等は表5-2及び表5-3(1)、(2)に示すとおりである。

表 5-1 条例方法書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年7月8日（水）～8月21日（金）（縦覧期間45日間）
縦覧場所	川崎市：環境局環境評価室、川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所 横浜市：環境創造局環境影響評価課、鶴見区役所

表 5-2 説明会の開催日時及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	令和2年7月31日（金） 18時30分～19時20分	令和2年8月1日（土） 10時～10時50分
場 所	川崎市役所第4庁舎2階ホール（川崎市宮本町3番地3）	
参加人数 （来場者数）	9名	6名
説明会開催の 周知方法	<p>説明会開催の案内は、以下の方法により周知した。</p> <p>①回覧板 12町内会・自治会で回覧（表5-3(1)参照）</p> <p>②ポスティング 約54,000世帯へ各戸配布（表5-3(2)参照）</p> <p>③川崎市市政だより 令和2年7月21日号全市版に掲載</p> <p>④川崎市ホームページ 令和2年7月8日より環境局施設部施設建設課ホームページに掲載</p> <p>⑤ポスター掲示 令和2年7月8日から縦覧終了まで堤根処理センターに掲示</p>	
条例方法書の 内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会出席者に対し、条例方法書から抜粋した図表等を基に作成した説明会用スライドを用いて説明した。 ・説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。 	

表 5-3(1) 町内会等への回覧箇所一覧（回覧板）

堤根処理センターを中心に半径 500m内の町内会・自治会	
市名	町内会・自治会名
川崎市	<u>川崎区</u> 川崎区中央地区連合会「日進町町内会」「下並木町会」「池田町内会」 町内会連合会に未加入の「日進町市営住宅自治会」 <u>幸区</u> 南河原地区町内会連合会「大宮町町内会」「柳町自治会」
横浜市	<u>鶴見区</u> 市場地区第二自治連合会「尻手自治会」「ヨコハマオールパークス自治会」「元宮自治会」「市場上町町内会」「バードウッド鶴見自治会」「オーベル横浜鶴見自治会」

表 5-3(2) ポスティング箇所一覧

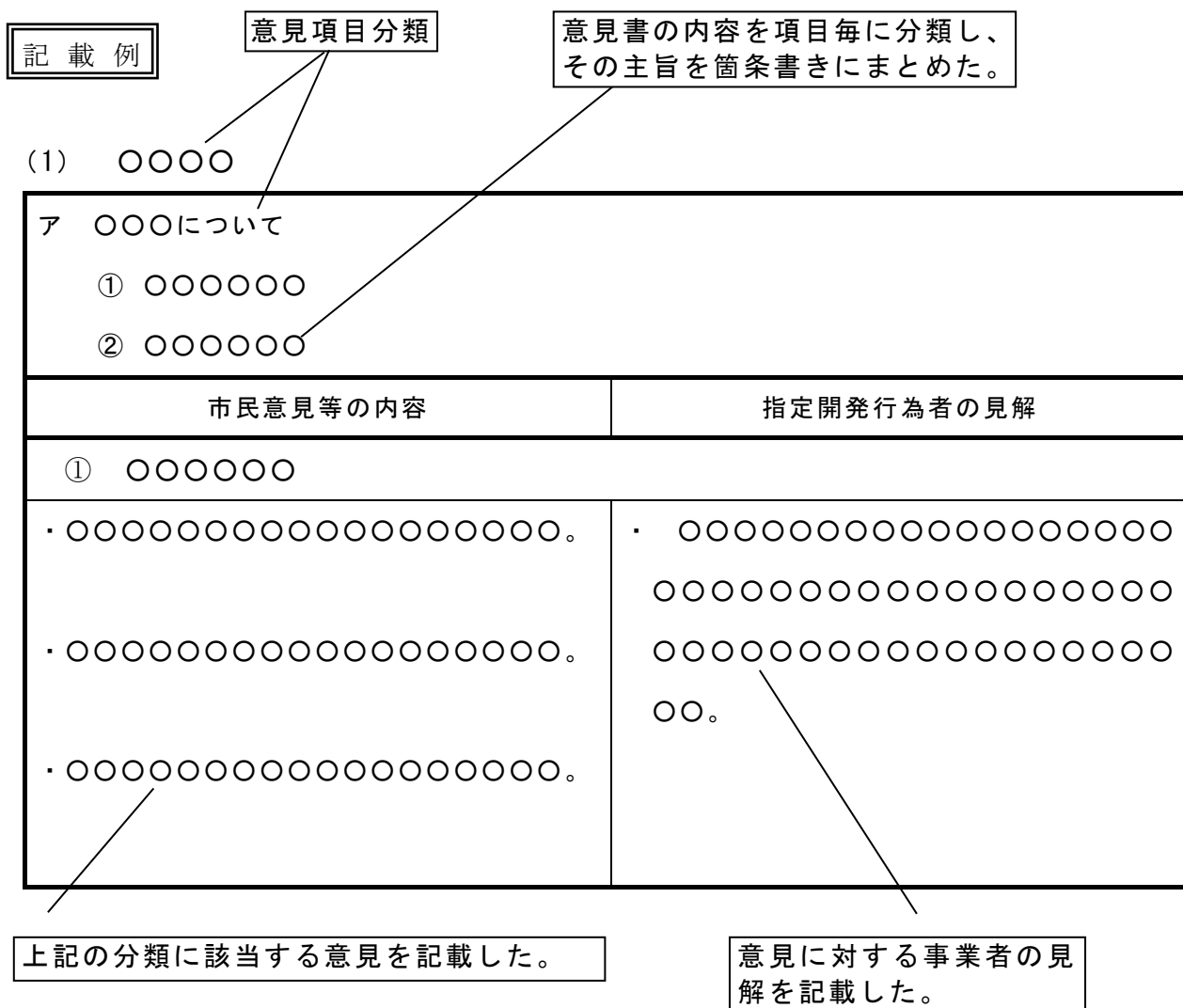
堤根処理センターを中心に半径 1 km内の地区	
市名	区・町丁目名
川崎市	<u>川崎区</u> 駅前本町、日進町、小川町、南町、堤根、下並木、池田 1 丁目、池田 2 丁目、京町 1 丁目、渡田山王町、元木 1 丁目、元木 2 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田新町 2 丁目、渡田新町 3 丁目 <u>幸区</u> 中幸町 3 丁目、中幸町 4 丁目、堀川町、柳町、大宮町、南幸町 2 丁目、南幸町 3 丁目
横浜市	<u>鶴見区</u> 矢向 1 丁目、矢向 2 丁目、矢向 3 丁目、矢向 4 丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、市場富士見町、尻手 1 丁目、尻手 2 丁目、尻手 3 丁目、平安町 1 丁目、元宮 1 丁目、元宮 2 丁目

2 意見書による意見と見解

条例第13条の1の規定に基づく期間において、条例方法書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見書が1名1通提出された。

3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

本項では、市民意見等の概要と、意見に対する指定開発行為者の見解をまとめており、その構成は以下のとおりとした。



(1) 事業計画の概要について

ア その他	
① 歩道の新設について	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
① 歩道の新設について	
<p>施設に隣接する尻手1丁目の住人です。</p> <p>ヨコハマオールパークスの影響で町丁別の人口は尻手1丁目が飛びぬけて多い状況。</p> <p>ここに住んでいる住民が川崎駅方面へ出掛けようとする施設沿いの道路を使うわけだが人口増の影響もあってか交通量が増えている。歩道は広く取られているが車道が狭いので自転車と車のすれ違いには危険がある。</p> <p>そこで施設の線路側に尻手1丁目から直接的に抜けられる歩道(自転車走行可)を作ってはどうか。</p> <p>安全面はさることながら、川崎駅へのアクセスが向上されることによる経済効果も期待できると考えます。</p>	<p>堤根処理センターの整備事業を進めるにあたり、処理能力や処理方式を設定し、土地利用計画を検討してきましたが、堤根処理センターは狭い敷地の中でごみ焼却処理施設やごみ収集車の搬入動線(車路)等を配置する必要があります。また、近隣に対する日照障害の影響や、まとまった緑化地の確保等の観点から、建物をできる限り南側(JR東海道本線側)に寄せ、さらにごみ収集車の搬入動線を確保することから、建替後においても現敷地面積が必要であり、歩道を新しく作る余裕がない状況です。</p> <p>周辺住民の皆様に対し、より良い施設としていきたいと考えておりますので、ご理解くださるよう、よろしくお願いたします。</p>

第6章 条例環境影響評価方法書に対する 審査結果と指定開発行為者の見解

第6章 条例環境影響評価方法書に対する 審査結果と指定開発行為者の見解

「堤根処理センター整備事業に係る条例方法審査書」（令和2年10月29日）の送付を受け、この条例方法審査書の審査結果に対する指定開発行為者の見解は、表6-1に示すとおりである。本事業の実施にあたっては、これらの事項を踏まえ、周辺環境に十分配慮して事業を進めていく計画である。

表 6-1 条例方法書の審査結果と指定開発行為者の見解

条例方法書の審査結果及び内容	指定開発行為者の見解
<p>(1) 全般的事項</p> <p>本指定開発行為は、ごみ焼却処理施設を整備するものであり、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>条例環境影響評価準備書の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、審査結果の内容を踏まえて、調査、予測及び評価を行いました。</p>
<p>(2) 個別事項</p> <p>ア 大気質</p> <p>供用時の排ガスの排出に伴う大気質濃度の予測及び評価に当たっては、複数の対象計画案から絞り込んだ経緯を踏まえ、排ガスの諸元、気象などの条件を適切に設定すること。</p>	<p>排ガスの排出に伴う大気質濃度の予測及び評価に当たっては、メーカーへのアンケート等を踏まえ、本事業による影響が最大となる排ガスの諸元、気象などの条件を設定し予測・評価を行いました。また、その設定条件については、条例準備書に記載しました。</p>
<p>イ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）</p> <p>過去の災害等の状況については、既存の堤根処理センターの過去の状況だけでなく、事業計画を勘案した適切な類似事例を調査すること。</p>	<p>安全に係る過去の災害等の状況の調査については、既存の堤根処理センターの過去の状況に加え、市内の処理施設の過去の災害等の状況を類似事例として調査し、それを踏まえた予測・評価を実施しました。</p>
<p>(3) 環境配慮項目に関する事項</p> <p>選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、具体的な措置の内容を明らかにすること。</p>	<p>選定した環境配慮項目については、具体的な措置の内容を条例準備書に記載しました。</p>

